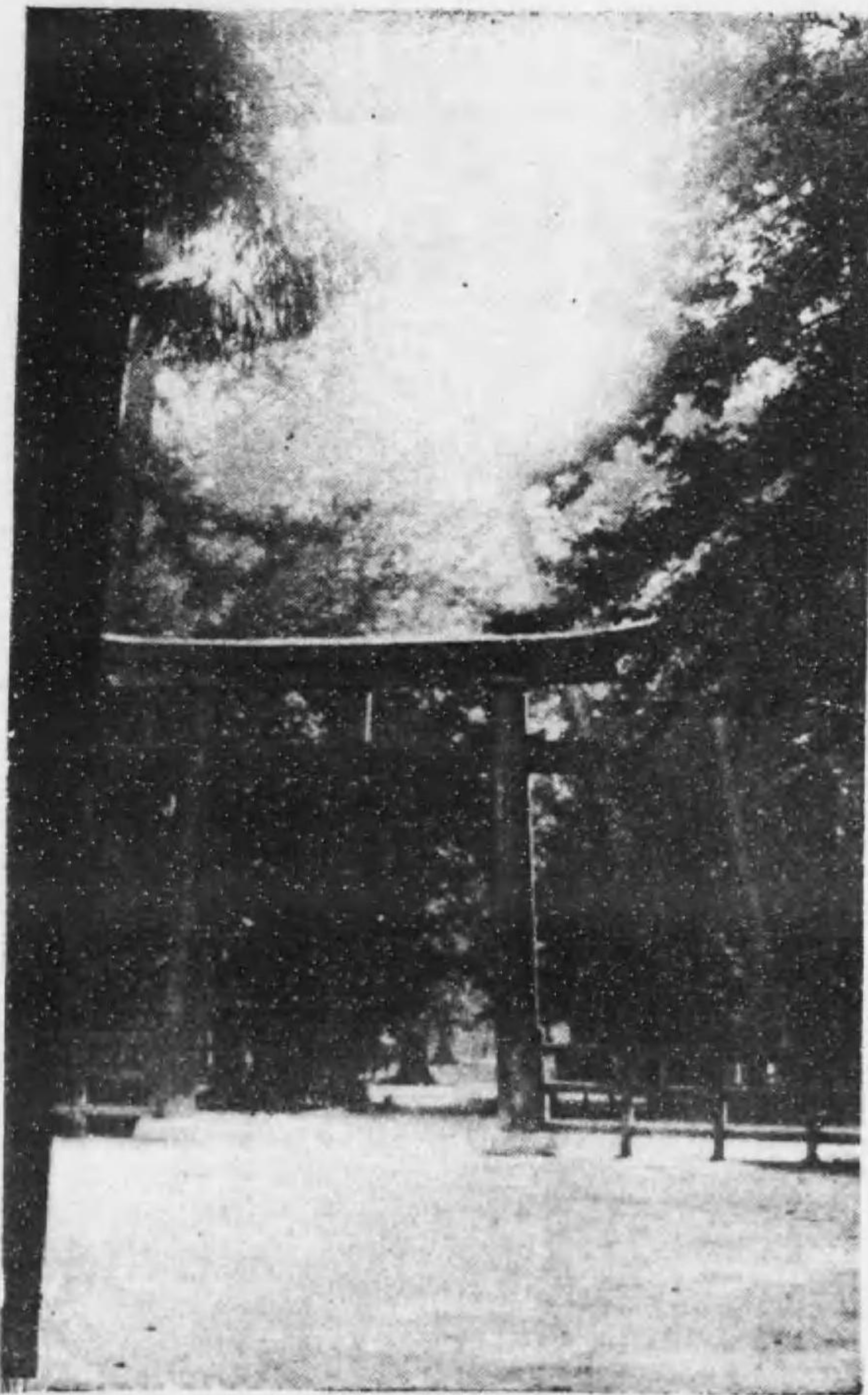


（照參項の幸行茂賀兩） 社神茂賀上

御休所に入らせられ將軍家茂を召され、畏くも御手づから御膳部の供御を分たれ、剩つさへ天盃を下賜せられたのである、將軍は其優遇には今更ながら一天萬乗の主上の御仁慈に、地に伏して感泣したのである、次で主上には再び鹵簿を整へさせられ上加茂神社に御參拜になり、薄暮京都皇宮に還幸になつた、これより攘夷の氣は京の市民の心に一層深く感銘したのであつた、此盛儀を拜した宮部鼎藏の國風に

おほけなき今日の御幸は千早振

神のむかしにかへる初めて



(照參項の幸行茂賀兩) 社神茂賀下

薩藩の建白

知恩院の本陣

急遽の歸國

將軍家茂は滯京期日の十日間も早や盡きたから、東歸の準備おさ／＼怠りなく、朝廷は

「攘夷期限の儀に付、大樹公京都滯在十日の旨、兼て仰出され之あり候處、英船渡來期限を待たずして、戰爭に及ぶべく、先日の形勢と相反し候世態に付後見、總裁の内、急に歸府、防禦萬端指揮之れあるべく、大樹公に於ては、人心歸嚮の處置之れあり候上、歸府候様御沙汰候事」

この御沙汰書を賜ふたが、英國軍艦は今にも江戸市中を砲撃せんこの風説が高かつたから、上洛中の幕臣等は歸心矢の如く、如何ともして將軍を東歸せしめんと圖つたが、主上には屢々家茂を召し、優渥なる勅諭を賜はり、家茂も更に

東歸の意思がなかつたに拘らず、家茂に扈從の人々は縦まゝに將軍東歸の布令を發したから、京の市中は鼎の湧返へるが如き騒動を演じ、急進派の公卿等は將軍東歸を阻止せんとしたが、家茂は事態漸く急なるを知つて、發駕延引の旨を天下に布告せしめた、此時島津久光は急遽上洛して、知恩院に本陣を置いて中川宮を初め公卿の間を奔走し、中川宮、近衛前關白忠熙卿に左の意見を開陳した

今日は伏藏なく十分に言上仕候間、忌諱嫌疑等は御宥捨を奉願候事

一、攘夷の御決議輕卒の儀然る可からざる事

一、後見總裁を奴隸の如くに御待遇あつて浮浪藩士の暴説を信せらるゝは、

尤も然る可からず、且御膝下に於て法外の儀有之候を其儘に召置かれ候儀

は、朝憲幕令も行はれざる姿にて、只々亂世の基と歎息に堪えず候事

一、右に付暴説を信用の堂上方は、速に御退け、浮浪藩士の暴説家は幕府より處置可有之事

一、宮(中川宮)、前關白(近衛忠熙)中山、正親町三條等は、以前の如く御委任之

事

一、大原御宥免の事

一、天下の大政は征夷大將軍に御委任の事

一、長州父子の所存を後見より質問あるべき事

一、御親兵一條の事

一、無用の諸大名、藩士等は都て歸國すべき事

一、主命の外は藩士の御面會無用の事、浮浪は尤も不可然事

一、主命亡命の者を御信用は不可然等の事

一、英國一條、諸外國一條

一、神宮御守衛として親王方を差遣され候儀は尤も不可然事、是は其近國の大名へ命せられ至當の事

一、浮浪藩士の心底を態々御勘辨有之度事

さりながら久光の意見は急進派の公卿は勿論、志士等は喜ばないのみならず、反つて久光を敵視し、薩藩を誹謗したから、薩藩の士は大に怒り、久光を擁し

て戦端を開かんと意嚮を洩す者も出で、四月十七日久光は小松帶刀をして左の一書を朝廷及び幕府に上らしめた。

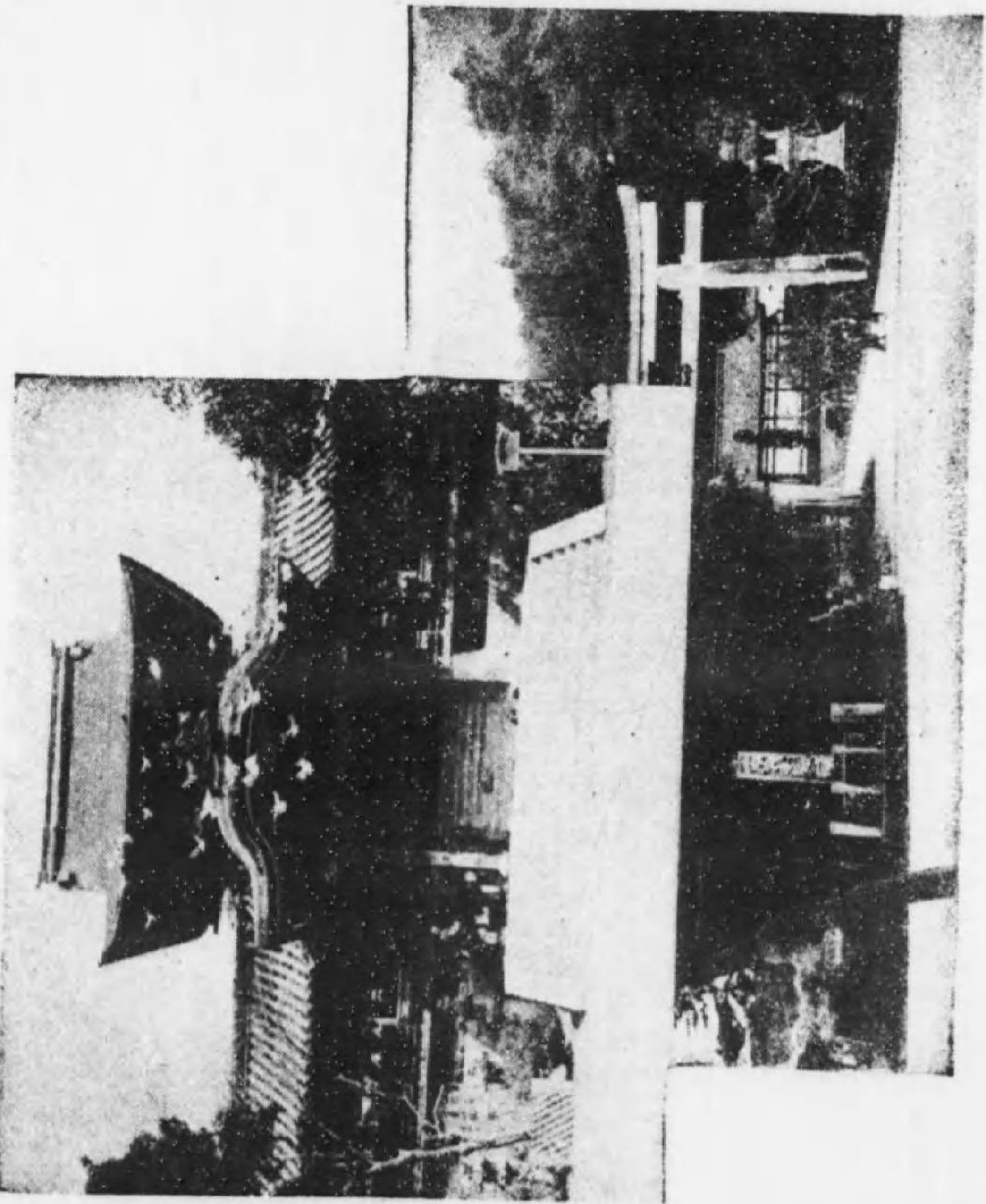
今般私儀 御内命を蒙り奉りて上京仕り、詳かに輩下の形勢を観察仕候處皇國の御危急は且夕に迫り候趣、顯然相見え候に付、愚魯の身を顧みず、公武の御重職方へ存慮十分に献言仕り候へども到底も御採用あらせられ候御模様には御座なく、慷慨嘆息の外は無御座候、就ては無用の小臣、長々滯京仕り候ては却て公武の御爲に相成らず、讒言紛々ど沸騰仕り、終に 御目前に於て騒亂を生じ候は、案中に奉存候、殊に攘夷御決議の上は、國元の儀、三面の海岸、寸地も外國に掠奪いたされざる様に、防禦の用意嚴重に申付けずしては、御國威を貶し奉り候場合に相當り、別て恐入奉存候間、不得止、明日出足仕り候、急速の儀御疑ひも之ある可く候へ共、右申上候外に、所存無御座候、是等の趣、御聞取り被下度、伏て奉願上候、誠惶誠恐謹言

久光はかくの如く憤慨して、知恩院の書院に侍臣と協議し、行李勿々其翌日を以て大阪に下つた、中川宮、近衛關白等は大に驚き、其歸藩を止めんとて、態



知恩院で島津久光の遺墨 文久三年四月十四日召命に
より上洛知恩院に寄し公武一和の建白をなす(薩藩の建白の項
参照)

石清水八幡宮本殿と一の鳥居 文久三年四月十一日
孝明天皇石清水八幡宮に行幸（石清水行幸の項参照）



々使者を大阪に派遣したが、
もすることが出来なかつた。
已に久光は出帆した後であつたから、
如何せんご

石清水行幸

千載一遇の盛儀

家茂供奉を拜辭す

前に主上の加茂行幸があつて後、間もなく攘夷の成功を祈らせ給ふため、文久三年四月四日に石清水八幡宮に行幸を仰出された、これには中川宮を初め反對者が多かつたため延期せられ、同月十一日卯の刻に御發輦になつた、風輦は徐に建禮門を出で、堺町通を西へ、三條通を西へ向はれたが、歴代の天皇には二百數十年の間、恐れ多き事ながら、絶えて宮外御遊幸がなかつたから、此度加茂及び石清水へ行幸と洩承はつた洛中洛外の士女は、勿論、近國各地より千載一遇の盛儀を拜觀せんと打集ふものも多く、爲に沿道の拜觀者は幾十萬とも知れなかつた、拜觀者は風輦を迎へて悉く拍手し、風輦は油小路を南へ、稻荷の旅所で御小憩の上、それから烏羽街道、淀堤を通御の上、石清水八幡宮に御

着になつた、供奉する公卿は勿論在京中の諸大名は悉く騎馬にて、烏帽子、直垂をつけてゐたが、徒歩扈從の人々は數千名に達し御道筋の警衛は松平肥後守は禁中、堺町御門附近は尾張大納言、三條より五條迄は水戸中納言、五條より七條迄は紀伊中納言其他は薩長土を初め各藩の兵士か承り、各々具足下小袴をつけ、ブッキの陣笠を用ひ、鐵鞭扇等を携へ、威風凛々として整列してゐた、然るに此日京の街に流言が頻りに起り殊に中山忠光卿は浪士を率ゐ、將軍を途上に要撃せんとの計劃があつたから、家茂は急遽供奉を拜辭し、石清水八幡宮の本殿内門には

東側には西より鷹司、一條、徳大寺、近衛、大炊御門、廣幡、日野、飛鳥井冷泉、庭田、六條、橋本、葉室、

西側には東より榊筋、滋野井、中御門、梅溪、東園、河鱈、三條西、正親町東久世、細川、藤島、四條、綾小路、

の諸卿が整列し、内門外には一橋慶喜の席が設けられ、其後には先陣武家松平長門守、同紀伊守、上杉彈正大弼、松平備前守、別に御輿の舎、關白、左大將

右大將の帳舎、水戸餘四丸、山内兵之介、片倉小十郎、横山主税の控席、これに對し先陣、後陣兩武家、供廻の席が設けられてあつた、鳳輦は一鳥居に着御先陣、後陣はこゝに下馬、小門を経て、主上には八幡宮に御着、御小憩の上、神殿に進ませられ、西南廊に入御、御手水の儀が済んで、いごも嚴そかに御拜あり攘夷の御成功を祈らせ給へば、神さびたる神域は寂として聲なく、微かに金鈴の鳴響く音のみ聞え、主上には西南廊を辿らせ給ひ、樓門外より御腰輿にて還御になり、神殿は拾翠樂を奏してゐる裡に御戸を閉し、神饌を撤して式は終り、主上には此目祠前に於て家茂に攘夷の節刀を賜はらんとこの思召であつたが、家茂は勿論後見職の慶喜も病と稱して、御前を退いたから、これより一層尊皇討幕の論が旺んになり、主上にはこれより一條左大臣忠香、近衛左大將忠房、廣幡大納言忠禮、大炊御門大納言家信以下四千八百餘人及び武家では松平讃岐守頼聰以下雜人等を従へて還幸になつたが、慶喜が俄に供奉を辭したことから、京の街には色々の風説が起つて、京童は

まことの御太刀はいらないものよ

どうと攘夷は出来やせぬ

と唄ひ、これより幕府の威信は地に墜ちて、尊皇討幕の實行期に入つた。

奸臣朝倉某

二二四

急進派の公卿を欺く

近衛邸内で逮捕

天下多事なる際には色々な事件が起つて物騒であるから、親兵が設置せられて、其御用掛に三條中納言實美卿が命せられた、即ち

清和院御門は松平土佐守、寺町御門は細川越中守、堺町御門は松平大膳大夫、下立賣御門は松平陸奥守、蛤御門は水戸中納言、今出川御門は松平備前守、乾御門は松平修理大夫、中立賣御門は松平相摸守、石薬師御門は松平阿波守が夫々守衛し、禁裡當番勤番には松平安藝守が命せられ、要害極めて堅固であつたに拘らず、御苑には折々怪しき者が徘徊してゐたが、幕臣朝倉幸之助も其一人であつた、かれは幕府に反感を懐き、故あつて姉小路公知卿に誑られ、將軍家茂の大阪下向は、攝海より軍艦に搭じて東下するのであると吹聴し、卿も

幸之助の言を信じて、其旨を急進派の公卿、志士等に通知したから、大に驚き直に公知卿は其偵察をなすべく大阪に下向してしまつた、然るに幸之助は更に近衛前關白の邸を訪ひ、將軍の下阪は、全く海路御歸東の爲である、若し某に御下命に相成つたならば、必らず御引留申上ぐべしと述べ、諄々として忠懇卿に説く所があつた、卿は輕卒にも幸之助の言を信じて、汝速やかに下阪して將軍を引留めるがよからう、萬一其儘將軍が歸東せば違勅の罪を以て處罰せらるゝであらうと述べ、幸之助の奸計に乗せらるゝも知らず、卿は一書を認めて幸之助に渡した、幸之助は大に喜んで、此計成就の上は必らず立身出世の道啓けて運善くば公卿を後援に、大事業を興して見やうと思ふてゐた、兎角する中に幸之助は出發の準備も整ふたから、美々しき衣服を纏ひ、多數の供を連れて近衛邸へ告別のためやつて來た、これより前、尾張前大納言慶勝は近衛卿に對し、輕卒にも匹夫幸之助を御信用の上、密書を托せらるゝとは何事であるぞとの抗議が來た、卿はいたく驚き大に悔悟の色があつた折柄であるから、直に町奉行に幸之助逮捕を命じた、然るに幸之助の供廻が多數の爲、到底も町奉行の手に合

二二五

ひ兼ねるから、守護職の手を借りて近衛邸門前で逮捕し、奉行所で厳しく取調べた末、かれはその罪状を自白に及び、極刑に處せられ、又近衛前關白を初め議奏、傳奏の參朝を停め、公知卿を大阪から召還せられ、京の人々は幸之助を天一坊に比して、色々の噂が口から口へと傳へられた、これと前後して高倉御池下る東側に居住の紀伊家の臣家里眞太郎方に浪士數名襲撃し、二階にて眞太郎を斬殺し、三條大橋に梟首し左の貼紙がしてあつた。

高倉御池下ル東側

家里眞太郎

此者元來姦佞なり情實を以て儒者と稱し上木を業とし書畫を賣買候義は猶其小罪にて幕府の吏人に内通し名教を紊たり正義を貶り公武離間の計をめぐらし候段不届に候先達逃走の處又復立歸り候は自ら天誅を招く者也依而遂斬戮其餘の姦曲罪魁を懲す者也

耳塚の不覺

近藤は友情に厚い

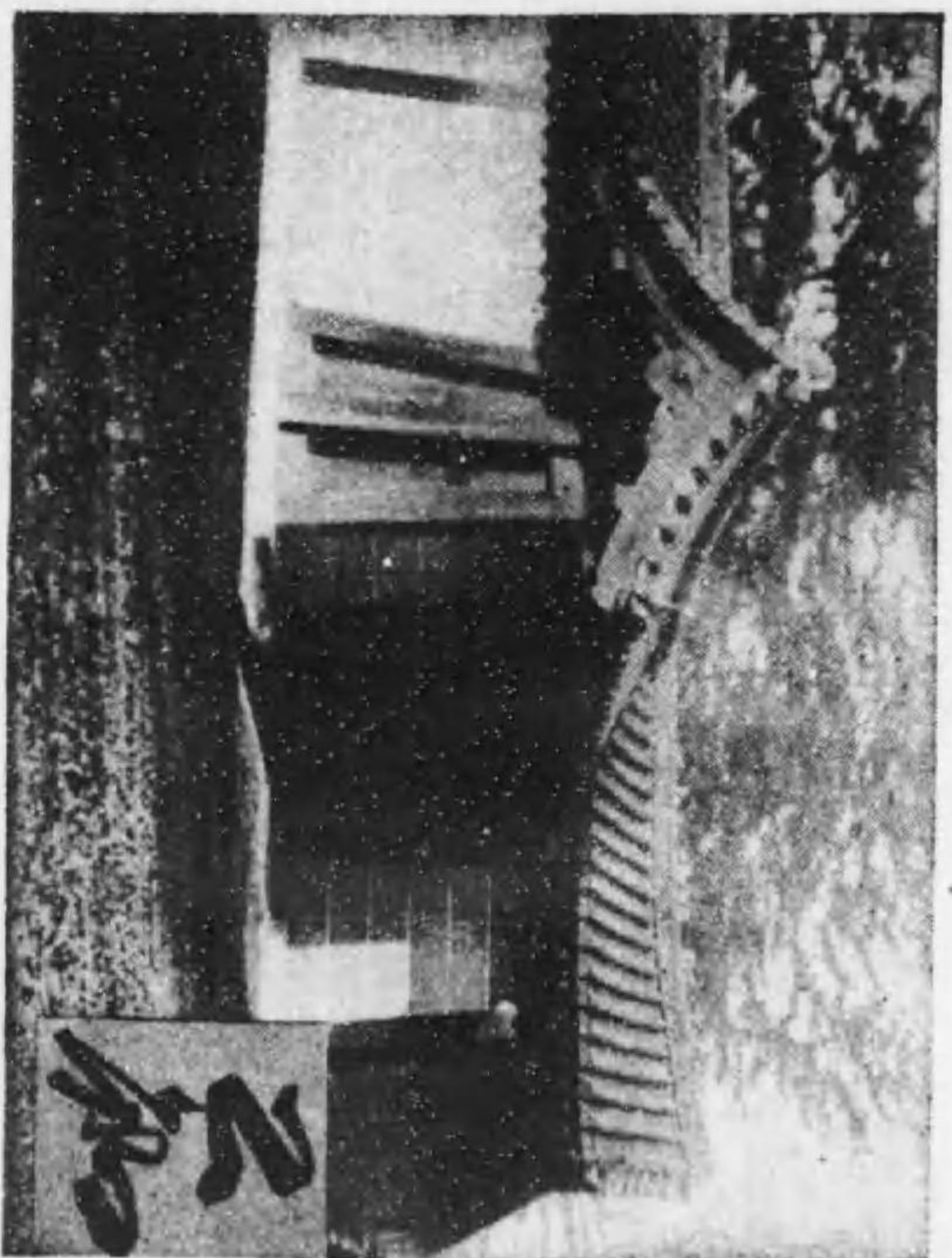
姿を晦ます二人

清川八郎は羽州庄内の藩士であつたが、かれは急務三策を松平春嶽に上つてその内には攘夷、大赦の二條と、天下の英才を教育すべきことを左の通り認めたのである。

夫れ非常の變に處する者必らず非常の士を用ゆ。故に能く非常の大功を成す非常に處して庸衆を用ゆるは猶千里を志して驚駭に策つが如し、勞すると雖も必ず敗るべし今日は誠に非常の時なり、聖王膏衣肝食、苟も之が臣子たる者、豈一日も其枕を安するの時ならんや。然らば即ち今日非常の急務を行はんと欲すれば、速に非常の士を擧用するに非ざるよりは、獨り變、下流に發せず、恐くは征夷の大事業を奏する能はざらん、願くば執事、疾く度外の令

を施し、以て天下非常の士を收め、其心力を幕府に盡さしめなば、即ち回天の大業を奏する、何の難ことか之あらん、而して非常の人を用ゆるは非常の人にあらざれば必ず之を收攬する能はず、即ち幕下豪傑卓犖不群の士兩三輩を擧げて、以て之が總宰と爲し、更に之が一館舎に設け、其材に依て之が俸祿を給し、一切簡約に従ひ、先づ天下馳名の傑士兩三輩を擧げ、此輩をして廣く忠義節烈、英偉剛儼の士を募り、文有る者は之を顧問に備へ、武有る者は之を韜鈴に充てしめよ、其れ此の如くならば、天下の士翕然として至り、皆精神を幕府に注ぎ上下一心、以て敵愾の志を勵まさば、何の虜か攘ふ可らざらん、何の功か樹つ可らざらん、詩に云く、濟々たる多士、文王以て寧しと、願くば執事疾く大命を發して急に之を收めよ。

此建議は幕府の容るゝ所となつて、新徴組は組織せられた、八郎は新徴組を引率して上洛し、首尾能く任務を果たし、隊士の全部は江戸に引揚ぐることに決したが、芹澤鴨と近藤勇の兩人は、極力引揚説に反對し、殊に芹澤は八郎を嫉むこと甚だしく、如何にもしてかれを暗殺しやうと考へてゐた、一日芹澤と近

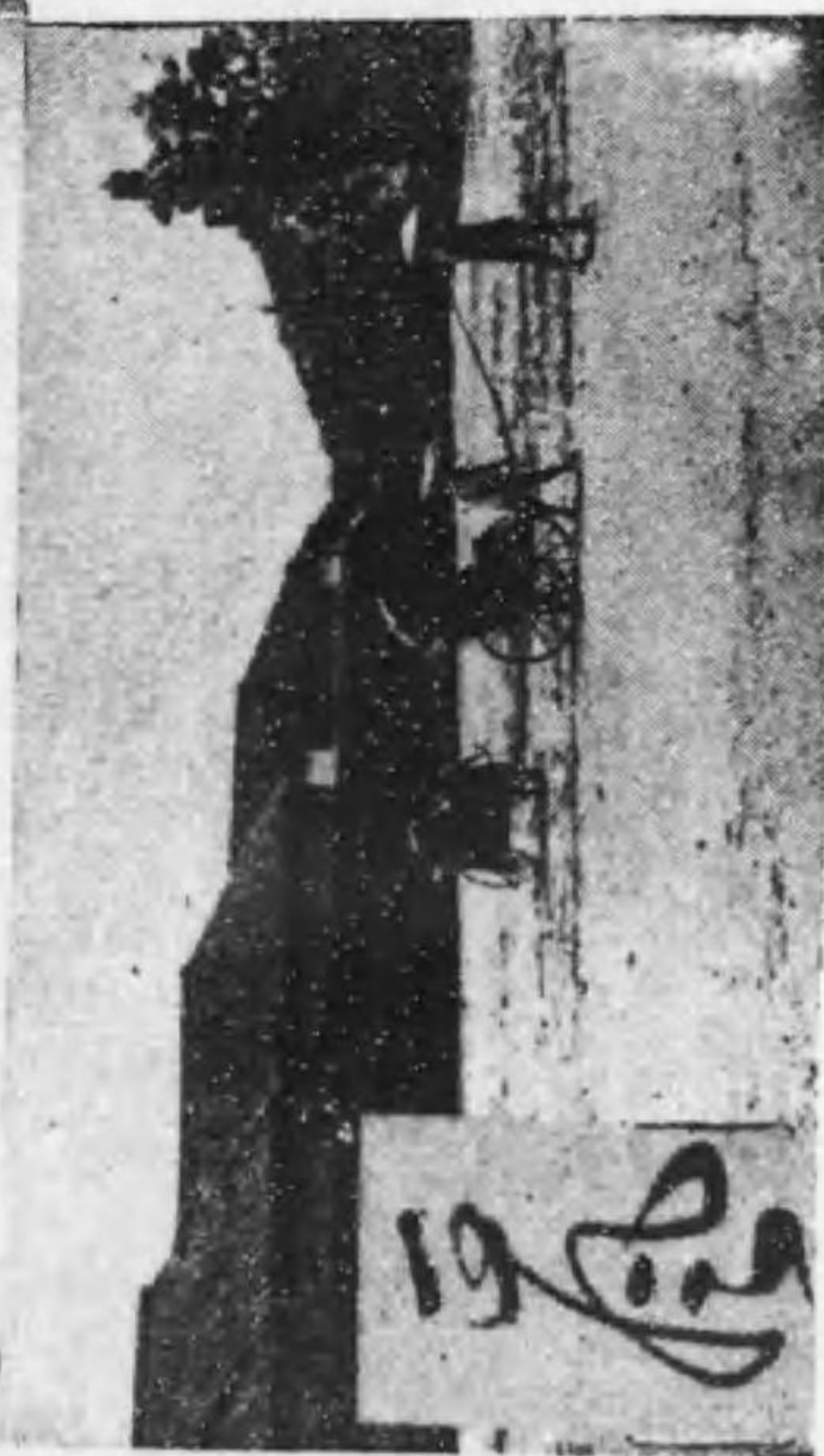
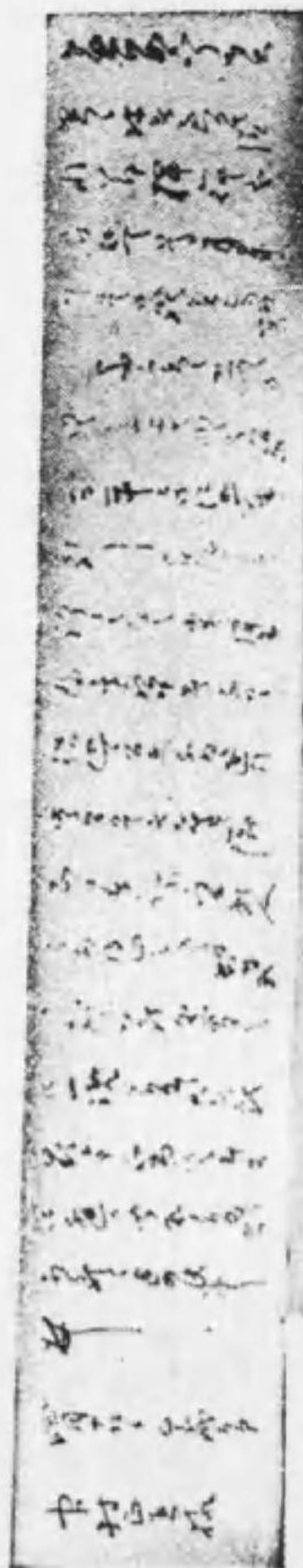


京都皇宮様々辻 女久三年五月二十日夜姉小路
公知は廟議に夜を更かしての暇を京都皇宮様々辻に
て忍徒のために刺さるゝ下圖は公知の自署(發々辻の
變參照)

藤は八郎の後を跟けたが、八郎は山岡鐵舟と一緒に友人を訪づれるため耳塚附近の旅館に姿を隠した、芹澤と近藤とはその旅館の附近にあつたみをつくしといふ旗亭に入り、八郎の出づるのを待受けた、芹澤は近藤に向ひ「今宵の中に八郎を暗殺せねば板倉殿の内命に背くことゝなり、かれを生かしておいては新徴組は浮む瀬もない、貴殿が不同意であれば拙者一人で遣付ける」と奮然として起つたから、近藤も止むなく表へ出で、八郎と山岡の出づるを待つて、其の跡に尾し、耳塚前で近藤は態と八郎の體に衝突かゝつた、八郎は「曲者ッ」と叫んだから近藤は吃驚して逃出した、芹澤も仕損じたと思ひ暗に姿を消し、山岡と八郎は其何者であつたかを知らなかつた、近藤の此不覺は全く八郎に對する一片の情義に引かされたゝめであつた。

大佛耳塚附近

近藤勇、清川八助、山岡鉄太郎の
 暇を耳塚附近に要し清川を暗殺せんとし女情により
 知つて仕損ず、上圖は山岡の遺墨、下は清川の自署
 (耳塚の不覺の項参照)



猿ヶ辻の變

公知卿の暗殺

三條卿は無事

文久三年五月二十日、禁中に大評定があつた、姉小路公知卿には三條實美卿等とこれに與かり、夜二更に及んで退出した、三條卿は輿に乗り、提灯持二人、輿の側には家士十二人、輿丁四人、その外從僕が數人附添ふてゐたが、姉小路卿は徒歩で、從僕は家紋を描いた提灯を携さへ、家臣金輪勇(太刀持)田中右京春持を伴ふてゐた許りであつた、折柄月は東山を離れて、萬遍なく下界を照らしてゐたが、姉小路卿が朔平門外を過ぎ、猿が辻に差かゝらんとする刹那、不思議にも御所の溝の中に黒い影法師が二つ三つ動いたのである、僕は一二歩後すたりをすると、其影法師が僕の前に飛んで来て、提灯を切つて落し、それと同時に卿に斫つて蒐つた、卿は避くる暇もなく叱ッ、狼籍者、太刀を持って、

と急呼したが、金輪勇は性來臆病者であつたから、僕と共に早くも太刀を持つた儘、いづくへか遁去つてしまつた、卿は詮方なく手にしてゐた笏で敵刃を受けやうとしたが、不幸にも笏は切れて、卿の頭を削つて、卿はそれとも屈せず兎徒の腕を轟と握つた、兎徒は再び卿の腰部を斬付け、卿は重傷ながら兎徒に飛付いて其刀を奪ひ、吉村右京は好く戦ひ、兎徒の一人を斬り、残る一人を斬らんとしたが、兎徒は遁去つた後であつたから、右京は深く傷ける卿を肩にし日の御門通北角の邸に歸りつき、卿は玄關前で打倒れた、姉小路家では早速其旨朝廷に届出でたから、先づ三條卿が慰問し

「自分が公知卿と公卿門前でお別れして、清和院門を出やうとする途端、門外築屏の片隅に三人の男が隠れてゐるのを認めた、しかし彼等は自分の從者が案外に多人數であつたから近寄らなかつた、又仙洞御所の塀側にも怪しの曲者が居つたが、或はそれ等の者が卿を害したのではなからうか」

數時間前の怪しき模様を語られた、又醫師大町、大杉、安藤、近藤も參邸して卿を治療をしたに拘らず、其翌曉眼目せられた、主上深く宸悼あらせられ、香

華料として白銀三十枚を賜ひ、勅して參議左近衛權中將を追贈し、傳奏野宮定功卿に兇徒を屹度穿鑿すべき旨を嚴命られ、これと同時に吉村右京は身命を抛ち忠節を盡せし段神妙の至りであるとして銀五枚を下賜せられた、其翌々日に至り町奉行は竹屋町烏丸の刀商清助を呼出し、姉小路卿の喬ふた刀の鑑定を命じた、清助は詳細に其刀を見ると、銘は薩摩の刀工奥和泉守忠重、長さ二尺三寸巾一寸一分、そり八分、櫛鮫黒塗、色皮平巻、目貫なし、頭鐵にて藤原と高彫縁鐵にて、裏に英、表に鎮守の文字がある、清助は「此刀は昨年中薩藩の士田中雄平殿より依頼を受けて、拙者が作り上げたものに相違御座りませぬ」と陳述した、守護職松平容保はこれを聞いて大に喜び、田中雄平が東洞院鎗藥師の小森織之助の借家に居住してゐるのを捕縛することに決し、安藤九右衛門、外島機兵衛、松阪三内等は、其寓居を圍んで雄平と同居の仁禮源之丞、其僕太平を捕へ、町奉行所に拘禁したが、薩藩の留守居役内田仲之助は大に怒り、二應の挨拶もなくして我藩士を捕縛するは奇怪千萬である」と會津藩に掛合ふたが、會津藩では「天命であるから致方がない」と答へて一向取合はないから、流石の薩藩も

苦情も持出せず、其儘手をひいてしまった、一方田中雄平は町奉行永井主水正尙忠の取調べを受け、突附けられた兇刃を取るが早や、グザフと腹に突立て、その場で自及してしまつた又仁禮源之丞は薩藩に、太平は米澤藩に夫々預けられたが、太平は逃亡して取調が出来なくなり、町奉行は職務怠慢の故を以て閉門仰付けられ、薩藩の乾門の守護を罷免し、樞機に參する議奏、傳奏、國事參政、同御用掛、寄人には守衛を附せらるゝことになつて、事件は落着したが、雄平が此兇行の眞犯人であつたや否やは、今猶疑問とせられてゐるが、一説に雄平はこれより前、賊のために自分の差料を偷み去られたのであるから、其賊が雄平の刀を使用して此暴舉に出でたものであらう、しかし雄平は武士の面目として此一事を公にすることを好まず、遂に進退谷まつて自及したといふ事である。

土方の奇智

一三四

新築の屯所

西本願寺の寄附金

新選組は文久三年三月十日の嘆願書により、其願意は聞届けられ、守護職會津肥後守に隸屬することゝなつた、これより其威望は京洛を歴し、隊長には芹澤と近藤が選ばれた、其軍記は頗る嚴肅であつて、左の法度を申合せた

一、役所を堅く相守り式法不可亂進退組頭の下知に可隨事

附奇瑞妖怪不思議の説不可申事

一、食物一切美味堅く禁制の事

一、晝夜不限急變有之候共決而騒動不可致心靜に身を堅め下知を可待事但

夜討入の節勿論の事

一、私之遺恨有りど雖も於陣中喧嘩口論仕間敷之事

一、出勢前に兵糧を食ひ鎧一縮し槍太刀の目釘可心付事

附陣前に於て猥りに虚言申間敷事

一、敵間の利害見受於有之は不及遠慮可申出不咎過失事

一、組頭及討死候刻其組衆於其塙可遂戦死若し構臆病其の虎口北來の族於有

之は斬罪微罪隨其品可申之條兼而覺悟未練の働無之様可被相嗜之事

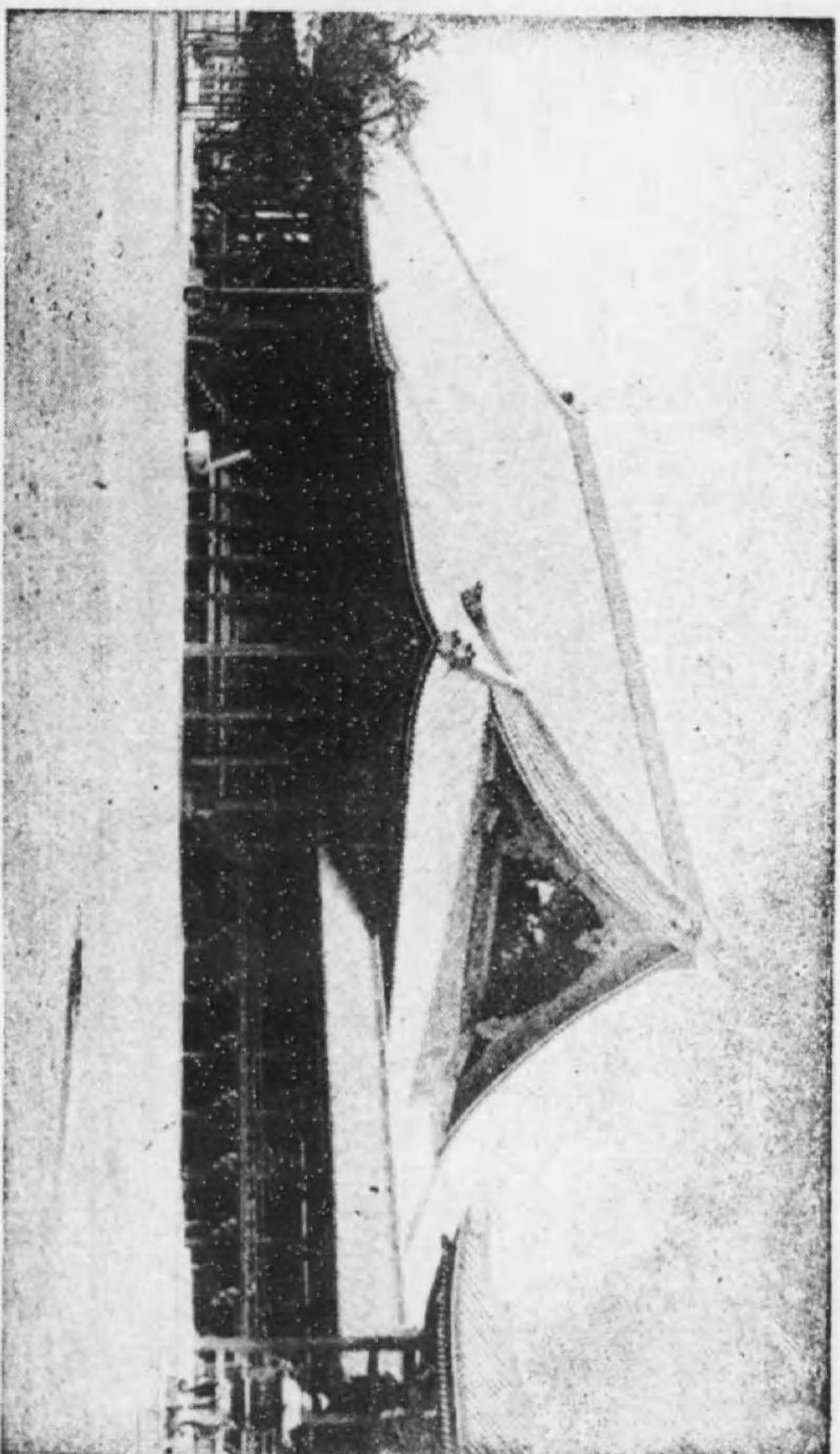
一、於烈敷虎口組頭之外屍骸引退事不爲無用始終不逃其塙可抽忠義事

一、合戦勝利後亂取禁制也其御下知於有之は如定式可守御法事

右之條々堅固に可相守此旨執達仍而如件

これより新選組に加入する者が次第に増加し、壬生の屯營では、到底も多数の部下を收容することが出来ないから、近藤、芹澤の兩隊長は協議の上西本願寺の集會堂の廂を借受けることになった、隊中には抹香臭いお寺の廂などを借用するなどは、新選組の名折であると極力反對したのもあつたが、兩隊長はそんなことに向頓着せず、部下を西本願寺に移し市中の警戒に當つてゐた、或

日奇智に富んだ土方歳三は近藤隊長に向ひ、我新選組は上は天朝を初め大樹公を御警衛申上ぐる重大なる職務を帯びて居るのである、然るに何んぞや朝夕抹香の臭ひで責められては、我々浪士の體面に關するといふもの、我に一策あり隊長が若し御採用にならば、一文入らずで必らず我々浪士のために立派な館を建てる事が出来る」と述べたから近藤隊長は「シテ其案といふのは……」と問ふた、土方は隊長の耳に口をあて、何事をか語ると、隊長はそれは妙々案、萬事は貴下に一任する」と答へた、其の翌日から本堂前の廣庭で、新選組の連中は頻りに練習といふ口實の下に、大砲を打つやら、小銃を連發して大變な騒ぎをやつた、時の法主大谷光澤上人は大の大砲嫌ひで、その音を聽いて震上がり、殊に土方は法主が砲聲が大禁物を知つて居るから、法主が色衣を着けて本堂に勤行に出る時刻を見計らつて、部下に砲術の練習を初めさす、轟々たる音は屢々本堂の瓦を碎き物凄きことは此上もない、法主は幾度か新選組の立退を交渉したが應じない、到度一萬兩を新選組に贈つて立退を交渉した、新選組は大に喜んで、早速其交渉に應ずると共に、現金にも砲術の練習を中止し、寄附金で稻



西本願寺本堂前の廣庭 新選組の策士土方歳
三旺んに西本願寺本堂前の廣庭にて砲術の演習を試む
(土方の奇智の項参照)



家生の勇藤近州武と三歳方土

荷の御旅から梅ヶ小路に至る三千六百坪の土地を購ひ、そこに立派な屋敷を新築したが、近藤隊長はこれより深く土方の才智を愛し、何事にも土方を相談相手にしたのである、此集會堂は今取毀されて、龜山本徳寺に贈られたといふ事である。

三條公の密謀

一三八

參謀は眞木和泉

梨木町の三條邸

將軍家茂は已にして東歸したが、一向攘夷の實行が埒明かず朝廷では非常に困まつて居られたのである、急進派の三條中納言實美卿の如きは、此上は幕府親征の舉に出でざれば埒が明かぬと決心し、同志の公卿と密かに謀議を凝らし、朝命にてゐた、時しも久留米の志士眞木和泉は有馬藩に幽閉せられてゐたが、朝命によりこれを宥し、急遽上洛せしめた、和泉は早速上洛して梨木町の三條邸を訪づれると、卿は待兼ねて直に奥座敷に引見し、卿は何分にも攘夷を斷行するには尋常手段では駄目である、大和行幸、幕府親征は機宜に適した方策である、と信するが、才智に富める守護職松平容保が京都に居つては駄目である、何んとか工夫があるまいかと尋ねられた、和泉は經綸の方が備はつて居つたから

即座に、將軍に攘夷實行せざる怠慢を詰責するため、松平容保を朝廷の使者として東向せしめるの策を採つては如何でしやうと述べた、卿は直に眞木の説に賛成し、日々學習院に出入してゐた桂小五郎、久阪元瑞、入江九市、森武兵衛山田十郎、吉村重太郎、藤本鐵石、平野國臣等とも相談の上、卿は朝議に臨んだ際、同志の公卿と謀り、和泉の献策を用ふることになつた、三條卿はこれ以來眞木和泉を召し、奥座敷で密々謀議を凝らしてゐたが、和泉は今楠公と評された位風采も立派で、學問もあり、辯舌もありて、志士中の頭目であつたから卿の信任は厚く、眞木の劃策は成功して愈々御沙汰書を拜して大に驚き、自分は京都守護の使者を命せられた、容保は突然御沙汰書を拜して大に驚き、自分は京都守護の重大なる任務を帯びて、滯京して居るのである、然るに京の地を離れて東向するが如きは、到底出來得べき事でない、かくの如き使命を奉ずる者は他に其人があらうと述べ、固辭して受けなかつた、三條卿一味の急進派の公卿は案に相違して、飽迄も容保を使者たらしめんと奔走したが、主上には此時急進派の心事を御看破になり、左の内勅を容保に賜はつた

今日其方設け候もの關東の事情檢知並に大樹處置の勘咎の兩端にて其方使として下向申付くる由に候尤も攘夷の次第左も之あるべきに候へども此頃守護職の其方使として下向の儀朕に於て好まず候へ共當時の役人並に堂上の風として申條言張り候次第迎も愚昧の朕申出候とも詮なき事故申す通りに相成候次第に候間左様承知領掌の可否は存分に任せ返答あるべく決して下向強て申渡候所存には之なく候事

但箇様の義申候と存候へば各々又蜂起候はん間中庸の商嘉祥なるべく候事
秘々

容保はこれを拜して聖恩の有難きに感咽し、遂に真木の劃策は畫餅に歸してしまつた、左の和泉の書面の一節は當時の模様を詳述して居るから参考のためこゝに掲ぐる

寸東謹啓仕候時下霜勁候得共愈御萬福可被成御動履恭賀奉存候次に小弟無異消光罷過申候乍憚御安意可被下候然者小生來歴者粗御承知も可被下去奉尊藩に罷出御大擧の議奉願種々妄論をも献じ尊兄方にも拜面奉願候得共思敷被行

不申不得已之策を以舉事候手段に候處於伏水波之通之議にて萬事潰散往事思遣候も寒心之至に御座候當春國方之事にて又々罷出候處尊兄初め諸英豪御憤中の由拜晤も出來不申僅に坂本藤次郎君も心事御晰候位の儀にて引取申候然處又々禍に罹り殆危く御座候處に長州家より之救にて勿體なくも御内々叡慮を奉汚候由速に上京出來六月八日入京直に鷹司殿下三條公等を奉始有志之諸公卿拜接朝政相伺候處確と仕候御事無之候間迎も

皇室恢復難相成と奉存候て長州諸生申合御親征の御手始として八幡行幸御決議有之度五箇條の建白仕候一旦は斷然可被爲行密々小弟迄に被 仰付候處三公より意見起り因州米澤阿備世子にも御相談と相成段々と六ヶ敷に向申候尤小弟の見込は五畿内御直隸に無之候ては攘夷の權を被收候事も不出來候に付速に右五畿内御手に入候様との見込にて右の通り奉奏候處幕吏之所忌にて案の通り會兇狂妄中川王に奉迫八月十八日の所司代との取扱にて
皇室衰弱 叡慮と申儀は口舌の上而已にて其實は跡形も無之様相成申候全體兩間之勢三百年已前とも違ひ西洋夷賊萬里の濤を涉り候て諸國呑噬仕候世界

に相成候ては 皇國も彌以平城已前に復し朝鮮滿清は勿論南海諸島一枚に我之指揮に令從不申候ては國威を四方に輝候事相成不申國威四方に輝可申候大變に推移申候右大變の儀は委敷御承知も被成候半 玉體に奉逼候致方全く暴横にて奉劫候事明白兩三日の間は不斷 御流涕被爲遊候由其後十八日以前之叡慮は總て矯 命にて眞の 叡慮に無之旨被 仰付候由左様候得者尊攘の道は是限りと申者に相成勿論去夏以來尊藩御苦勞被成候て權柄御取戻しの勢一夜の間に空敷相成當時は已前よりも却て無權唯會津とならば禮樂征伐天子より出に無之候ては名正しく言順なる事出來不申極意皇化を海外に敷候に及候ては夷狄も國內に置候事可有之左様無之候て禮樂も不興華夷雜糅候ては 天子之可尊譯も自然と消散可致道理に御座候儒學者正敷者にてさへ君臣父子之道古代之純粹取失候事御座候に西洋の僻學流行仕候は、内自夷に相成神代已來屹度緒由有之 帝室も革命の風に陥り候様にも可相成是等は過慮にも可有之候得共夷風之可懼事は實に君子之意外に出候事非一條小弟事夷賊之可攘事は勿論之儀 皇家之可興儀今日を千載之一時と存込去々年冬も尊藩に



美實條三と社神木梨
條三りあに西路小廣町寺都京は社神木梨 美實條三はに殿本るあで地宅邸舊家
の公條)す祀配を知公路小始り祀を萬實條三はに殿本るあで地宅邸舊家
(照參項の謀密

本願候儀に御座候一書生之可悲儀は大諸侯に頼倚仕候に無之候ては大業の論議は聞受候人も無之當夏幸に長州侯に前文の件に奉説候處一々御尤に御受被成小弟議論御用可有之様朝廷にも被申上候由鷹司公三條公等皆々御聞受宜敷小弟上書も直に叡覽に備り申候由建白之條に御取用にて漸大和行幸も被仰出候儀に御座候御存知之通小弟儀去年以來踣候得共可惜世界に付猶又奮發今一度如何卒仕度存込罷在申候尊兄御見込者如何被爲在候哉御直には不承候得共世上普通之尊王攘夷とは違候て一層御超逸之様奉察候事に御座候是迄尊藩第一等を隠し世間所好之第二等に御従事被成候事と奉察候處此節者皇朝興亡之所關に付斷然打出し被成第一等に出候て奈良已前之政事に被復候様有之度成候様奉存候右御盡力方今御國之勢にては六ヶ敷事も可有之哉一體尊兄方秀徳逸才を以て御處流相成候事亂命とも可申哉區々謹慎御守被成候時節にも有之間敷權道之御處置も被成候て苦は有之間敷

皇朝傾覆に至り候ては世に立候面目も有之間敷亦藩國獨立候譯も有之間敷其輕重御比較御覽被成候は、便宜之御謀も不得已事と奉存候萬一御超逸之御謀

にも出候は、防州三田尻にて三條公之御爲正人相募申居候間幾百千人にても相聚候手段相計置費用等には事缺不申様屹度工夫も致置候間高橋新八郎君是枝柳右衛門君伊牟田昌平君其外御城下にて坂木兩君始正議之諸君子被申合御光責被下候様仕度候小生事夏已來長州侯御父子並藩子大夫之志を察候處勤王純粹防長兩國を以打込候と申極意にて實以世間尋常之志には無之就而三條公奉始七卿も御倚頼被成候事に御座候さて其三條公は御聞及も御座候哉當年僅に廿七歳に被爲在候得共德量と云御材識と云慮も有之膽も有之實に王佐之才古昔之藤房公同様三條西公之純德東久世公之英發壬生公之温和四條公之武毅錦小路公之明敏澤公之卓識何れも世に稀なる御人物急度天下之重を御任被成候如此公卿侯伯御打寄之事に候得者也他日大業は必成可申と相樂罷在申候此節某々萬里波濤相陵罷出候事に付深々御工夫速に決着被成候様仕度可相成は御見込之處御遺念御申聞可被下候若又斷然御決心も被成候は、御一同御來光奉待候

翠紅館會議

徹宵の協議

反對派の劃策

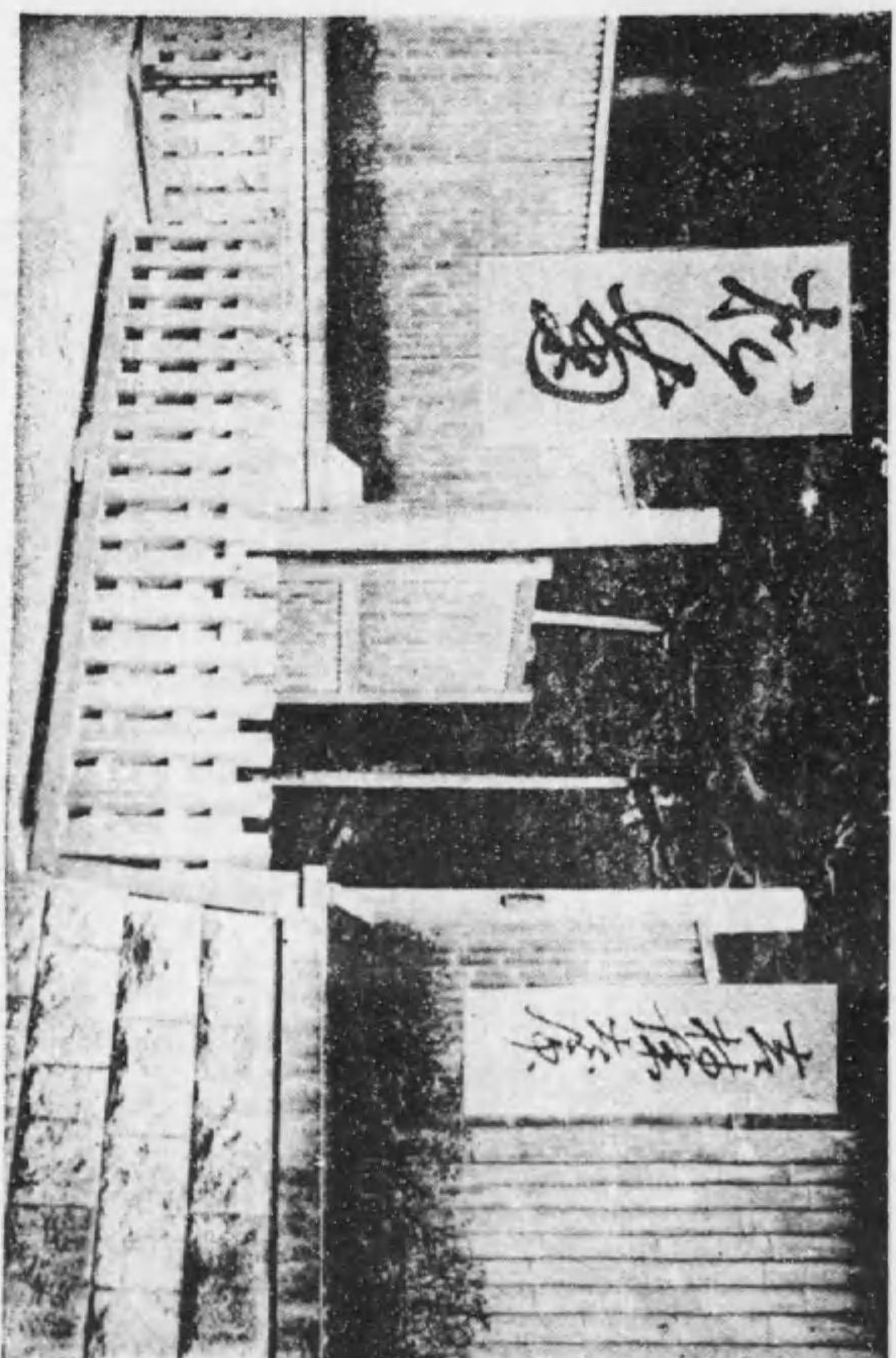
將軍家茂が東歸後も攘夷に就ては、何の音沙汰もないから、急進派の公卿は志士と呼應して、天皇御親征の舉に出でんとし、文久三年六月十七日には此重大なる問題を議するため、靈山翠紅館に會議を開くことゝなつた、長州の桂小五郎、久留米の眞木和泉、泉土州の平井收二郎、肥後の森武兵衛を初めとし多數の志士は來會し、やがて席定まるや、眞木和泉は口を開いて

「長州藩は已に外艦砲撃の舉に出で、攘夷の先鞭を着けたるに拘らず、他の諸藩は皆袖手傍觀して、敢てこれに倣はないのは、眞に怪しからぬ、かくの如くんば攘夷は到底斷行することは不可能である、猶且將軍は頼むに足らぬから、此上は主上の御親征を奏請し、一舉攘夷討幕を決行するが上策であると

思ふ、諸子の御考へは如何、腹藏なく御洩らしを願ひたい」

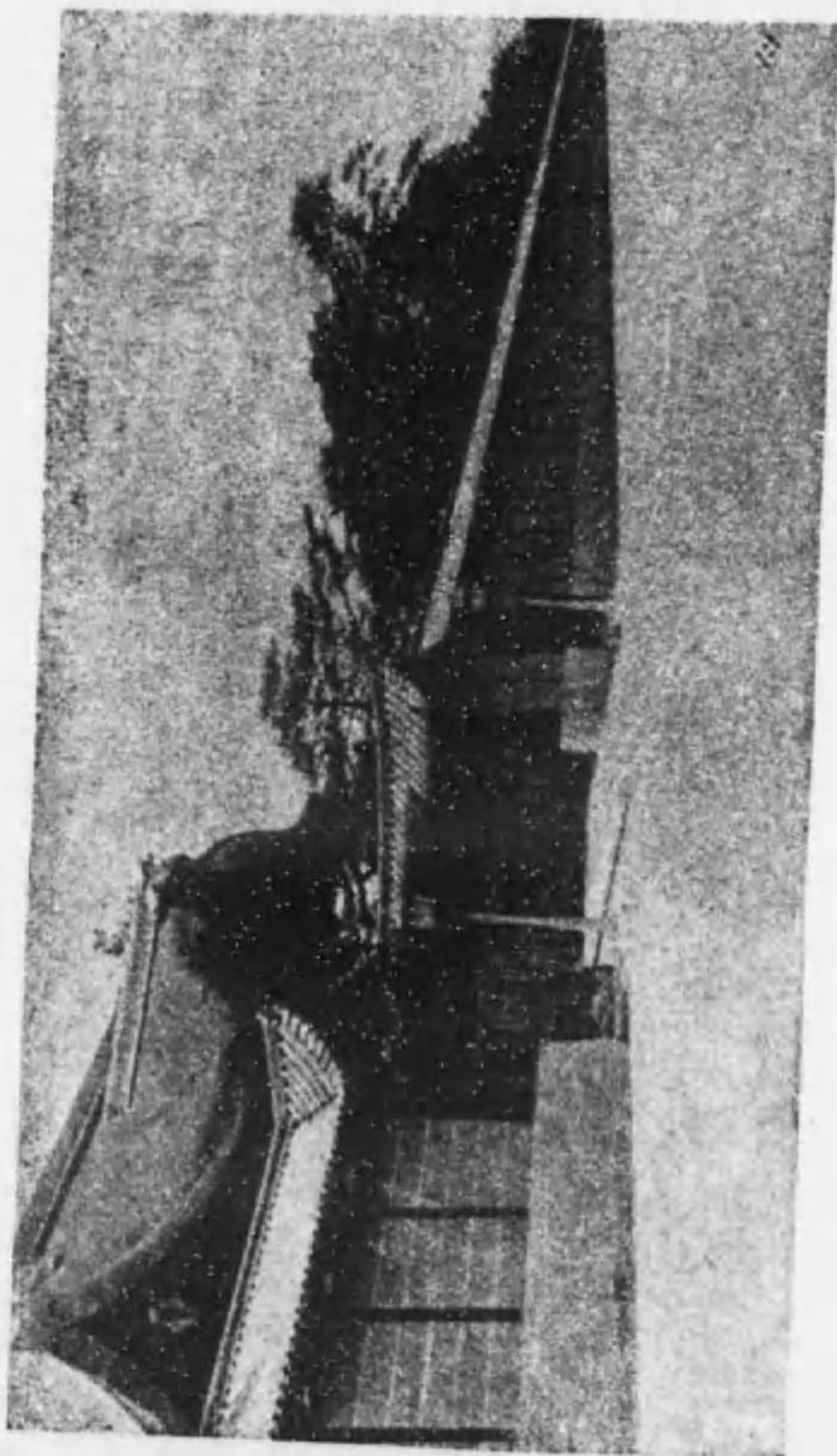
と述べた、桂小五郎等は和泉の説に極力賛成し、愈其實行方法を議し和泉は「此際闕下に大和行幸を奏請し、先づ春日山へ行幸、次で神武天皇陵に御拜、終つて伊勢大廟に御参拜の上、天下へ御親征の大號令を喚發し、鳳輦を浪華に進め、大阪城に御駐輦あつて、御親兵を募集し、兵馬の權を收められて天下に號令さるれば如何であらう」

と論じ、或は叡山行幸を主張したのもあつたが、賛成者が少數であつたため自然消滅に歸し、大和行幸説が大多數にて成立し、次で其大綱に就き協議したが、議論百出して容易に決せず、漸く鷄鳴の頃散會し、來會者は直に手分けして公卿方に必死の運動を試み、急派進の公卿等は大和行幸に双手を舉げて賛成したに拘らず、近衛前關白父子、二條右大臣齊敬、徳大寺内大臣公純等の諸卿は御親征の舉を以て暴舉とし、此際島津久光に上洛の召命あらんことを奏請して、こゝに政變の幕は開かるゝに至つた。



翠紅館 洛東驛山下にあつた翠紅館は眞木和泉、木戸孝允等の志士はこゝに會合して大に國事を論議したる場所である
吉村茂太郎は天誅組の總裁となり大和警察村に戦死した上圖は木戸と吉村の自署(翠紅館會議參照)

京都皇宮建春門 會津の馬場を天覽せ給ひし所である園の土壁中黒く見ゆる所は天覽の場所、松平容保が一代の光榮を荷ひしは此處である
(會津の馬場の写真)



浪士の強迫

徳大寺家に舞込む

穩和派公卿の不安

島津久光の召命は端なくも朝野の人々を驚かし、反對運動は猛烈に行はれ、殊に長州藩は其先鋒であつた、朝廷に於ても止むなく御前會議を開いて、衆議により可否を決することとなり、主上親しく臨御の上、三條卿を初め急進派の面々は「薩藩は召すべからず、若し久光上洛せば民衆は如何なる暴舉に出づるやも測られないから速やかに御取消あらんとを願ひ奉る」と奏聞したから、主上は逆鱗あらせ給ひ「そは以ての外のことである、朕が申出は一度出で、容易に返すべきでない、其方共は眞に不屈である、今後再び勅を返すに於ては朕は位をすべく、其方共も屹度辭職の覺悟をするがよい」との旨を仰せられ、急進派の諸卿は凱歌を奏したが、大和御親征に就ては在京諸侯を召して御下問になつた、

此時浪士等の跳梁甚しく、穩和派の公卿を威嚇し、徳大寺卿に左の投書をした者があつて、京都の街は刻々に騒々しくなつた。

此封狀御主人様に早速御差出可被成候若滯滞に及候へば島田左近の如く可加天誅者也

謹而奉言上候御父子様御事要路の大任に被爲在當御時節柄彌以御精忠を相勵み

竊慮貫徹致候様御盡力御座候處却而姦吏に通じ種々姦謀を廻し御周旋被成候事擧而不可數間には攘夷幕府へ御委任可然 御親征は不宜様に御拒被成候様承り候彼□□□□□□□□□□候様相謀 皇國の一大事御委任とは如何の事に候哉(中路)並に近日島津三郎御召登の一條中川王及近衛殿一條殿九條殿など、姦謀を通じ種々御周旋に承り及候全體薩州は姉小路殿一條より御不審の者に候處事蹟未だ分明ならず只世上風説且一兩度存候不申旨陳謝仕候共何の證據は無之外に罪人も出來不申何故急々被召寄其藩人に御築地門徘徊御免相成候様御周旋御盡力被成右の次第にては四門の御守衛も有か無かの如く是又

金穀を貪り御周旋と被察候夫金穀の爲正道を捨るは小人の志にして大臣の所爲にあらす此段厚く御考察被爲在候爾來御改政御國威相立候様御忠勤無之に於ては官位の重きといへども止事を不得推察可仕候誠恐惶謹言

又其家臣滋賀右馬大允は浪士のために暗殺せられ、二條右大臣の邸にも脅迫狀を送り、穩和派の公卿は安き心もなかつた。

會津の馬揃

一五〇

幕府黨の大活躍

勤皇黨の一頓挫

突如として主上の思召により、文久三年七月二十八日建春門外にて馬揃觀覽雨天順延の旨仰出された、會津藩は早速其山部下一同に通達したが、其當日は生憎の雨天、會津の諸隊は悉く武装して御苑御花畑に集合したが、降雨は益々甚だしく止むなく延期となつた、翌二十九日も又雨降り、諸隊較倦怠の色があつたが、雨は晦日に至るも猶歇まず、順延の命があつた、諸隊は退散して夫々陣營に歸つたに拘らず、巳の刻に及び

本日降雨なるも馬揃觀覽遊ばさる、早々用意然るべしとの命があつたから諸隊の驚きは一方でなかつたが、松平容保は急遽諸隊を召集し、御花畑に集合した、拜すれば天覽所は建春門の北數十歩の所に設けられ

階上は主上、親王方の御座、階下は准后、妃、各宮家の御席とし、少しく離れて諸卿及び諸侯の陪覽席を設けられ、水戸、津、久留米、宇和島の各藩は、建春門の築垣を警衛し、正親町、白川、七條、橋本、日野西、持明院、押小路の邸宅前は作州、米澤、筑前の各藩が警衛し、清和門院前は長州藩が萬一を警戒してゐた、

姫路、弘前、松江、豊岡、松山、肥後、安藝、大垣、美州、淀、白川、郡山、庄内、備前、阿州、高松、中川、福山、小田原、佐倉

等の各隊長も御所の築垣に控へてゐた、陽は漸やく暮れて、咫尺を辯せざるに至つたから、各所に篝火は焚かれて、宛ながら白晝の如くであつたが、雨は次第に劇しく降出で、いたにも拘らず、主上には供奉の諸員を召し、天覽所に出御に相成つた、此時總大將松平肥後守容保は緋絨の鎧を着し、上には岸岱が描きし墨畫雲龍の白緞子の陣羽織を被り、頭には金の鍬形打たる龍頭の冑を戴き金の太刀を佩き、南部産の駿馬に跨りたる其雄姿には、拜觀の人々は呆つと許りに驚嘆した、やがて諸隊は御花畑北口より平唐門前を北へ進み、合圍の半鐘

法螺貝の音にて、順次朔平門前を東へ、猿ヶ辻を南へ、建春門北の天覽所を過ぎ、御花畑東門より退出したのであるが、軍は終始整然として一絲亂れず、火光甲冑に映じて壯絶であつた。戌の刻に及んで、主上には夜中なれば、残念ながら中止し、追て近日再度天覽に供すべき旨御沙汰があつた。容保は參殿を命せられ、大和錦二卷、白銀二百枚と有難き御誼を賜はり、容保は大に面目を施したが、越えて八月五日寅の中刻より再度の天覽があつた。此日は空に一天の雲なく、松平容保には恩賜の大和錦にて造り上げた陣羽織を被りて出場したから、威風堂々場内を歴し、井深茂右衛門、内藤近之助等の騎馬の士は緋絨金入交の小吹貫、思ひ／＼の指物を用ひ、戦卒二千餘名は齊しく黒革絨の鎧を着け、儀容肅然、其初めは繰懸けの法、即ち前列に並べる銃隊が発射すると同時に、後列にある銃隊は前列の間に進み、次第／＼に進撃する状況であつて、次では背進して、敵を誘ひ刻を計り、鼓を鳴し、法螺の音勇ましく、全軍大突撃を試む壯觀に、主上には天覽所の御簾を上げさせられ、いとも御熱心に御覽になり、龍顔殊の外麗はしく、次いで因州、備前、阿波、米澤等諸藩の操練が

あつたが、會津藩の訓練には比すべくもあらず、較々見るに足るべきは米澤藩の蘭式操練であつた、主上には其夜直に容保を召し、拜謁仰付けられ、有難き御誼があつた上に、水干、馬具、黄金三枚を賜はり、容保は身に餘る光榮に浴し、御前を退出したが、主上の容保に對する御信任は益々厚きを加へ、急進派の公卿及び志士の計劃は、勢ひ頓挫するの止むなきに至つたのは、自然の理である。

卅五番路次

一五四

吉村寅太郎の佗住居

天の川の戦死

幕末志士の中で異彩を放つてゐたのは、土佐國高岡郡搦木村の住人であつた吉村寅太郎である、其言ふ所尊皇攘夷であつたに拘らず、時人は其言を過激なりとし、採用するものが甚だ尠なかつた、島津久光も其一人であつて、遂に寺田屋事件に坐し、本國に檻送せられたが、寅太郎の憤慨は甚だしく、再び上洛して素志を貫徹して討幕の實を挙げやうとしてゐた、幾もなくして朝廷の内旨により赦されて上洛し、木屋町三條上る三十五番路次に隠れてゐた、その家は小さかつたが、清潔であつたから、寅太郎はこゝに半期程暮してゐた、平野國臣を初め志士の人々は近所の旗亭丹虎に遊んだ歸るさには、寅太郎の寓を訪づれ、其頃評判であつた丹虎の娘も能く遊びに来て浮名を流したものである、寅

太郎は志士の間を奔走して國事に努力して居る内に、嚴父逝去の報に接し、悲歎に暮れて左の書を在郷の同胞に送つた

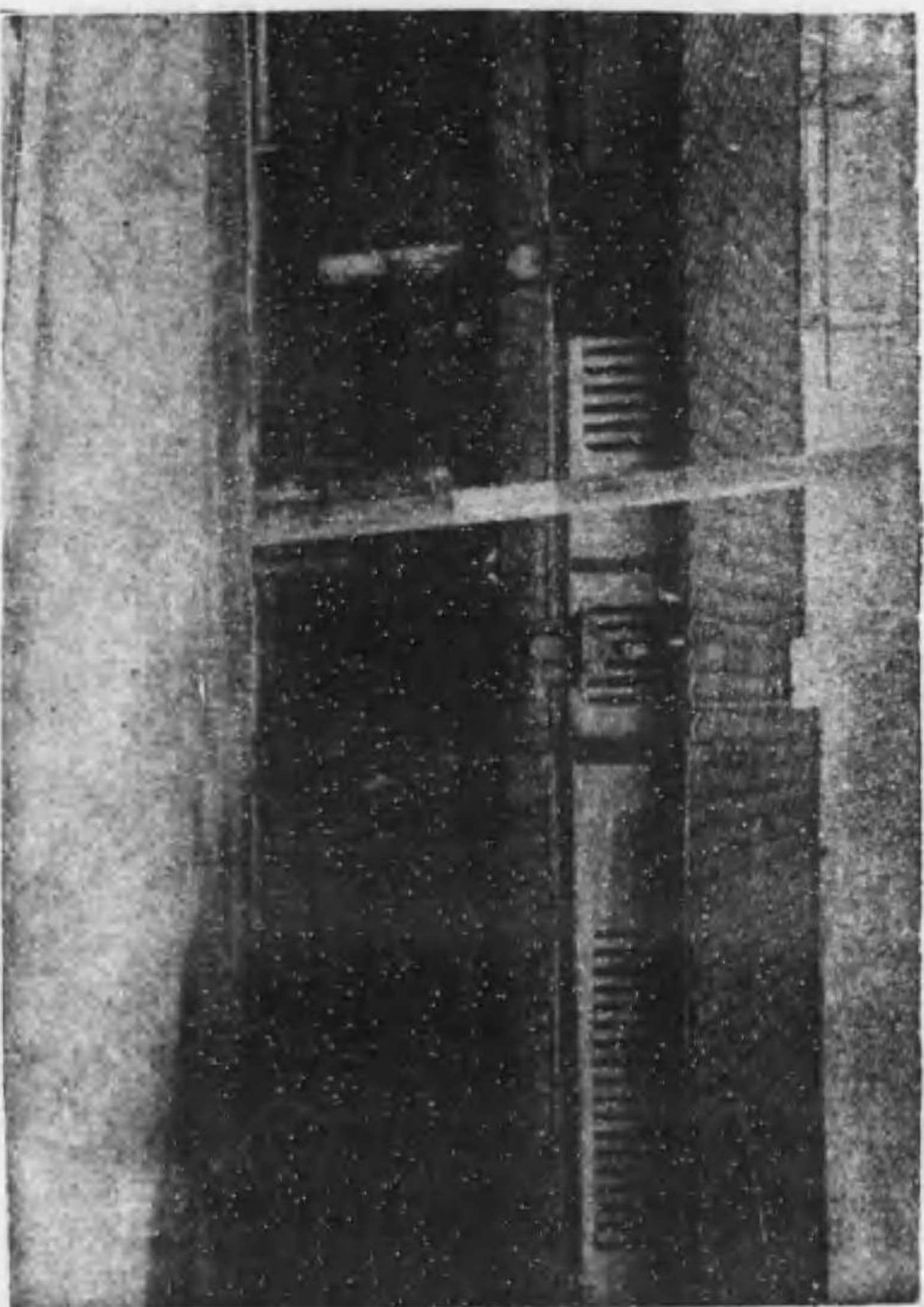
一筆致啓上候然者父上様御事今三月搦原御引拂の砌より御病症御抄取追々御快方に御移被遊候處又々御差當り終に今月八日御逝去之趣宇賀伯父上様と新堀吉村より之爲御知一昨二三日相達奉驚入候誠に去年來只々御苦心而已相懸けども御補養之筋は不仕不幸不過之候得共兼々申談候通忠孝兩全は不相調仍而御大切之御病症を見捨出國致し乍不及微忠を天朝に奉盡居候中幕府之姦吏共朝廷を輕蔑し違勅之事共多朝廷正義之御方々様同夜參殿仕御議論申上聖旨貫徹致候様御盡力被遊候中去十九日一條公より別紙の通不安届參着朝儀紛々たる事に候所登計ん去二十二日夜四つ時過姉小路様御所より御退殿之場合朔平門外に於て逆賊三人切懸け初刀御深手に候得共、御たゆみ無く壹人之刀御奪取被遊候へ共御家來共逃去壹人残り戰候體にて終に三四个所御深手其夜九つ時過御落命此方も翌廿三日曉參殿委細承り落涙時を移し居候中諸藩有志士相集萬事議し歸宅之所父上様御左右到着進退茲に極り八つ時頃迄は何事も

一五五

不辨悲歎に而已打伏し居候所能々相考候に忠を立る志より孝を捨て上京いたし居候上は如斯危急存亡之秋に當り手を空しく致し居候而は却而黄泉において父上様へ申上様無之譯と存竊に微忠を盡し居申候母上様より歸國相調不申不孝を重候段幾重にも御斷申上可被下候大暑之砌母上様御病氣等御引起無之様御慰申上可申此度は母上様へは書狀差上不申宜御斷可被下候御飛脚立懸け之由大取急石者申留候書外後日可申述候以上

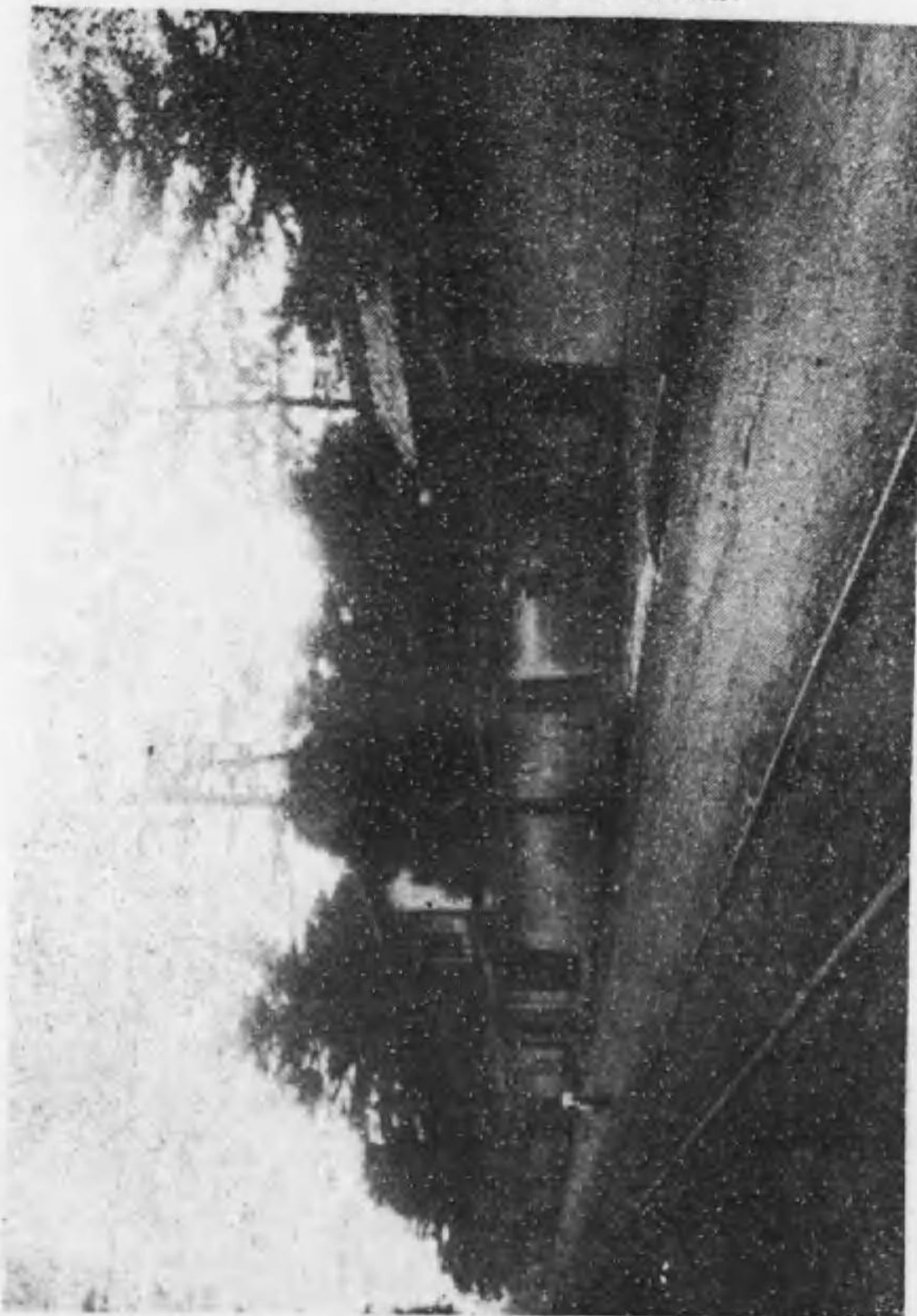
かくして寅太郎は文久三年八月十三日の夜、松本謙堂、安積五郎等と丹虎に淺酌低唱して、大和に踏込むの策を協議し、各部署を定め、急進派公卿中の急鋒である中山侍從忠光卿を擁して天誅組を組織し、一舉大和五條の代官鈴木源内等を殺し、軍威大に整ふたに拘らず、大和行幸は突然中止となり、悲憤措く能はず、九月十三日天の川の固め陥り、寅太郎は北向關を拜し、屠腹して死んだ、時に年二十六、明治二十四年特旨を以て正四位を贈られた。

くもりなき月を見ることもおもふかな
あすはかはねの上にてるやと



三十五番路次 木屋町三條上三十五番路次は
吉村虎次郎が假住居の跡であつて志士は常に吉村を
いに訪ひて國事を論議したのである(三十五番路次の
項参照)

寺町廣小路上の 三條邸より程遠からぬ醍醐三寶院
 里切に志士の事務所を置き大和御親征の準備をしてゐたが
 遂に政局一變のため頓挫した(志士事務所の項参照)



志士事務所

錦旗の製造

中川宮突如参内

文久三年八月十三日に、主上には三條中納言實美卿よりの言上により、左の通り大和行幸の儀仰出された
 今度攘夷の御祈願として大和國へ行幸、神武帝の山陵、春日社へ御拜、暫らく御逗留あつて、御親征の軍議あらせられ、其上にて神宮へ行幸の事仰出され候事

突然の此勅書には守護職を初め、在京の諸大名は大に驚き、殊に薩藩の士等は此勅書を以て僞勅であるとし、中川宮邸に参殿、大和行幸の不可なるを述べ、宮にも御親征を喜び給はず、十六日寅の刻に至つて、中川宮には参内あり、直に謁見の上、宮には「御親征の義に就き、憂慮に堪へず」と奏せられ、主上にも猶

熟慮すべし」と宣ひ、宮には御退出相成つたが、これより前、加賀、肥後、長州土州、久留米、津和野、薩州等の各藩に上洛する様にこの召状が發せられ、禁中の形勢甚だ不穩になつて來た、一方急進派の公卿と志士等は御親征の期近きにあるから、梨木町なる三寶院門跡の里坊を事務所とし、古例を擇ねて錦旗の製作、官軍の記章の準備に忙がしく、其錦旗といふは、竿竹は丈一丈九尺、黒塗、苧卷、紐は總本眞紅八つ打、旗の上部は上下一尺二寸錦で造られ、中部の旗地は精好極上羽二重練三幅もので、中央に鷹の繪を用ひ、下部は風にて裂けぬ様に縫ふてあつた、其製作の任に當つてゐたのは、土藩の土方楠左衛門、津和野藩の福羽文三郎、熊本藩の宮部鼎藏等であつて、意氣已に天を衝くの概があつた、然るに十七日の夕暮、主上には中川宮をお召になり、宮には松平容保と所司代稻葉長門守正邦に即刻參内の旨を傳へられ、九門を悉く鎖ざし、召命あるに非ざれば、何人たりとも、宮中の出入を嚴禁され、此間に中川宮の參内となり、「御親征行幸の如きは、未だ其機會に非ず、暫らく御延引遊ばさる、かくの如き過激の所業は、全く議奏、國事掛の輩が、長州の容易ならざる企に

同意したるによる、三條中納言を初め追て御取調べ相成るべく、先づ柰足、他人面會止めらるゝとの旨、近衛前關白忠熙卿以下の廷臣に傳へられ、政局はこゝに一轉して、急進派の計劃は根本より覆されてしまつた。

鐵石の隱家

一六〇

書畫の賣買

今熊野の傍

君かため身まかりにきと世の人に

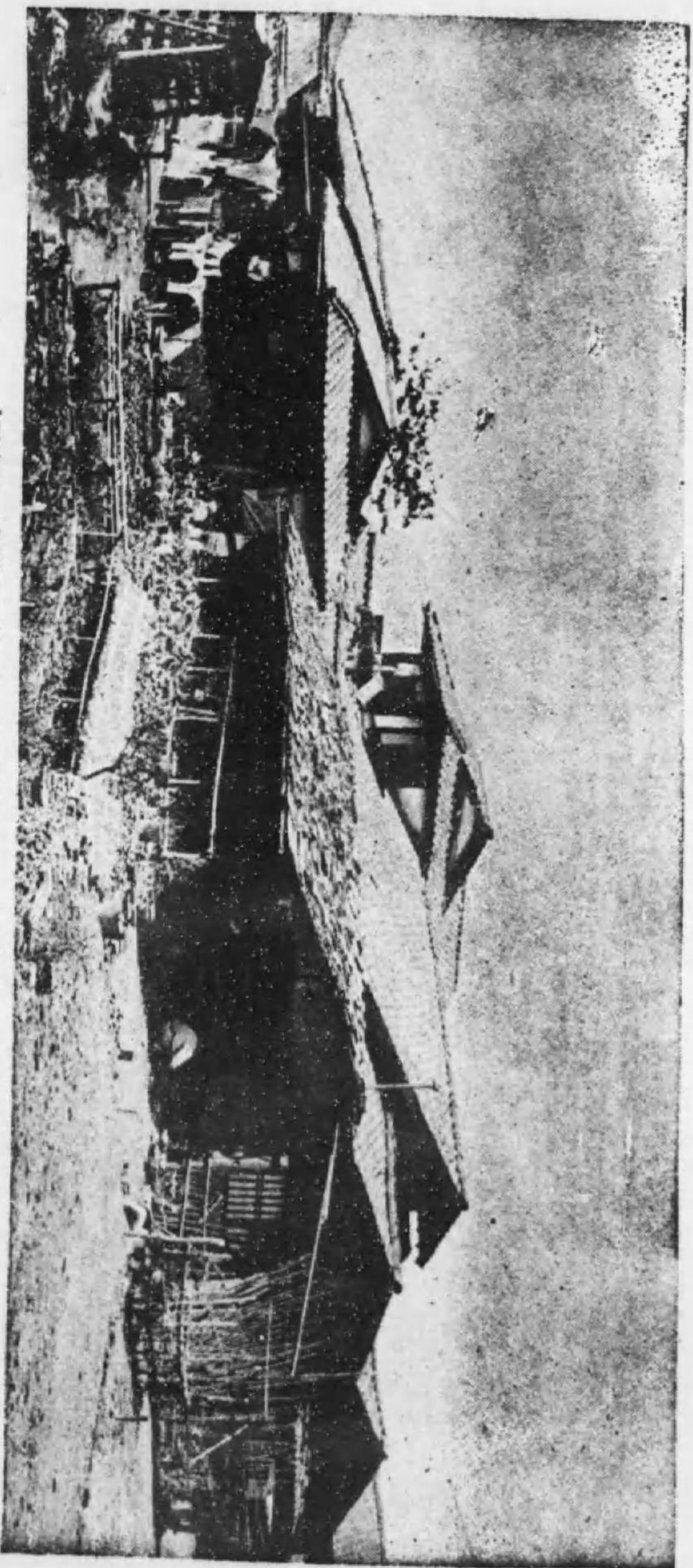
かたりつきてよ峰の松風

の辭世を残して、大和鷲口村の露と消れた藤本鐵石は、維新志士中の花形役者であつた、かれは備前御野郡河原村片山佐吉の第二子、故あつて藤本彦右衛門の養子となり、外艦が浦賀に來港するや、鐵石は憤慨措く能はず、「米艦の來るや、其請ふ所は通商に非ずして我國民をしてかれが正朔を奉じ、かれが政教を遵奉せしめ、終に我邦土を奪略するのである、速やかに斥攘するの要がある、これ自己の任務である」と決心し、天下の志士と深く交はるため四方に遊歴して遂に上洛、初めは三條御幸町に居住、次いで妙法院の傍今熊野に佇住居をして

ゐた、鐵石は天性繪畫に親しんでゐた關係から旺んに南畫を揮毫し、傍ら詩歌にも堪能であつたから、日々洛中の富豪を訪づれば、自作の書畫を賣つて生活の資に充てゝゐたが、夜に入ると密かに同志の士を訪づれ、尊皇の大義を唱へ、幕吏のために屢々危地に陥つたが、かれは巧みに免ぬがれて、所在を晦ましてゐた、時恰も長州に脱してゐた中山前侍從忠光卿は歸洛し、大和行幸の先鋒たらんとし、土州の吉村寅次郎、松本奎堂もこれに賛成し、總勢三十餘名は伏見より大阪に出で、天保山より乗船して、私かに堺港に到着の上、河内觀心寺に參詣し、武運長久を祈つた、此時鐵石は態々京都から一行を追ふて來着し、直に軍總裁に推され、幕府は紀州、郡山、津、彦根、高取の諸藩に命じて討たしめたが、鐵石は僅かに三百餘の兵を率ゐて高取城を攻め、不利であつたから天の川に退き、文久三年九月十日の夜、鐵石は彦根の兵が、晝間の戦ひに疲労困憊して、いざたなく眠つてゐるのに乗じ、火を放ち鯨波を作つて、其本陣を突撃し、大に奇功を奏したが、一戦毎に部下の創つくるものが多く、鐵石は松本奎堂と共に討死した、時に歳四十有八、明治二十四年十二月十七日に

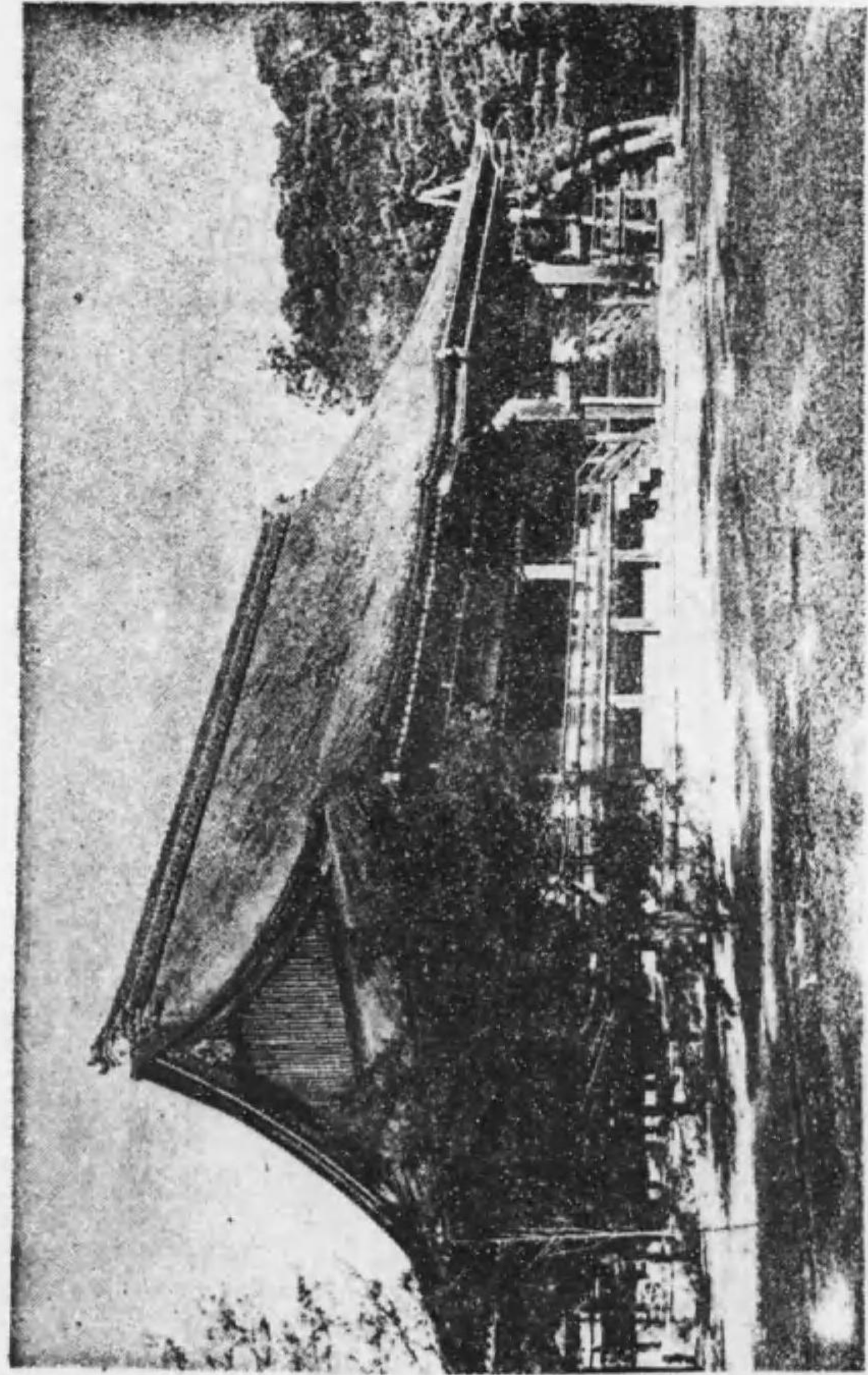
一六二
は特旨を以て從四位を贈られ、其墓碑は洛東靈山に建てられたが、その隱栖の家は、今も舊態を存して、餘香は長しへに加茂川の水と共に清い、鐵石が其友人に送つた書に

奉拜披候如命春色相加候處益御清適奉遠賀候僕無事消光居申候先日者貞介様御入京御座候處御勿々にて殘意不少奉存候儲愚意聊御咄申上候處御承知に而早速金百兩御差向被下慥に收手仕御芳情奉感佩候追々正義家之爲に相用可申喜入候尊家之御事御國之御事如何様にも御所置も可有之事如何御座候哉僕等只々必死と存候迄然も餘處より御覽被下候より存外水火中に御座候御憐察可被下候餘後次寛々可申上候草々御答迄如此御座候以上



(照參項の家隱の石鉄)りおに野兼今東路) 地栖隱の石鉄本藤

妙法院の宸殿 文久三年八月十八日の政變に三條以下七卿は洛東妙法院宸殿に會し、こゝより長州勢に護せられて西京の邊に就いた(妙法院會議參照)



妙法院會議

七卿の長州落

青水宣政翁の談

文久三年八月十八日の未明、九門の外はいつになく人聲喧噪、車馬奔馳の響般々として地を動かした、三條中納言實美卿には、こはたゞ事でない、宿直の親兵をして、事の次第を探らしめられたが、九門は悉く閉ぢ、召なき者は何人たりとも、寸歩も入るを許されないとの報告に接した、較々あつて朝廷の急使烏山三河介三條邸に来て、「以思召參内並他人面會無用之旨被仰候仍申入候也」の命を傳へたから、卿も一時は非常に驚いたが、今は同志の公卿を訪づれて、善後策を講じやうと參内の準備をして居ると、長州藩は堺町御門の守衛を解かれたの報があり、眞木和泉、宮部鼎藏も馳來り、「かくなる上は致方なし、卿は宜しく我等を率ゐて參内し、事の由を質さるゝが上策である」と献策をしたから

卿は即ち二千の親兵を率ゐ、梨木町の邸を出で、京極通を南へ、丸太町を西して鷹司關白邸に詰掛け、卿と同じく參内を禁せられた三條西中納言季知、東久世少將通禧、壬生修理權大夫基修、四條侍從隆誥、錦小路右馬頭頼徳、澤主水正宣嘉、豊岡隨資、滋野井實在、東園基敬、烏丸光徳の諸卿も關白邸に集まつて、頻りに協議をしてゐると、柳原勅使は上意を受けて參着し、攘夷御親征の儀は、兼ての叡慮に在らせらるれども、行幸等の事につき疎暴の處置などあらむも測りがたし、故に今取調べの要があり、長藩の攘夷斷行に就いては深く賞せらるゝも、藩中多人數なれば、吳々も疎暴なき様に致し、即ち今日に於ては速に退散して、叡慮を安んじ奉るべしと長藩の衛長に命じた、長藩の衛長吉川監物も今は致方なく、直に退散するに決し、三條公以下の公卿も長藩と進退を共にすることとなり、先づ鷹司關白邸を去り、當時無住實は有栖川宮威仁親王が御内役であつた東山阿彌陀ヶ峰の麓妙法院に落着くことになつた、妙法院の宮臣である青水宣政翁の談に

恰も十八日は妙法院では例年の通り宸殿を開いて什寶、書類の蟲干をして、

愈々明日は宸殿を鎖ざさうとしてゐる最中、中島錫胤の交渉によつて、七卿等はこゝに集合することになり、一行は毛利讃岐守が先頭で、次で吉川經幹次に三條卿を初め其他の諸卿、諸家の親兵が隨從し、最後は益田右衛門介で總勢二千六百餘人一行は堺町御門を出で、加茂川を東に渡り、更に南して妙法院に着いたのは、秋雨蕭々と降出でた夕暮方であつた、一行は萬一を警戒するため、妙法院表門は毛利侯、西門は清末侯、北門は吉川侯が警備し、篝火は所々焚かれ、炎々たる火焰は天を焦すが如く、表門には大砲を据ゑ、武士は銃を構へて、打手の襲撃に備へ、今は取除けられた蓮華臺に哨兵を配置した、斯して七卿は宸殿上段の間に着座し、三條、錦小路兩卿は束帶其他の諸卿は烏帽子に狩衣を着けて居られたが、三條卿は萬事の折衝に當られてゐたから、中々に多忙で安座などは思ひも寄らなかつた、此時長藩の面々は激昂して、皇宮に打入り君側の姦を斬るべしと騒ぎ立てたから、外出は一切嚴禁せられ、諸事を辨ずるためにとて、妙法院の宮臣から四人の子供、即ち木崎修理、友田衛門、三上右門と私とが御用を勤めた、一行中で一番に眼を

惹いたのは真木和泉で、其身體の大きなこと、二尺餘もある立烏帽子を冠つてゐたことで、四人の子供は、四邊の状況を観て、本能寺の夜討も斯くやと思はれた、かくして諸卿は協議の上、三條以下の七卿は、毛利、吉川等の主張である攘夷の實功をたて、朝威を振興する迄長州に落延びるゝに賛成せられ、豊岡、東園、滋野井、烏丸の四卿は京都に留まるゝことゝなり、翌十九日午前四時には已に七卿の用ひらるべき篋笠の用意も整ひ、三條卿には親兵の解散式を行ひ、親兵は墨で雁木の印のはいつた紅提燈を點けて、殘惜氣に退散し、七卿には長州四百餘の士卒を伴ひ、曉寒き雨を冒して妙法院を出で、竹田街道にと向はれた、七卿の出發後間もなく三條卿の夫人は、今の帝室博物館の南門邊まで來られて、使を妙法院に送り、卿の安否を問はれたが最早出發の後であつたから、夫人は悄悄と歸られた、久阪玄瑞が此混雜の中にも感慨極まつて詠つた歌に

世は刈こもど亂れつゝ
蟬の小川にきりたちて

あかねさす日のいとくらく
隔ての雲となりけり

あらいたましや玉きはる

内裏に朝夕とのみせし

實美朝臣、季知卿

壬生、澤、四條、東久世

その外錦小路殿、

今うき草の定めなき

旅にしあれば駒さへも

すゝみかねては嘶へつゝ

ふりしく雨の絶えまなく

涙に袖のぬれはてゝ

これより海山淺茅原

露霜わきて芦が散る

難波の浦にたくしほの

からき憂世はものかはと

行かむとすれは東山

峰の秋風身にしみて

朝な夕なにきゝなれし

妙法院の鐘の音も

何んぞ今夜はあはれなる

いつしか暗き雲霧を

拂ひ盡して百敷の

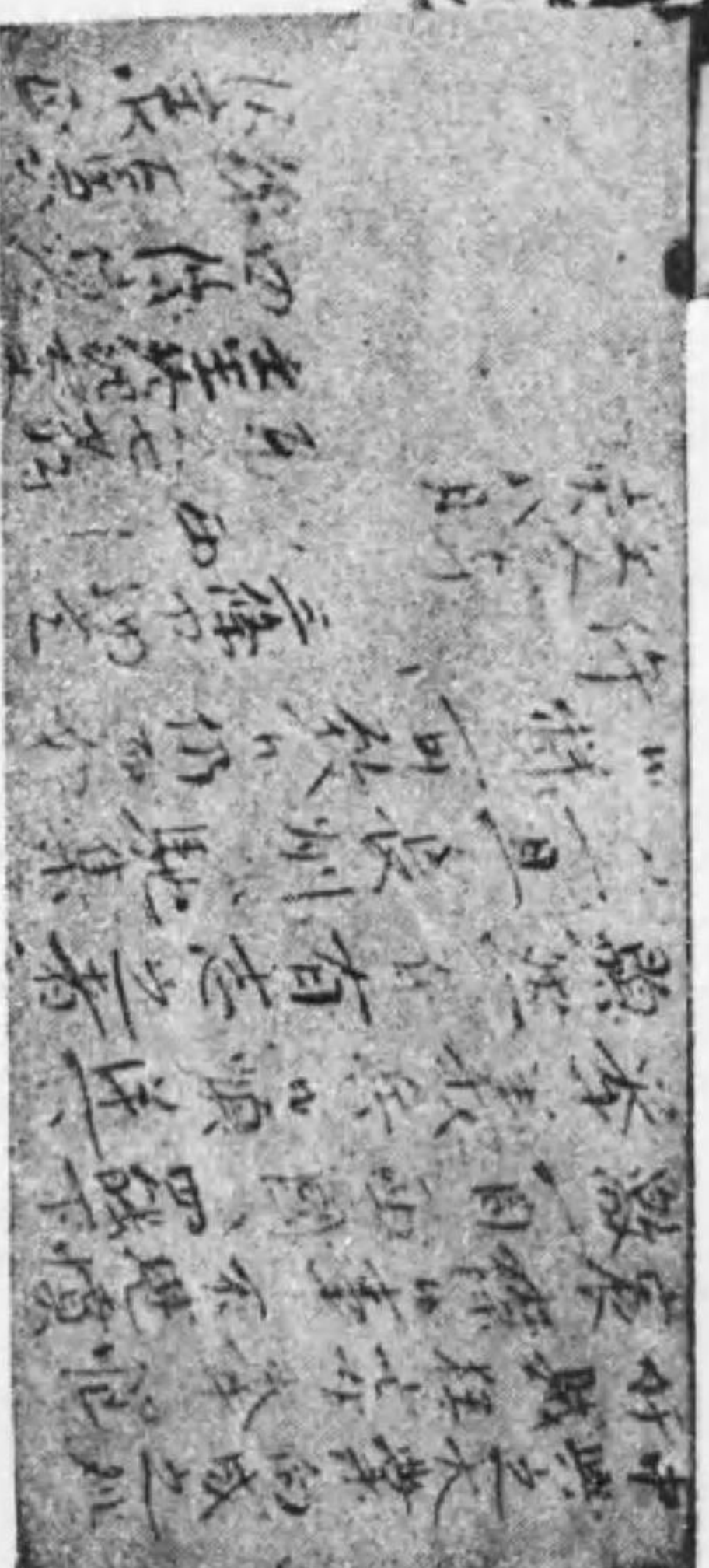
都の月をしめでたまふらむ。

落行く七卿

伏見の休息

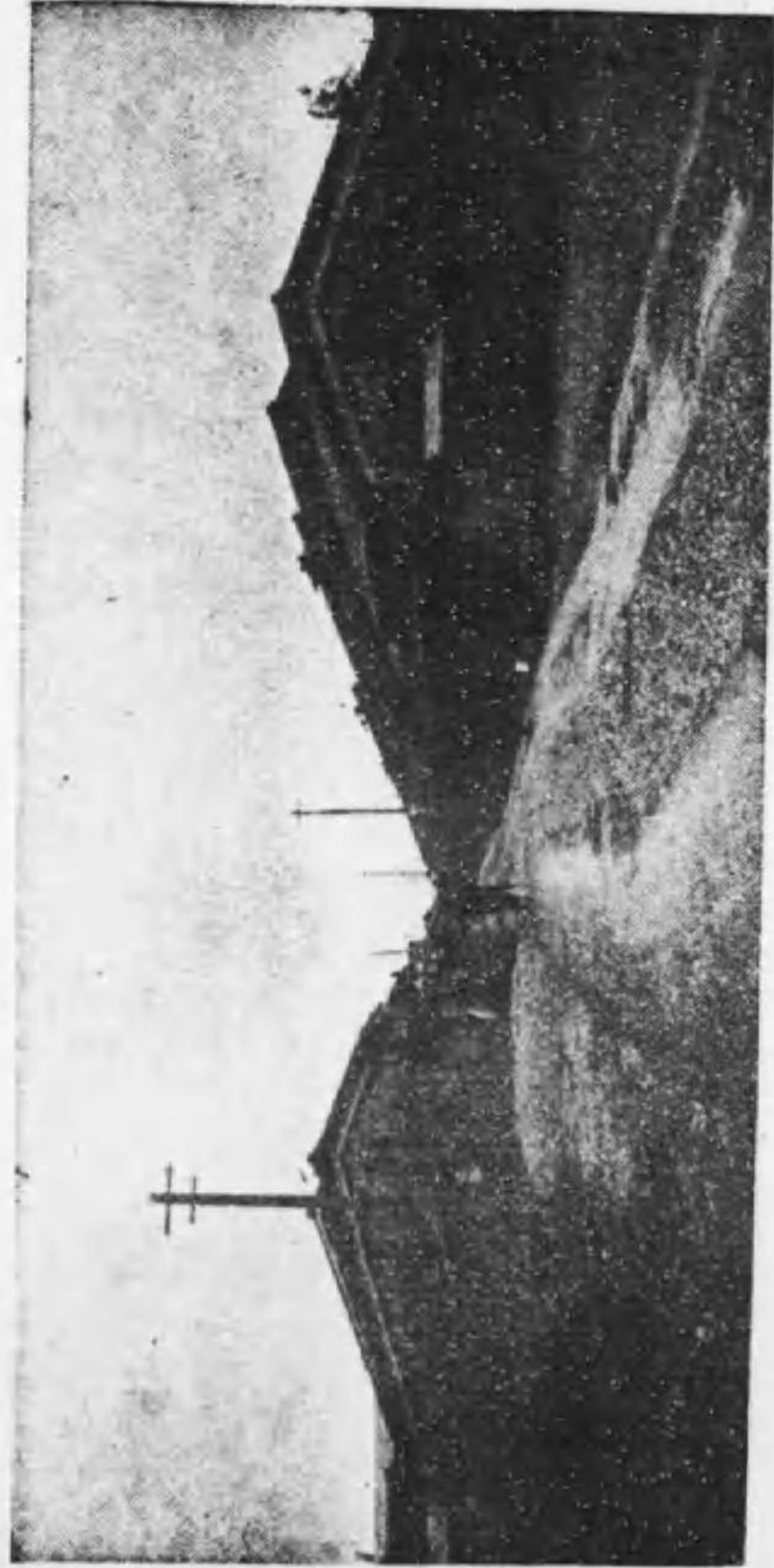
旅馴れぬ足に血は滲む

妙法院を出でたる三條卿の一行は、涙の雨に戎衣の袖をしぼりつゝ、竹田街道に向つたが、昨日は玉の階を上下せし履は草鞋とかはつて、習はぬ装ひであるから、七卿の足は血に滲み、屢々倒れんとして、諸大夫や附添の長兵に援けられつゝ、朝十時過ぎ伏見の驛に着き長州藩邸に休憩し、隨行の諸員は大佛屋にて晝飯をしたゝめた、此時七卿は公卿の姿にては、世間態も面白くないから、目立たぬやうにとて、いづれも髪を茶筥に結び、衣服を割羽織、野袴に改め、火繩、陣笠を整へ、三條卿は長州の醫師梨木誠齋、東久世卿は大籾竹亭、四條卿は級木昌太郎、壬生卿は萬治修一郎、錦小路卿は桑原瀬太郎、澤卿は澤小春と稱することにした、楮七卿は不意の出立であつたから、路銀の準備もない、



七卿の告別書と東久世 七卿は西殿と決するや如くに告別書を送つた、こゝに掲ぐるは前天章に送られたものである(落行く七卿の項参照)

竹田街道 文久三年八月十九日米明七卿は妙法院を出て竹田街道を南へ伏見に向ふた（藩行七卿の項参照）



大に困まつてゐると、三條卿は隨從の宮部鼎藏と眞木和泉を呼び寄せ、「前途は遼遠である、攘夷の擧もあるから、其費用も必らず、多額に上らうと思ふ、汝はこれより京攝の間を奔走して、調達する様にその言葉があつた、宮部は京の長州邸に赴き乃美伊織に談じて三千五百兩を調達させ、眞木は板倉筑前守へ談じて三百兩、三條卿も自邸より百兩を取寄せたといふ事である、かくして一行は雨降しきる伏見の驛を西し、水垂の渡を越え、桂川の西岸を山崎に出で、その日の夕暮に芥川の驛に着き、七卿は穢くろしき旅籠屋に投宿し、僅に手足を伸ばして、これより七卿はつぶさに艱苦を嘗めたが、八月二十五日には聖旨を矯め、勅命に背ける諸堂上を左の通り處分せられた。

大納言廣幡忠禮、中納言徳大寺實則、三位長谷信篤

右依願議奏御役被免、自分遠慮他人へ被止面會候

中將 東 園 基 敬

春來毎度相迫言上之條々有之、如何に被思召候、依之差控被仰出候

大藏卿豊岡隨資、中將滋野井實在、少將橋本實梁辨萬里小路博房、侍從
烏丸光徳

右春來毎度相迫り、言上の條々有之、且今度行幸の儀、遮て矯叡慮候段、如
何に被思召候、依之差控被仰出候事

中納言三條西季知、中納言三條實美、少將東久世通禧、修理權大夫壬生
基修、侍從四條隆誥、右馬頭錦小路頼徳、主水正澤宣嘉

右之輩、十八日不法進退依有之、被止官位候事

一方急進派の諸卿は處罰せられたが、穩健派は益々勢を逞ふし、八月二十三日
松平容保は御前に召され

今度の大變鎮靜の義行届候に付

御差料備前長光被下候猶骨折一段の事に候

この御沙汰書を下賜され、二十六日朝廷には容保を初め松平相摸守、同淡路守

落竹く七卿
のである

七卿が竹田街道を落行く様を澤宣嘉が描きしも



嵯峨の平生基修隱栖地



上杉彈正少弼、松平備前守以下の人々を召し御持古御末廣、並に絹を下賜せられ、面目を施し、九月九日には容保は二條右大臣の手を経て御製

やはらぐも猛き心を相生の

松の落葉のあらす榮わん

武士の心あはして巖をも

貫きてまし世々の思ひて

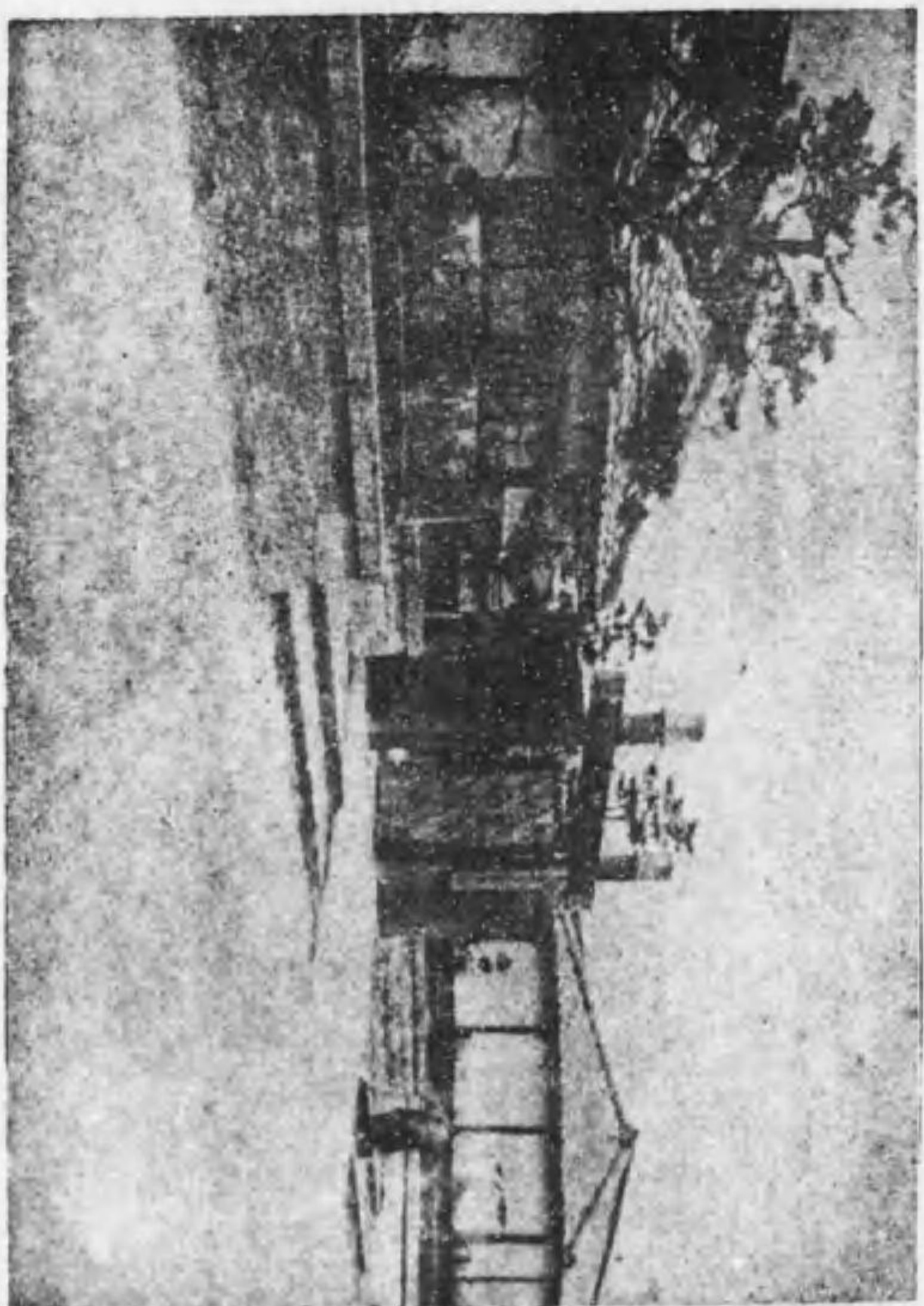
を下賜せられ、無上の光榮に浴したのである、かれと是とを比較せば、その境遇の差當に雲泥の相違ではない、畢竟薩長二派の争ひの嵩じく／＼てこゝに及び其犠牲となつた七卿こそ眞に氣の毒な次第であつた。

芹澤の暗殺

壬生寺に葬る

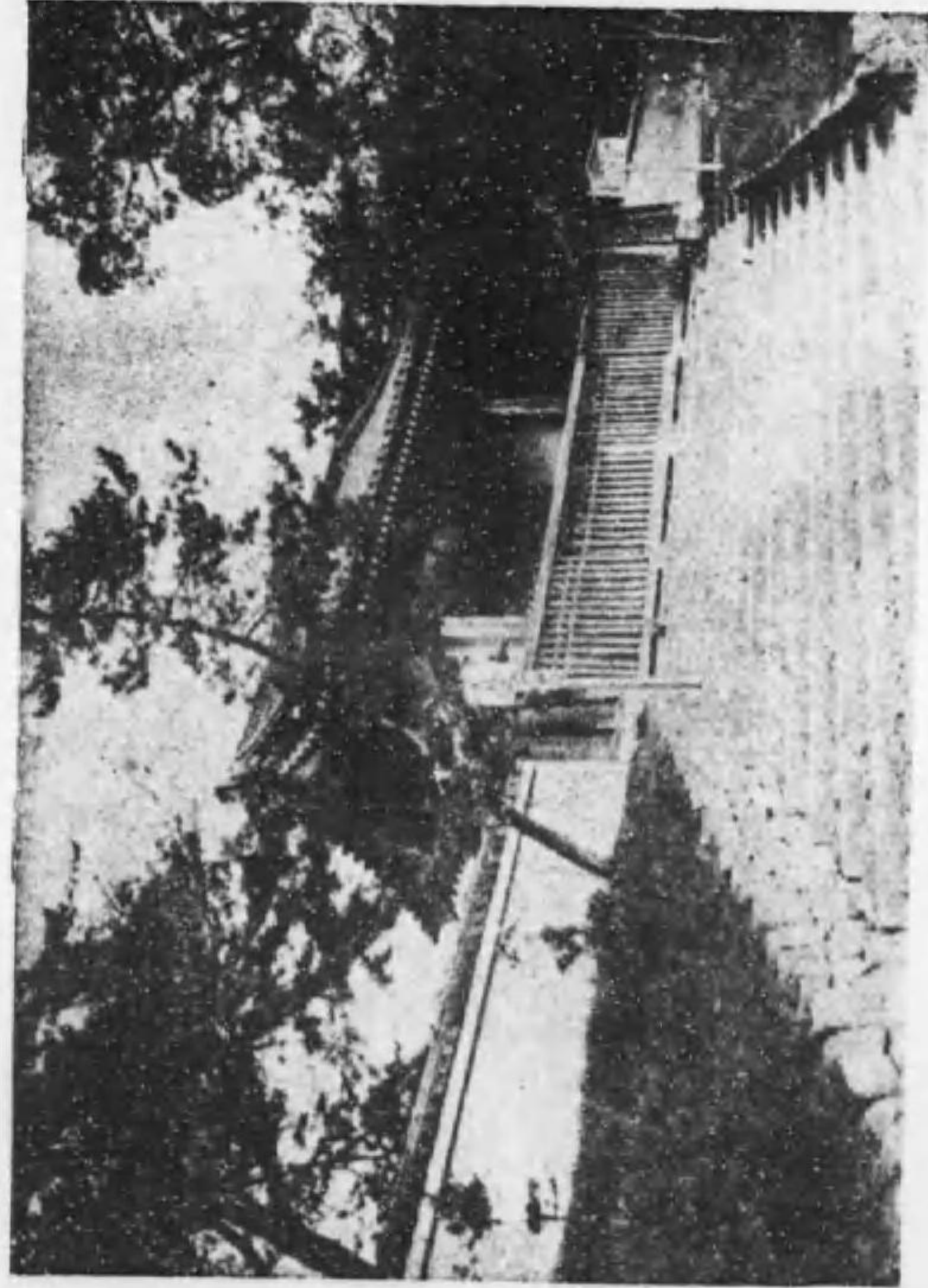
因果應報

新選組の隊長芹澤鴨は元水戸藩士であるが、兇暴無慈悲の行ひが多く、流石の隊長近藤勇も其處置に困まつて居つた、芹澤は常に三百匁の鐵扇を手にし、濫に人を撲ち、腰の人斬庖刀は較もすれば鞘を拂ふので、京の人々はかれの姿を見ると逃げてしまふのであつた、それをよい事にしてかれは四條堀川の菱屋の妻お梅を強奪して妾とし、毎夜の様に島原の角屋に遊び、亂暴狼藉留度がなく、或時は大阪新町の吉田屋で、小寅といふ藝者の事から、仲居を鐵扇で撲殺し、太夫一名を強奪して、壬生の屯所に監禁してゐたが、近藤勇はいつかはかれに制裁を加へやうと決心してゐた、然るに芹澤は何を思ふてか北野天満宮に藤田東湖の正氣歌を記し、其傍らに



伏見の長州藩邸 伏見小学校の前身が長州藩邸
であつた七脚はここに休息して長門へ向ふたのであ
る(藩行々七脚の項参照)

栗田青蓮院 洛東栗田にある天台座主法親王住持の舊地である中川宮は、ここに在はし大に國事に奔走せられ三條實萬も宮を訪れたことが屢々あつた(青蓮院門跡の項参照)



雪霜にいろよく花ごさきかけて

ちるごもあごにほふ梅か香

の自詠を記した扁額一面を奉納したが、文久三年九月十八日の夜、新選組の會議が角屋に開かれ、後は例の酒宴に移り、飲めや唄への大騒ぎであつたが、芹澤は腹心の平山五郎と平間重助を連れて中座し、屯所に歸つてお梅を座に侍らし、旺んに飲んでゐた、そこへ近藤の旨を受けた土方歳三は歸つて来て、芹澤等に酒を強ひ、三人は泥酔して倒れてしまつた、土方は較々あつて、新選組の腕利である沖田總司、藤堂平助を引入れ、芹澤の枕屏風を押し倒し、その上から亂刺せしめた、芹澤は深手ながら戦ふたが、沖田のために斃され、お梅も殺され、平山五郎も咽喉を刺貫かれ、平山重助は運よくも難を免れた、其翌日近藤勇は守護職である會津家に、芹澤鳴義賊の爲に刺されたと届出で、遺骸は壬生寺に葬つた、京の人々は芹澤が殺されたといふので、喜ばぬ者はなく、島原遊廓の如きは祝賀會を開いたといふことである。

青蓮院門跡

一七四

聰明なる中川宮

主上の御相談相手

洛東粟田青蓮院は世に粟田御所といひ、開宗は傳教大師、中興は行玄大僧正であつて、屢々行幸を仰ぎ、天明八年皇居炎上の砌は、假皇居となつた由縁ある寺院である、嘉永より文久元治へかけて、攘夷問題で主上の御相談相手となつて、翼賛の任を盡されたのは、その門跡であつた尊融法親王である、宮は伏見貞敬親王の御子、聖護院宮、梶井宮とは御兄弟であつた七八歳の頃に本能寺の小僧となつて、様々の苦勞をせられ、墮落坊主の文を持つて祇園の妓樓へ度々使に行かれたといふ事である、かくして宮には民情に御精通になり、仁孝天皇の思召により南都一乘院の門主に御就任、尋いで粟田青蓮院へ御入室、天台座主となられたが、時恰も黒船が來航して、天下が騒がしくなつたから、主上

には御年重なる青蓮院宮を屢々御招きになり、近衛左府、三條右府もお側侍して國事に就き御相談になつた、宮の御議論は眞に立派なものであつたから、堂上の志氣は頓に振ひ、又宮には池内大學陶所を召して、修學を怠らせ給はず、この宮は至つて無頓着な方で、少しも邊幅を飾られなかつた、或時三修實萬卿は松茸狩に言寄せて、青蓮院に宮を御訪問申上げ、心行く計り國事を談せられ、卿亦宮を桂宮に御招待をして嗣子實美卿も同席して、親しく國事を御談じになつた、宮に常に主上の顧問役で、堀田閣老の奏請を否認せんとせられたから、幕府は九條關白に迫まつて、宮を排斥せんと試み、幕吏は宮の御事を青法師と呼んで、邪魔者扱をしてゐたが、遂には宮の近臣伊丹藏人、山田勘由の兩人は會津侯、備前侯の手によつて召捕へられた、しかし其理由が判明しなかつた、め、京の市民は不思議がつてゐた、間もなく宮の天台座主を廢し、洛西壬生寺に幽閉申上げんとしたが、壬生寺の都合により相國寺の塔中に押込め奉つた、宮には一向御頓着もなく、修學に御餘念なく、文久三年二月には日の御門外に學習院を設けられ、宮には平野國臣、久阪玄瑞、眞木和泉守をして、國事を進

言せしめられた、此時久留米侯は切に請ふて、宮を還俗しまいらせ、中川宮と御改稱、廣小路一乘院に假御殿を設け、宮には終始一貫國事に御盡力になり文久三年八月十八日の政變は實にこの宮が原動力であつた、慶應三年十二月九日の改變に岩倉卿が、蟄居赦免になると同時に宮に退けられ、寺島宗則と中島錫胤の二名は勅命を帯びて宮の御殿に赴き、拜謁を願出づると、宮には直に二名を御引見になり、來意をお尋ねになつて、寺島が一通の書狀を差出し、此手形は宮様ので御座いませうと尋ねに及ぶと、宮には靜かに自分の手を手形の上に御乗せになり、其寸分に大なる相違があつたから、宮はお笑ひになつて、「これは自分のではない」と仰せられた、寺島も大に困まり、「實は廣島へ御移り遊ばす様にこの勅命で御座りますが、今一應御伺を致してまいります」と述べて、寺島は急ぎ禁中に歸り、岩倉卿にありし次第を復命した、卿は較々激した風で「思召の次第あり、廣島藩へ御預け申上ぐればよい」と言放つた、寺島も止むなく再び參殿して、其旨を宮に言上すると、宮には「ア、左様であつたか致方がない、マダ食事をせぬから、暫らく待たれよ」と湯漬を召上がり、青綱を掛た駕籠に召

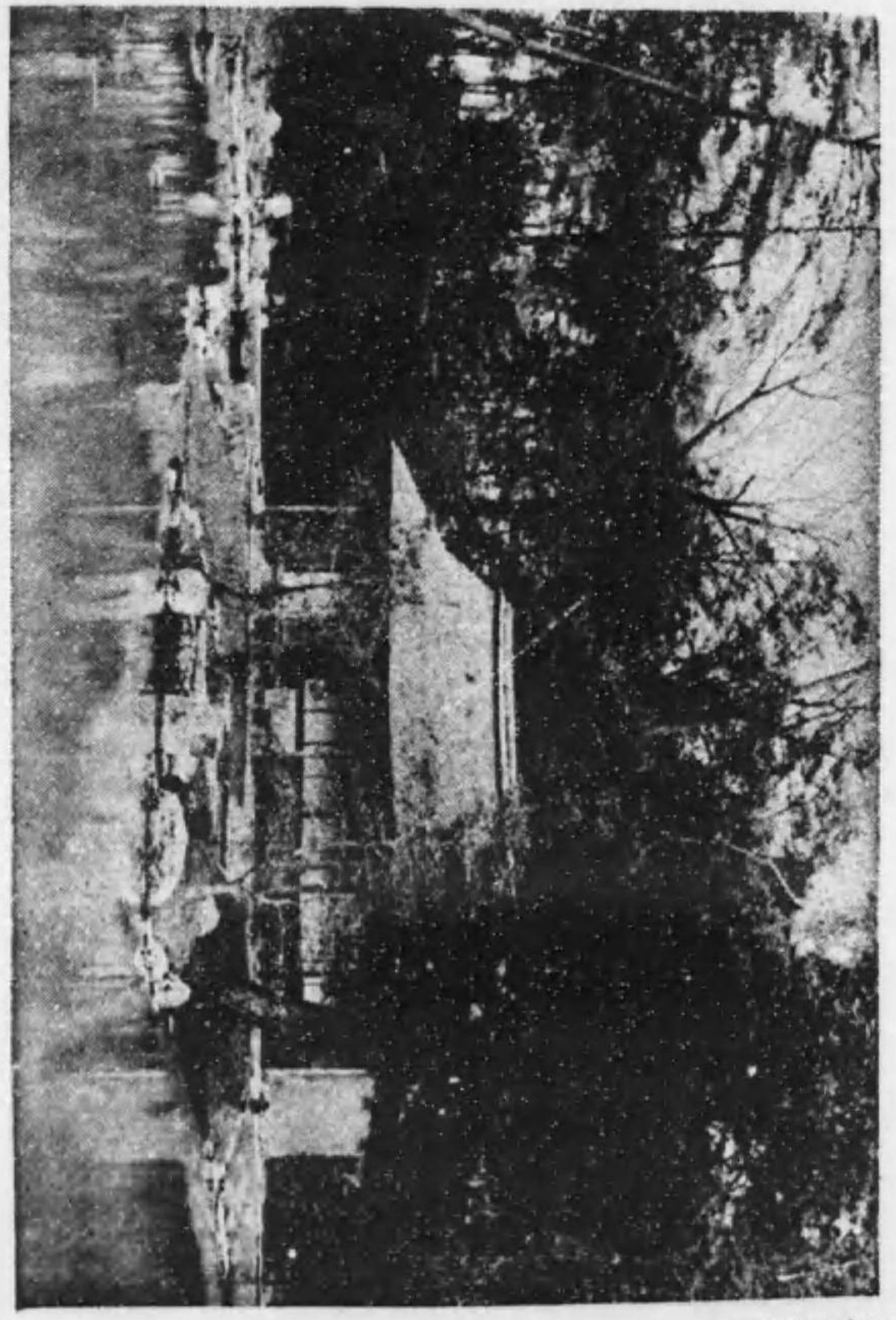
し、廣島藩の侍二十餘名が御警衛申上げ、京都を御出發になつたのである、數年の後勅命により宮には御歸洛になり、明治天皇に御對顔に相成つた、此宮こそ後に久邇宮と申上げ、神宮祭主に御就任になり、明治二十四年十月二十五日に薨去になつた。

本因寺討入

君側の姦を斬つた

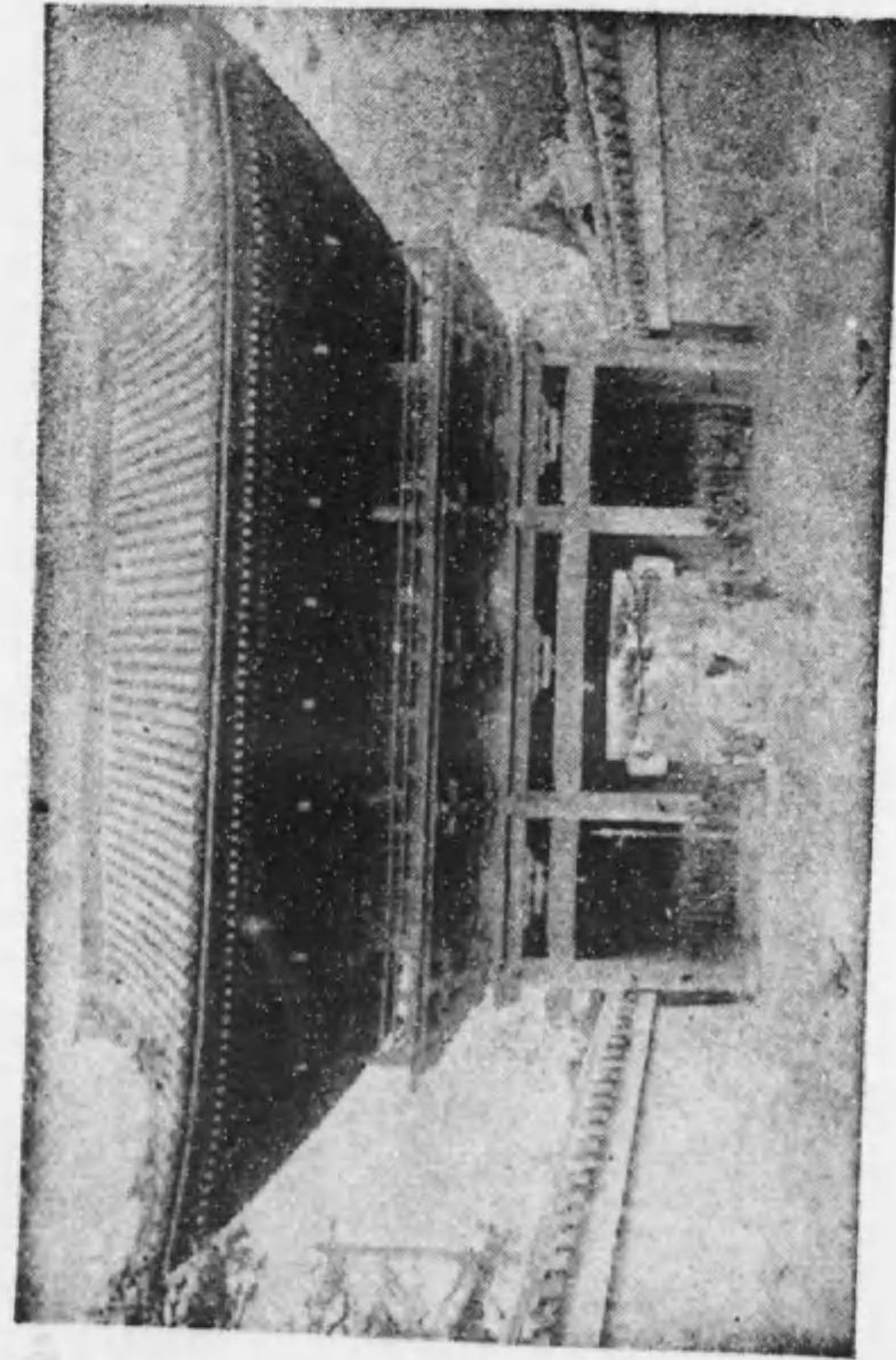
因州藩の若武者

文久三年八月十八日の曉七つ時前、洛東知恩院の山門下に打集ふた若武者二十名いづれも揃ひの紋服に袴を着け、何事をか密議してゐたが、一同打連れ、祇園の社に詣で、四條通を西し、何れにか姿を晦してしまつた、やがて此一團は本因寺前に現はれ、勝手知つたる小門より境内に入り、各自刀を揮ふて、藩邸に亂入した目指す者は側御用人の黒部權之助、御用勤役早川卓之丞、表用人高澤省巳、小納戸加藤市左衛門であつたが、此月は因州藩は九門の警衛に赴いてゐたから、藩邸には人数も尠なく、黒部等の驚きは一方でなかつた、刀を抜く猶豫もなく、或者は長持、厠に遁れんとしたが、かの一團は黒部等を打取り凱歌を揚げて本因寺を引揚げて、知恩院にと歸つた、此一團は因州藩の



桂離宮 三條實萬、實義父子は中川宮をこの桂離宮に御招待申上げ國事を謀議したのである（青蓮院門跡の項参照）

本園寺 因州藩士二十餘名は君側の姦を一掃する
ため藩主の館してゐた本園寺に討入り大騒動を演じ
た(本園寺討入の項参照)



託間半録敬毅、清水音之丞忠武、河田策馬練景、河田清之丞政直、太田直人
茂實、塩川孝作利行、足立八藏正聲、吉岡平之丞保奇、混合卓藏武貞、混合
金藏成年、山口謙之進正次、糖谷左馬丞武久、中村筑五郎正衛、佐藤修藏元
立、永見和十郎明久、伊吹市太郎正祐、太田清太古相、中野治半元長、奥田
萬次郎信實、新庄恒藏貞光、吉田權右衛門立輔、加藤助之進忠貴。

であつたが、黒部以下は常に藩主の左右に侍して、奸佞を事とし、屢々不正の
道を講じ、藩士等の困窮其極に達したから、此一團の士は協議して、こゝに
奸徒を屠つたのであるが、知恩院に引取つた一團は、最早本望を達したる上は
其旨藩侯の許に届出で、其處置を待つより外に途がない、我等の望む所は、武
士の面目として、切腹申付けらるゝが、此上なき光榮である、直に訴狀を藩
侯の許に差出した、間もなく使者荒尾千葉助が來着して、夫々本人の志の如き
處刑を申渡した。

藩邸の相撲

島津久光の興行

中川宮の上覧

島津久光が文久三年十月三日を以て上洛するや、直に相國寺前の二本松の藩邸に入り、國事に奔走してゐたが、主上の薩藩を御信任になることが非常に厚く、又中川宮にも屢々久光を召して、國事の御下問があり、薩藩の勢力は日々に扶殖せられたが、十一月十八日久光は、半日の清宴を張るために、中川宮を初め二條右大臣、徳大寺内大臣、松平春嶽、松平下野守等を招待した、宮には痛く喜ばせられ、定刻前二本松の薩藩の邸に御着になり、次いで二條右大臣以下の人々も參邸したから、久光は直に茶室に請じ茶菓の饗をして、國事に就いても一二の談合もあり、堅くろしい談合は面白くないとて好加減の所にて中止し、久光は久々の御來駕で御座りますれば、餘興のため相撲を御上覧に供し度

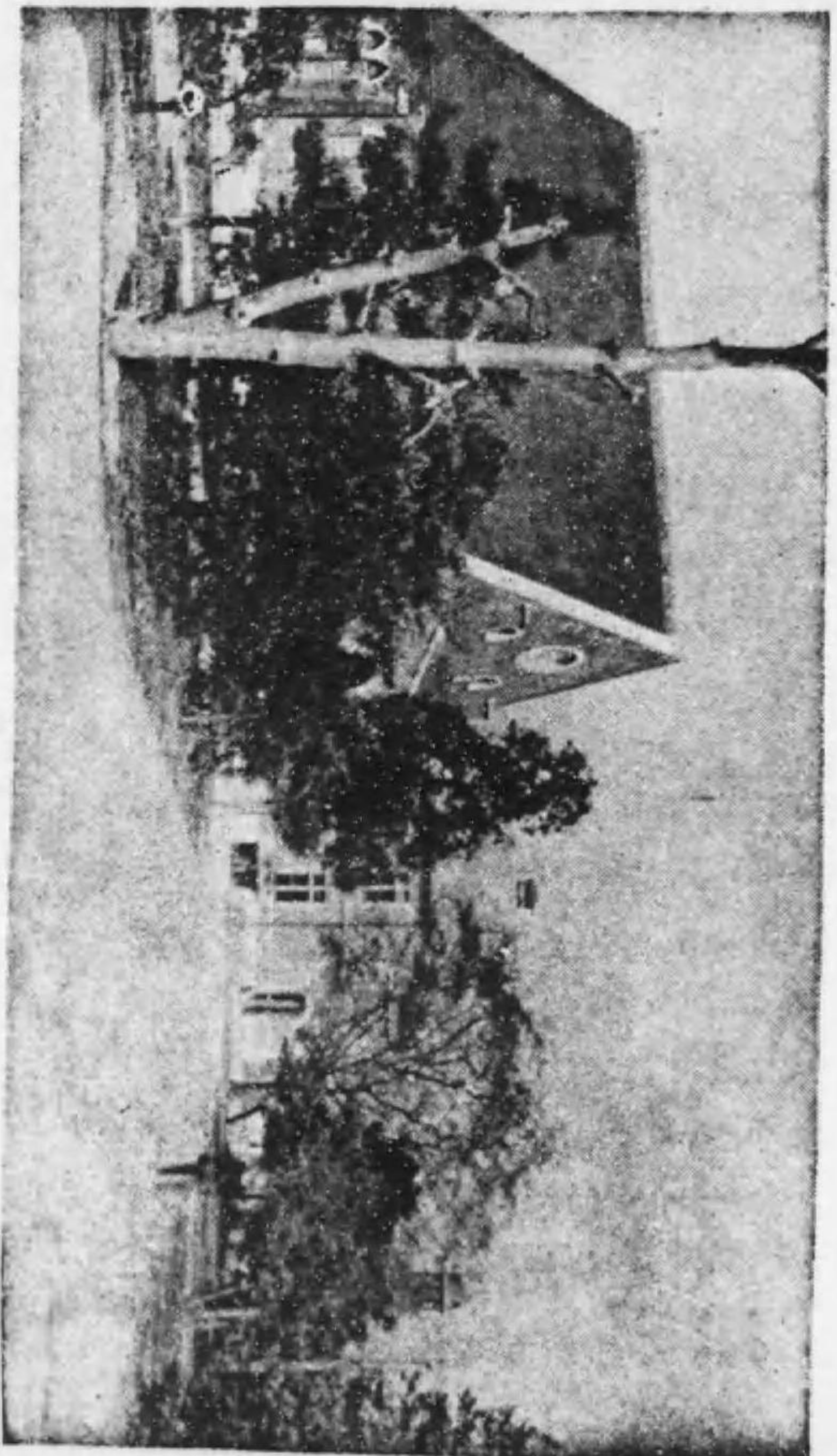
と存じまする」と中川宮に言上すると、宮にはそは面白いといざ御案内をと御機嫌斜ならず、久光は宮を藩邸の庭に御案内申上げた、續いて二條右大臣以下の來客も庭に出ると、そこには美しく加茂砂を敷詰めて土俵をしつらひ、紫の幔が張られてある、中川宮には一段高き設けの席に着かれたが、此日の大關は華の峯に平野川であつて、宮は熱心に台覧になり、久光を顧みて種々御下問があつた、當日の取組は二十四番、その重なる勝負は

- | | | |
|-----------|------------|------------|
| 駒頭、錦、岩勝。 | 大音、東、雲勝。 | 鏡川、初、綠勝。 |
| 越の海、松ヶ崎勝。 | 高尾山、勝、鍛、島。 | 和田の音、西の森勝。 |
| 立花、一の谷勝。 | 濱の松、勝、松浦崎。 | 柏戸、勇、川勝。 |
| 一、高、分朝勇浪。 | 平の松、旭、山勝。 | 鬼若、勝福、島。 |
| 鳩ヶ嶽、分三ッ鱗。 | | |

であつたが、最後の三役濱の松勝に勇川、鳩ヶ嶽に和田の音勝、高の戸勝に闇島の取組は中川宮の御氣に召し、屢々御座を起つて御覧になり、御機嫌殊の外麗はしく、相撲が終つて後、奥座敷にて酒宴が開かれ、宮にはいと打寛がせられ

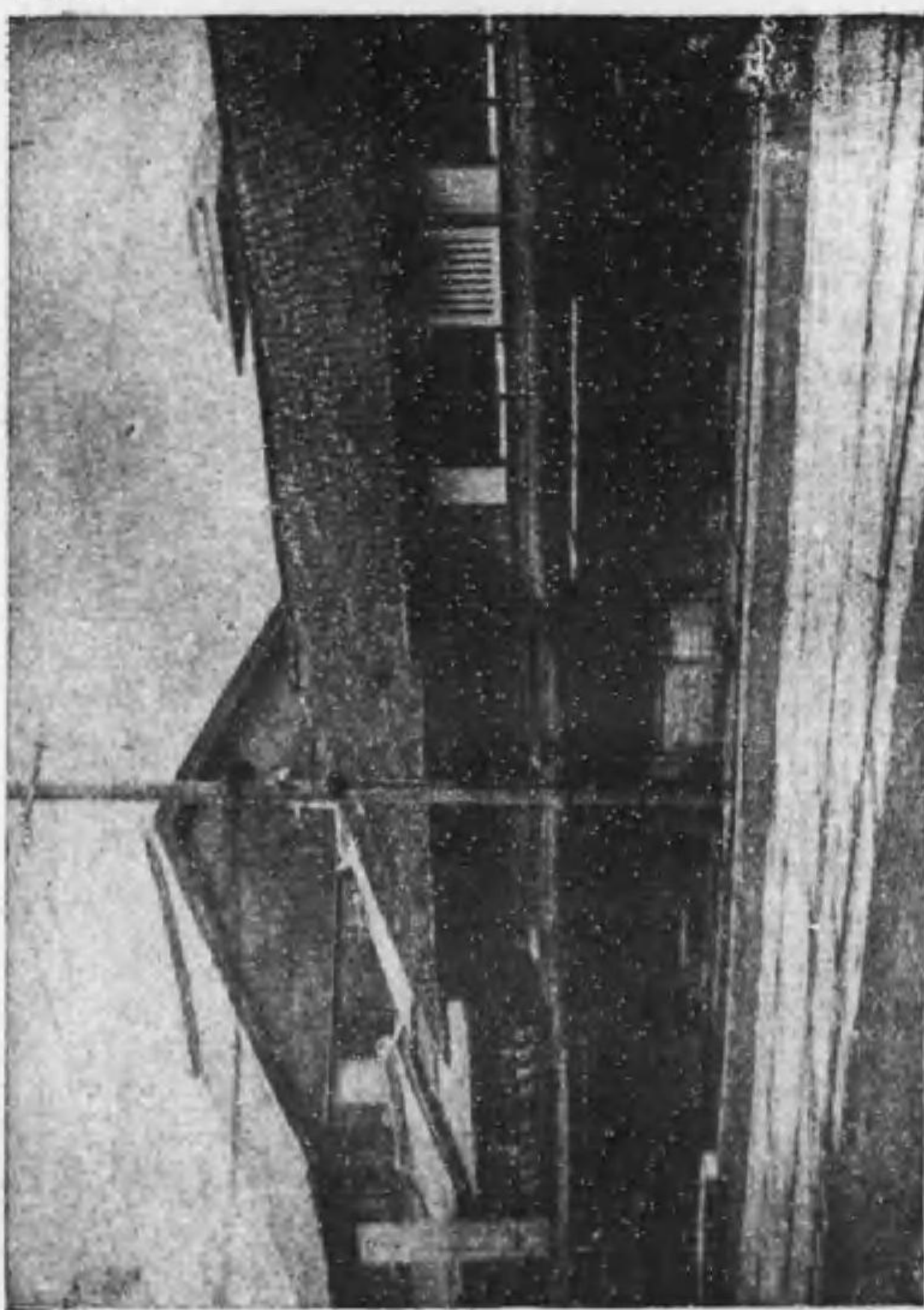
久光に對し「猶此上ながら國事に盡瘁する様」どの御言葉があり、成の刻過る頃、漸く御退席に相成つたが、此相撲が取持つて中川宮と久光、春嶽等の間は離るべからざる關係が結ばれた。

[Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page]



同志社大學 相國寺門前におり其校舎は薩州藩邸
であつて俗に二本松の新藩邸と呼んでゐた文久三年十
月二日島津久光上洛し同六日松平容保邸に小松帶刀を
遣はし八月十八日の政變に對し謝意を表せしむこれよ
り會薩の提携成立し久光は新藩邸に中川宮、松平容保
等を招待す(藩邸の相撲の項參照)

鴻池別邸の址 四條烏丸の西へ北側にあり元治元年元旦新選組の近藤勇鴻池別邸にて賊を圍ひ鴻池主人の款待を受け名刀虎徹を所望す(虎徹の名刀の項参照)



虎徹の名刀

鴻池別邸の賊

刀劍界の逸話

新選組の隊長近藤勇は、常に名刀虎徹を佩びて、京の市中を濶歩してゐたのである、その名刀虎徹に就いて一場の美談がある、元治元年元旦勇は朝賀の式に参列し、屯所で旺んなる宴會は開かれたが、勇は自ら市内を警戒するため山南敬介を従へて、屯所を出で、四條通を東した、恰も四條通烏丸西へ入北側鴻池別邸の前に來た時、怪しや雲突く許りの大男が四五人潜り門の内から出て來た、勇は山南と共に石垣の間に身をよせて、窺かに其様子を窺つてゐたが、怪しき男等は財物を幾つともなく持出す氣配であるから、勇は大喝一聲、賊の一人を投げ付け、勇は大刀を抜放つて、數名の賊を相手に闘ふた、賊は中々腕利と見え、勇も必死であるが、漸く其一人を斃し、他の一人は此時一聲高く山

南に切込んで来たが、山南の刀はどうしたはずみか鋸元から折れ、同時に左の腕に微傷を負ふた、山南は怯まず小刀を抜いて立合ひ、見事にそれを仕留め、他の賊は二人の豪膽に驚いて、いづれにか逃げ失せた、折柄別邸内は大騒ぎで番頭や手代が提灯を携へて出て来た、勇は自分は新選組の近藤であること、只今強盗を任留めたことを詳かに語つた、主人は番頭から委細を聞いて、直ぐ勇を座敷に請じ、厚く禮を述べ、山南の刀が折れたのを氣の毒に思ひ、秘藏の召劍を持出して、「到底もお氣に召す様なものは御座りませうまいが、枉げて一振御持歸りを願はしう御座ります」と述べ、勇は詳細に刀劍を見終つて、「山南には自分の差料を譲り、自分はその内より撰んだ此一刀を頂戴いたしたう御座る」と述べた此一刀こそ虎徹の一振りで、稀代の業物であつて、これが池田屋劇闘の際に數人を斬つても、刃が一つもかけなかつたといふ名刀である、勇は此名刀を寸時も左右より離さなかつたといふことである。

醉興の國臣

一喝新選組を走らす

かれは情の人であつた

多情多感なる平野國臣は都甲橋彦と伴つて、郷里筑前を脱して上洛した後は旺んに憂國の志士と交はり、國事に奔走してゐたが、國臣は能く先斗町の瓢亭(今の出雲)に遊んだものである、かれは醉興の餘りに藝妓に對して色々の悪戯をしたので、餘り評判はよくなかつたが、一日國臣は加茂川の流れに沿ふた座敷に陣取り、小勇といふ藝妓を聘して、チビリ／＼飲んでゐた、突然國臣は小勇の帯に手をかけると、小勇は吃驚して逃廻はし、國臣は覺束ない足で小勇を追驅けたから堪らない、小勇は戸外に飛出してしまつた、折柄巡邏中の新選組の隊員が通りかゝつて、コラ女待てッ、其方の態は何んぢやと呼び止めて取調べると、小勇は瓢亭で怪しい士に捉はれまじといふ、新選組の者共は、ッは用捨

仕難しと、瓢亭に飛込んだ、國臣は此時大杯の満を引いて入來る新選組の者共はハタと睨んで、汝何者ぞ、案内なくして此座敷に通るとは無禮千萬であるぞと叱飛ばした、新選組の者は一刀をスラリと抜いて切付く、國臣はその利腕を確かと捉へて投付けた、新選組は到底も叶はじと思ひけん、一目散に逃出してしまつた、國臣は猶も飲み續けて、亭主を呼んで色々世間話をしてゐると、表の方が騒がしくなつて來た、亭主は驚いて表に出ると一人の浪士が、數十箇所の傷を負ふて、自分の家の前に倒れて居るから、亭主は早速國臣に其由を告げた、國臣は杯を置いて、それは眞に氣の毒ぢや、いざ介抱を致さうと表へ飛出し、浪士の傍に蹲踞りながら、厚く介抱したが、浪士は其儘息は絶へた、國臣は其遺骸に合掌して、

今に仇を打取つてやるから成佛せよと懇ろに弔ふてやつた、瓢亭の亭主も今更ながら國臣の義侠に感激したが、それから間もなく國臣の姿は先斗町に見えなくなつて、國臣はいつの間にか九州に下り同志の士を語合ひ、再び上洛して曇華院宮候人吉田重義に托し、左の封事を密奏した。

謹んで密奏を奉候當時天下の形勢駭々として墨夷外より通り通り滔々たる大姦内に跨り其機の安からざること譬へは人々癩疽兩病を醸せしが如く實に國體の存亡命脉の斷絶此時に御座候段は今更申迄も御座無く候得共即 叡覽の通に御座候然る上當戊十月には花庫境の三津開港の期約相濟候なり若此三津開港に相成候は、例の商館と號し城廓やうのものを修補し群虜を屯せしめ軍艦を繋ぎ礮台を構へ水陸を要塞し候に至りなば神州中斷の儀にて譬へは龍蛇の朋中を裁斷せられし如く首尾應援し道運送の便を失ひ、恐れながら鳳闕の御危難累卵よりも尙甚だしく萬一其期に及候ては外寇攘夷の策は施すに術なく手を束ねて左衽蟹文風に變じ居ながら腥羶の正朔を奉候外所置御座有り間敷候儀は鏡の影よりも明白に御座候右に付兩三年來殊に心配仕是非々々當春には義旗決舉仕らず候ては相成らず儀と鎮西有志の我等密に結義仕候得共義徒烏合計にては僅に數百人の事にて志を遂げざる而已ならず却て後害を引出候様に至り可候哉に付必一大諸侯を不頼しては不叶事と因循仕居候内皇女様には關東へ御降被成恐多候共幕廟に於て國學者共へ申付忌々敷御不吉例を取

調候趣脱漏仕候故何時暴虎馮河の機に至候も難計彼是以て天下有志の者共扼腕憤激仕義氣十分震立機節相顯候に付既に去る酉十二月一書を携へ薩の關所を犯し鹿兒島府に入込み申候處一藩案外奮起仕居案候即一封は修理太夫殿實父島津和泉殿に相達其頃同藩并當春修理太夫殿出府に候處俄に延引にて當秋にも可相成勢に御座候其後事相革り修理太天殿爲名代和泉殿出府と申事に決し則此節上京の處に至申候如是薩の一國の擧は全く勤王之儀に相聞へ西海山陽南海の有志共如此奮起或は亡命脱藩上阪仕京攝の間に潜伏仕居候者も數多有之實に遅々不可止の勢にて必死確決を以て是非々々此度大擧して恢復の基を開き候筈に御座候斯迄人氣奮起候大機會は此迄不有處にて千百世の一時にて御座候若此期を遁候ては臍を噬と雖ども其詮なく決して不可再來一機に御座候一旦如此決發候上は悠々として不斷の所置に落候意遣は毛頭無御座候得共同くは決發仕候内にも上策に出候得者力を盡し其功十分に御座候若下策に落候は、勞して無功のみならず却て後害を醸し候儀難計候夫故に乍恐神武不思議之叙決を以て第一策に出候様有御座度差當り一着に手を下候處の三策試

に左に認候て奉備 天覽候宜聖斷奉仰願候

一鳥津和泉滯阪中に綸命下り直に華城を抜き彦城を火し條城を屠り時日一勢を率して和泉出京幕吏を拂ひ青蓮院宮の幽閉を解き參廷の上鳳輦を促し蹕を華城に奉し皇威主張を以て七道の諸侯に命を賜り 陛下親ら此衆を率し給ひ函嶺に暫く行宮を頓し幕府の罪科を正し前非を悔ひ罪を謝する時は官職を剥き爵祿を削り諸侯の列に加へ君命に反く時は速に征伐する者を上策とす

一和泉出伏の上命下り上京直に幕吏を拂ひ宮の幽閉を除き條城を抜きて是に依り命を四方に被下義候を募り華城を抜て是に遷り宮を奉して幕罪を正す是を中策とす

一和泉出京陽明家に參殿の上漸次議にて幕吏を攘し宮の幽閉を解き條城を抜て此に據り官軍を募り皇威を主張し幕府の姦徒を誅し幕府を扶け尊王攘夷を議する此を下策とす

右三策の外凡て公武御合體夷狄攘拂と申説は根元姑息平穩を好み不斷醜虜

の胸臆より出候處にて假令事行れ候ても十分の落着は無覺東候大洲の果迄も皇威を輝し萬々歳神州安全の基は開け申間敷候御合體の機會は既に五ヶ年前に有之即ち家族にては尾張水戸越前外侯にては土因薩の如き英傑の方々面々奇を計ると雖も整さりし故轍にして其後益々衰弱窮まりたる幕府を憑み攘夷を策するは古今の愚策にして勢決して行れ申間敷候殊に如此醜虜と親睦仕居候幕府に御諂ひ御合體之儀乍恐矢張外夷へ御合體御同様にて自今三年も過候中には乍居腥羶の属國とは成果候は必然の事に奉存候此度は一際拔群の叡斷を以て海内蒼生の弊心一洗憤發仕候様叡志を勵られ皇國の存亡乍恐玉體の安危此一舉に御座候何卒々々第一策の上策に出候様神速に天決仰願奉候誠惶頓首敬白 筑前脱民 平野二郎國臣

かくて國臣は大阪にあつて朝廷の英斷を待つてゐる間に、黒田侯は國臣の言は過激であるとして拘禁した、國臣は暫し藩廳の獄に繋ながれてゐたが、朝廷國事局を置くに及んで、黒田侯に命じて國臣の縲紲を解かしめ、國事掛下局の督長とし、日夜諸藩の士と國事を議せしめたが、國臣は旺んに大和行幸の盛典



先斗町出雲と平野國臣の遺影 (醉興の國臣の項参照)

を懲通し、真木和泉と大に奔走し

天津風ふけよ錦の旗の手に

摩ひかぬ草はあらしとぞ思ふ

と詠じ、中山侍従忠光卿が大和に奔り兵を起すに及んで、國臣亦八月十八日の政變を憤慨して但馬に赴き、左の死決の書を父に送つて兵を擧げた。

一翰啓上仕候益御泰然奉恐悦候二私儀去々月二十六日京師を發し但州へ罷下り候處又々京町奉行より同心其外共十人計探索に入込候處今以て爲相知候者有之去月二十日の夜出立山越に播州へ出て當所へ馳下り申候尤も兼て當所へ下り候儀は決策も有之旁右の通に御座候此方にては三條公を初め御脱走の七卿方にも追々拜謁且つ長門守殿にも拜謁山口に三條公より被命候御用にて御高拜借罷越家老増田彈正清水清太郎等へも追々出會仕候最早此方の都合も大概相調候に付不日に但州へ罷歸り義兵を擧げ大和の應援天下の大擧を促し待候筈に御座候此事は多端にて難盡筆紙中句迄には必ず御耳に入候義可有御座就ては熊藏儀却て邪魔と存候間暇を遣し指返し申候永々付添心を添吳候に付

井上馨と中西君尾の家 上圖は井上馨の書翰、中國は紙圖
町南側中西君尾の家、下圖は井上馨（命の親の鏡の項參照）



今日まで召連候得共大事の場に臨み候ては入用無之且親父か心配其身の不本意と存じ右之通に御座候親元へ御返し可被下候東西奔走仕候義は此者より可申上候最早此期に臨み天朝之御爲一命を抛候上再拜顔の儀無覺東萬一天運強は、采幣を執て拜顔可仕候唯々正名公行を以て天下後世に鄙名を輝し候を御觀被下是迄年來我儘不孝の罪は山々御免可被下候此後の模様は實功可奉入御覽候云々。

されど武運拙なくして、但馬豊岡に赴かんとする途中で捕へられ、六角の牢獄に繋られたが、元治元年二月十八日、從容死に就いた時に年四十三

將軍の出迎

板輿下賜の勅詔

身に餘る光榮に浴す

主上の攘夷を望ませ給ふ聖慮は、益々切なるにも拘らず、幕府は因循何等の手續をもなさず、爲に朝廷に於ては、文久三年九月一日、有栖川宮熾仁親王を攘夷別勅使とし、大原三位重徳卿を副使として、關東下向の事に決定し、守護職松平容保は直に其旨を報じたから、幕府は大に驚き、愈々鎖港の談判を開くこと、又將軍家茂は左の人々を随伴せしめて上洛するに決定した、

供奉 (越前福井) 松平越前守

國許より供奉 (雲州松江) 松平出羽守

御押 (勢州桑名) 松平越中守

御先 (越後高田) 榊原式部大輔

御供 (上州館林) 秋元但馬守

學問所奉行 (上州沼田) 土岐山城守

御奏者 (相州小田原) 大久保加賀守

同 (越後黒川) 柳澤民部大輔

御目附 丹羽五郎左衛門

御留守主 (伊豫松山) 松平式部大輔

御留守 (三州岡崎) 本多美濃守

かくして將軍は翔鶴丸に乗じて江戸を出發し、元治元年元旦大阪灣に着、直に大阪城に入り靜養してゐたが、十五日將軍は上洛して二條城に入り、其翌日に御出迎へ將軍自ら御使を大廣間に誘導し、傳奏は思召により特に板輿を賜ふとの勅書を將軍に授けた、將軍は恭しく勅書を拜受して御禮を申述べ、御使野宮傳奏は退出したが、越えて二十日には將軍は右大臣に任せられ、御車寄まで乘輿を許さるゝの恩命に接し、將軍の參内すると、主上には優渥なる勅諭を賜

ひ、更に宸翰をも賜ふたが、將軍は身に餘る光榮に浴して、感激較々久しくて拜辭し、其夜は松平容保等を二條城に請じて、旺んなる夜宴を張つたが、再び二十七日には主上は將軍を召して、左の宸翰を賜ひ、公武一致の實を揚げんとし給ふた。

朕不肖の身を以て、夙に天位を踐み、忝なくも萬世無缺の金甌を受け、恒に寡德にして、先皇と百姓とに背かんとを恐る、就中嘉永六年以來、洋夷頻りに猖獗來港し、國體殆んど云ふべからず、諸價沸騰し、生民塗炭に困む、天地鬼神も夫れ朕を何んとか云はん、嗚呼是れ誰の過ぞや、夙夜是を思て止むこと能はず、嘗て列強武將と是を議るに、如何せん昇平二百餘年、威武を以て外寇を制壓するに足らざる事を、若し妄に膺懲の典を擧げむとせば、却て國家不測の禍に陥らむことを恐る、幕府斷然朕が意を擴充し十餘世の舊典を改め、外には諸大名の參覲を弛め、妻子を國に歸し、各藩武備充實の令を傳へ、内には諸役の冗費を省き、入費を減じ、大に砲艦の備を設く、實に是れ朕が幸のみならず、宗廟生民の幸なり、且去春上洛の廢典を再興せしこ

と尤も嘉賞すべし、豈料らんや、藤原實美等鄙野匹夫の暴説を信用し、宇内の形勢を察せず、國家の危殆を思はず、朕が命を矯めて、輕卒に攘夷の令を布告し、妄に討幕の師を起さんとし、長門宰相の暴臣の如き、其主を愚弄し故なきに夷舶を砲撃し、幕使を暗殺し、私かに實美等を本國に誘引す、此の如き狂暴の輩、必らず罰せずんばあるべからず、然りと雖も皆是れ朕が不徳の致す所にして、實に悔慙に堪へず、朕又思へらく、我の所謂砲艦は、彼が所謂砲艦に比すれば、未だ慢夷の膽を呑むに足らず、國威を海外に顯はすに足らず、却て洋夷の輕侮を受けんが、故に頻に願ふ、入ては天下の全力を以て、攝海の要衝に備へ、上は山陵を安じ奉り、下は生民を保ち、又列藩の力を假て、以て各々其要港に備へ、出で、は數隻の軍艦を整へ、無壓の醜夷を征討し、先皇膺懲の典を大にせよ、夫れ去年は將軍久しく在京し、今春亦上洛せり、諸大名亦東西に奔走し、或は妻子を其國に歸らしむ、宜なり費用の武備に及ばざること、今より決して然るべからず、勉めて太平因循の經費を減省し、力を同うし、心を専らにし、征討の備を精銳にし、武臣の職掌を盡

し、永く家名を辱しむること勿れ、嗚呼汝將軍及各國大小名は、皆朕が赤子なり、今は天下の事、朕と共に一新せん事を欲す、民の財を耗す事なく、姑息の奢をなす事なく、膺懲の備を嚴にし、祖先の家業を盡せよ、若し怠惰せば、特に朕が意に背くのみにあらず、皇神の靈に背くなり、祖先の心に違ふなり、天地鬼神も亦汝等を何んとか云はん哉。

將軍は重ね／＼の優渥なる勅諭を賜ひ、感泣に咽びて、天地神明に誓つて攘夷斷行の決心を懐くに至つた。

命の親の鏡

一九八

聞多と君尾

奇しき縁

文久二年の秋、井上聞多は高杉晋作の媒介で、祇園島村屋の名妓中西君尾と深い仲となつたが、兩人が逆上方の猛烈な顔を見て、高杉はよしない媒介をしたと後悔し、再三井上に異見を加へたといふ事である、しかし井上は高杉の異見を馬耳東風に聞流して、連夜君尾の許に通つてゐたが、愈々井上は品川御殿山に建てられた外國の公使館焼討の一味徒黨に加はることとなり、君尾に甘た

るい、
君思ふ言葉も今は打出の

濱の夕波あたにかへすな

といふ歌を認めて送り、直に江戸に發足し、其目的を達したから井上は京に歸

ることとなり、途すがら佐久間象山を信州に訪ふて、外國の事情を審かにするに及んで、持論を一變して開國論者となり、藩侯に願ふて、洋行の途に上るに決し、別離の小宴は魚品に開き、無論君尾も其席に出て、井上と君尾は積る話に夜を更かし、井上は君尾に細々と洋行の話をしたが、君尾は流石に女性だけに、悲しげな風をして、「遠い／＼外國とやらへ行きなはるのも、どうせお國の爲めごつしやらう、どうぞ首尾好くお望みを遂げなさるやう、毎月妾は祇園さんに願をかけてゐます」といひながら、君尾は懷中から取出した鏡袋、井上はそれを見て、「君尾それは何んぢや」、君尾は微笑んで「鏡は女の魂で御座います、これはあなたに御饒別のために差上げます、妾と思ふて肌身お附け遊ばす様に……」と言ふた、井上はそれを手に執つて見るに、縫取の鏡袋の中には小さい見事な鏡が納められてある、井上はそれを押戴いて、「折角の饒別有難く頂戴するが俺もお前にはこれを進せよう」と小柄を抜取つて君尾に與へた、其後井上は歐洲に赴き長州に歸つて、正義派の急先鋒となり俗論派に對抗したため、俗論派に悪まれ、元治元年九月二十五日、城下に於て俗論派のために要撃せられ、危く

も生命を取止めたのは、君尾が魂をこめて贈った記念の鏡のお蔭あつたが、井上は蕨するまで君尾の生命の親として隔てなき交際をしてゐた。

御門の貼紙

穩健派を糺弾

いづれは過激派の悪戯

八月十八日の政變は穩健派の勝利に歸したが、浪士中には痛く憤慨する者が多く、較ともすれば過激の舉に出んとし、殊に中川宮及び松平容保を除かんとする陰謀は各所に企圖せられてゐたのである、されば十一月一日堺町御門東側の扉を初め、北野大日堂、西本願寺北の門、興正寺門前等に左の貼紙をしたものがあつた、

中川彈正尹宮昨年來

朝廷の御厚恩を蒙り禁錮被免特別の

思召を以俗親王に取立に相成候義全く天恩に御座候

然る上は身命を擲ち

天朝の御爲に忠正を盡すべき人情に御座候を無其義奸吏會津に與し去八月十八日大變を惹起し候段不埒の事に候其他雷同致候近衛父子二條徳大寺其外附屬の堂上等

朝威の衰へを顧みず幕府へ□□□□□□□□名義を失申候其罪難遯難會津越前尾張其外に家門の輩は天子を遵奉し候へ共幕威は衰へと相心得候へ共蠻夷を掃攘致し候へ共幕府は滅亡と心得候段大なる間違也抑家康公天下に覇たるや陽に正義を唱ふるを以て武威大に振ひ二百年近き太平を被保候方今蠻夷猖獗の時に當り彌心正道正義を唱へ名實を正し

天子を尊奉し蠻夷を掃攘し諸侯に名義を示し武威を張候へ共徳川氏の徳中興可致を無此事奸曲邪辭を行ひ上は

天子を要し中は諸侯を欺き下は庶民を誑し葵の萎みを憂いよ／＼萎候様致す者也

天子に對しては不忠諸侯に對しては不備幕府へ對しては自己の利欲に迷ひ五

萬石も十萬石も加増致度存念より大義を忘れ天下の正義を倒し

皇國を左袒とせんと欲す其罪天地も不容ものなり彈正尹固より私欲に迷ひ會津に與し奸邪を働くのみならず八幡に於て律僧忍海と申す者を頼み贈物等を厚く致し

主上を呪咀し奉る處忍海薩人に被欺一々密事相語り其上證據迄も被取、其身は被殺候段天罪可愕事に候且又横濱丈を先鎖港と致し長崎箱館二港は追而と申候也

主上を欺き□□□□□□□□近衛二條徳大臣其外奸智邪行の堂上を誘ひ主上を無理やりに仙洞御所にすゝめ可申密計相立て誰いふともなく天下に能知る所也右等の奸曲を相止め會津をして正義に復し幕府をして正道を行はしめ三港は皆鎖港候様可致候へは天人の震怒を止め可申候左無候へは鎖港候ても二港を開き置候而は交易はいろ／＼益盛に相成申候町人交易をさゝめ幕府の手にて公易致し入用の物は不遣不用の物のみを遣し候法則を相立候へ共元始の時に法則不相立候然る處今にて法則相立申事此理萬々無之候攘夷の事

奏功候迄は

主上萬乗を御遁き被遊候様致し候ては當識の罪也近衛二條徳大寺附屬の堂上は不申及皆々心を虚にして耳をさらへて能聞け如斯申者は天朝へ忠に幕府へ義に下民を惑む有志某也

これは過激なる浪士の悪戯に相違なかつたから、新選組は血眼になつて其犯人を搜索したが、一向知れなかつたのみならず、此頃よりして浪士の諸國より上洛する者が多く、木屋町附近は勿論藩邸に潜伏する者が多く、天下は重ね／＼多事であつた。

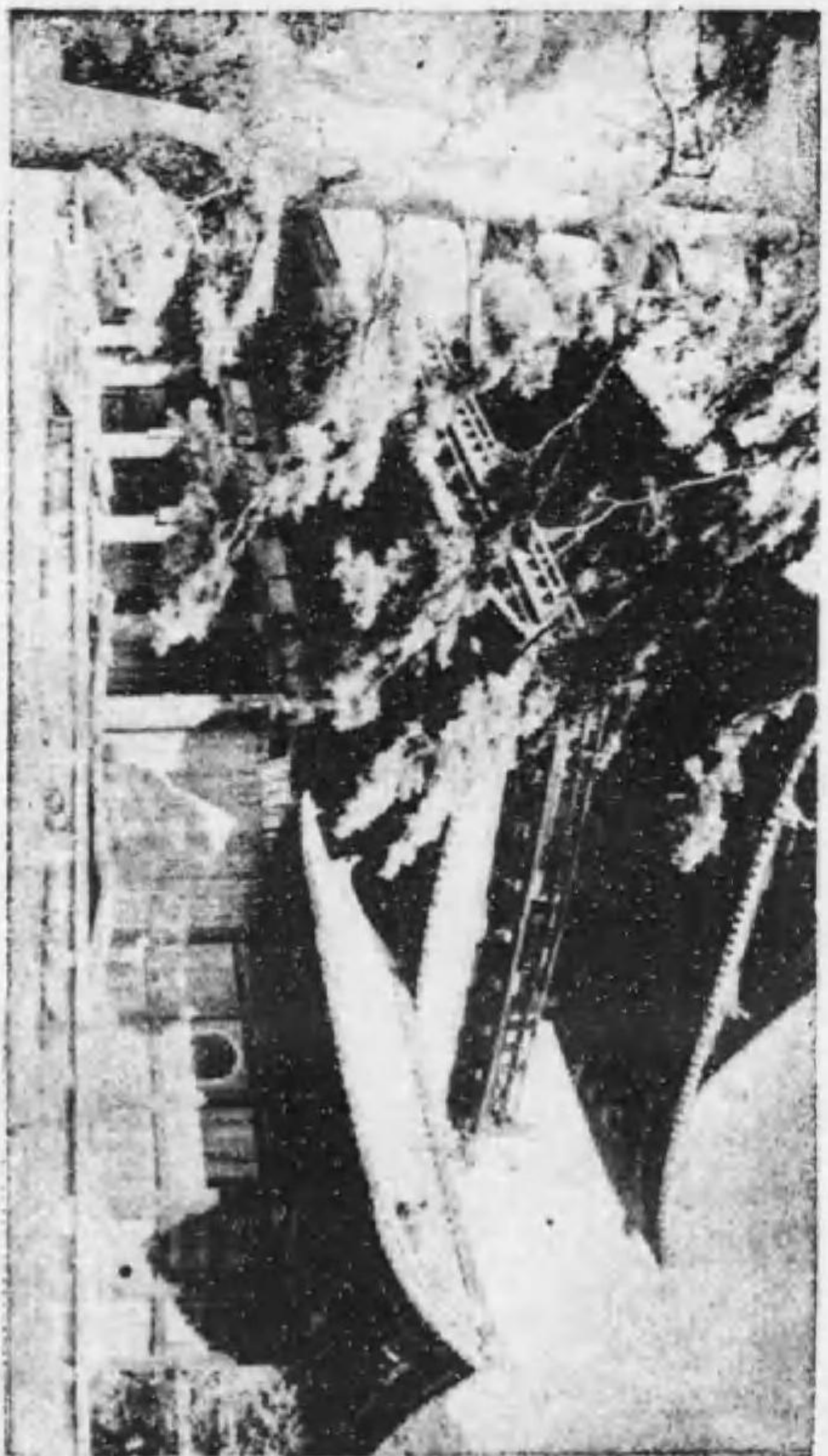
山門の生曝

仁俠の小川てい女

喰はず飲ますの二日間

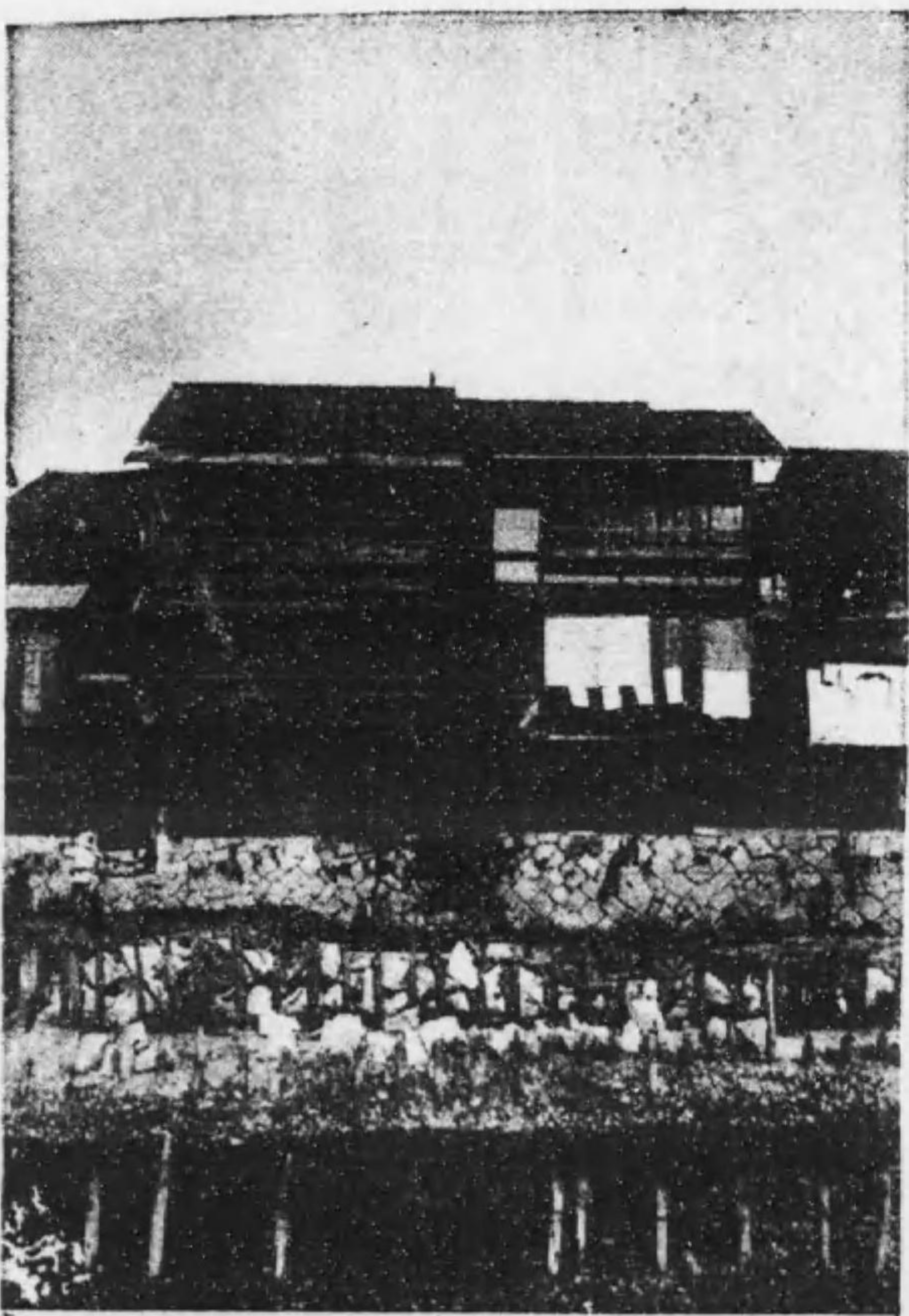
宮部鼎藏は肥後國益城郡田城村の産であつたが、皇事に奔走して寧日なく、志士中の頭目であつたから、幕吏の注意も日々に濃厚になつて來た、宮部はそんな事には一向頓着もなく、當時鴨屋の志士の集合所であつた繩手四條下る小川てい方に家僕と一緒に隠れてゐた、當時小川てい方には平野國臣、山田十郎藤村紫郎、松田重助、宮部鼎藏などが止宿して居つたのである、宮部には一人の忠義な家僕があつて、其起居に就いては何呉れもなく世話をしてゐたが、一日家僕は東山附近を散歩して、老松一帶路迷はずの南禪寺道を通つて本堂に參詣しやうとする、後から五六人の幕吏が來て、家僕を捉へ、「お前は宮部鼎藏の僕であらう、今日主人はいづれへ參いたか、それを隠さず申せ」と詰つた、家

僕は「自分は主人の身廻りのお世話を致しますが、その進退までは存じませぬ」と切つぱり答へて、何事をも語らなかつた、新選組の人々は大に弱つて、「お前が實を吐かねば斯うしてやる」と嚴重に其身體を縛し、南禪寺山門の樓上に縛り附け、「汝若し實を吐かねば幾日たりとも、かくの如き憂目を見せて置くぞ」と申付け、新選組の者共は交代して番をしてゐたが、僕は決死の覺悟であるから何事をも語らなかつた、其日は暮れて翌日となつても僕は實を吐かぬ、新選組の者も詮方なく其場を引上げた、南禪寺の參詣人は、面白そうに僕の姿を見て、「これこそ生きた曝物だ」と評し合ひ、忽ち京中の評判となりつたが、其夜小川亭へ肥後藩士某から注進があつて、宮部の僕が曝物になつて居ることが知れた、しかし宮部は不在であるから其處置に困まつたが、仁俠に富む女將のてい女は、それから薩、長の兩藩邸を初め心當りの數箇所を尋ねて、漸く宮部に面會し、家僕の一條を話すと、早速同志の士と共に南禪寺に向ひ、家僕を扶けて、小川亭に連れ戻り、厚く介抱し、宮部は泣いて家僕の義賊を感謝したそいな。



南禪寺の山門 繩手三條下る小川でい方に止宿して居た宮部鼎藏の僕は南禪寺にて新選組に捕はれ此山門にて生議となり京中の評判となつた(山門の生議の項参照)

昔の小川亭 三條繩手下る小川てい方の屋敷（山門の生曝の項参照）



宿屋の主人

實は志士古高

連判帳の押收

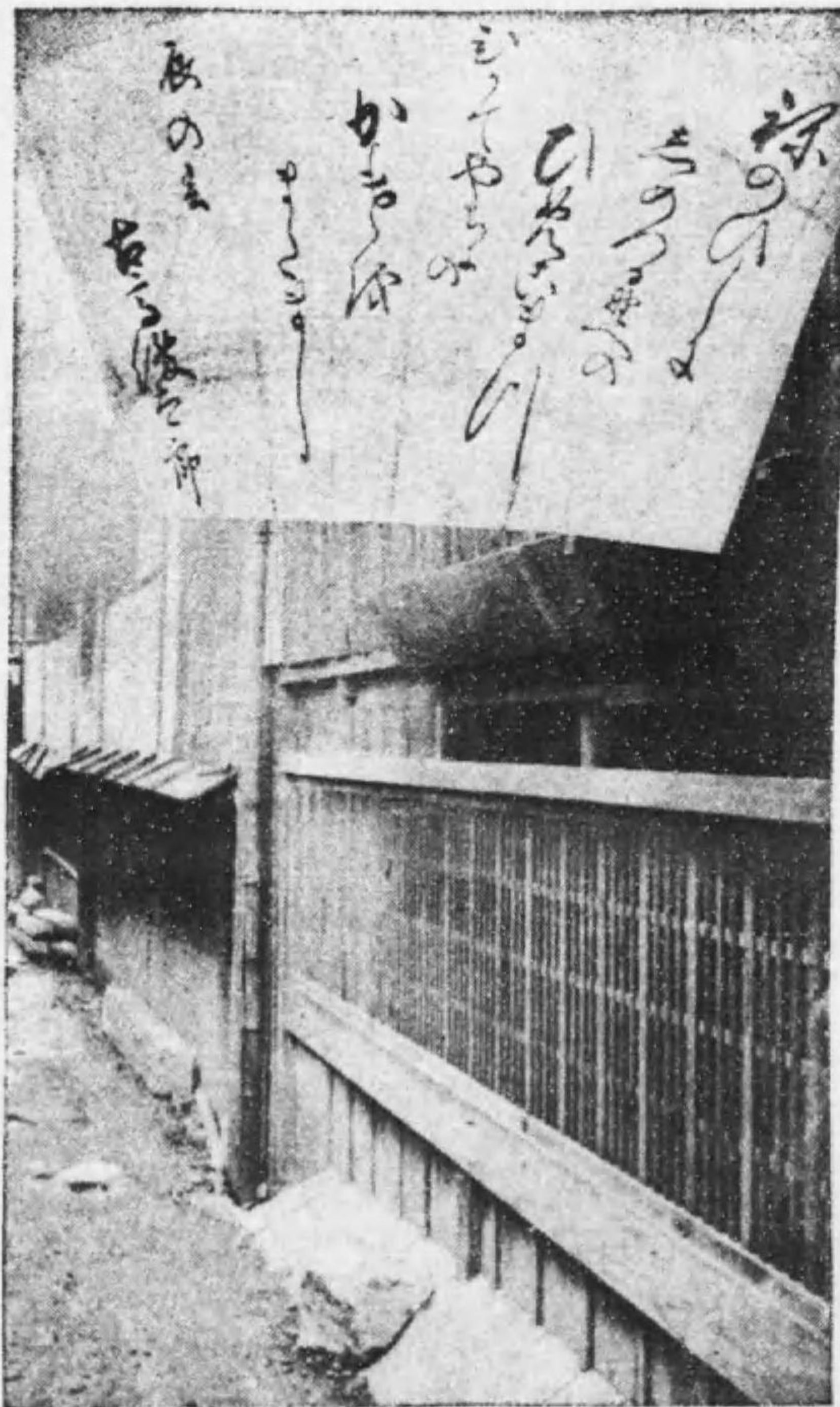
元治元年の春も漸く過ぎて、東山には青葉若葉が美しく繁り合ふ様になつて来た、今日しも近藤勇は新選組の隊員を率ゐて市中を巡邏をしての歸るさ、堀川の本圀寺前にさしかゝると、突然一人の武士が近藤の前に立塞がつた、氣早やの隊員は借ては狼藉者よと、早や刀を抜かうとしたが、かの武士は尠しも騒がず、「マア待たれよ、貴殿は近藤氏では御座らぬか」と問はれて、近藤はシテ貴殿は何れの方」と反問したが、件の武士は、拙者は江戸の山伏町なる岸淵兵輔と申すもので御座る、先年拙者の道場に於て、種々御世話になつた者で……」と名乗られて、近藤は漸く當時を追想して「ア、忘れてゐた、岸淵氏……」何は兎もあれ、路傍ではお話が出来ぬから、壬生の假宅へ御光來を願ひたい」と語り其日

は別れたが、岸淵はそれから間もなく近藤勇を訪ねた、幸ひ其日は近藤も在宅であつたから、近藤は別に用事もなし、今日は緩くり打寛ろいで、一別以來の物語をしやうと、酒肴を供して岸淵を饗應した、岸淵は當時京都の大名に祿仕して、色々の人と交際して居るから、到底も近藤等の聞及ばぬ事までも知つてゐた、岸淵はやゝあつて聲をひそめて、時に近藤氏、今天下に容易ならざる大事が出来しかけてゐる、貴殿は御存知か」と問ふた、近藤は「エ、それは如何なる儀で御座るか」と流石の近藤も顔色を變へた、岸淵は近藤の耳に口をあて、何事をか囁やいた、近藤は「よし／＼我れに策あり、岸淵氏、眞に有難う、屹度彼奴等の裏をかるてやるから……」と語つて、夫から數刻の間は江戸の話に花を咲かせ、岸淵は再會を期して歸つてしまつた、其後數日、高瀬四條上る旅人宿榭屋の番頭利助が新選組を訪ねて、「隊長近藤勇殿に至急お眼にかゝりたう御座います」と何か重大な密告に來たらしいから、近藤は利助に面會した、利助は「榭屋旅館は商人旅館の様では御座いますが、實は浪士の集合所で、お天子様を世に出さんため、將軍様を亡くして「ふのが目的で、先づ手初めに會津屋敷を焼

き拂ひ、此屯所をも灰とし、京の町中の金銭を強奪しやうとして居ります、それに是藩は禁闕を犯して、朝廷を長州に移し奉らんとする密計も御座ります、榭屋の主人は喜右衛門と申して居りますが、その實古高俊太郎で御座ります」と述べた、近藤は岸淵の言といひ、利助の密告といひ、今は猶豫すべきでないから、部下に筆硯を持來らしめ、榭屋の圖面を引かし、其夜利助を案内として配下數名を隨へ、榭屋に乗込むことになつた、此古高俊太郎は頼母といひ、江州栗田郡物部村大字古高の郷士、父の代から山科毘沙門堂門跡一品慈性法親王の家來となり、志士は俊太郎が、無二の勤皇家であるから、この榭屋に集合して倒幕の密議を凝らし、剩つさへ尠なからぬ武器をも蓄へて居つた。

時は元治元年六月四日の夜、京の都人は晝間の暑さに堪へやらず、四條磧に涼を納るゝものが多く、狭くろしい四條通は大變な人通りであつた、近藤は配下を連れて榭屋旅館にと向ふたが、往來の人々は新選組が勢込んでの巡邏であるから、スワ一大事が起つたのであるまいかと驚異の眼をそばだてた、近藤は利助に命じて榭屋の戸を叩かしめ、女中が戸を開けると同時に、近藤は飛ぶ入

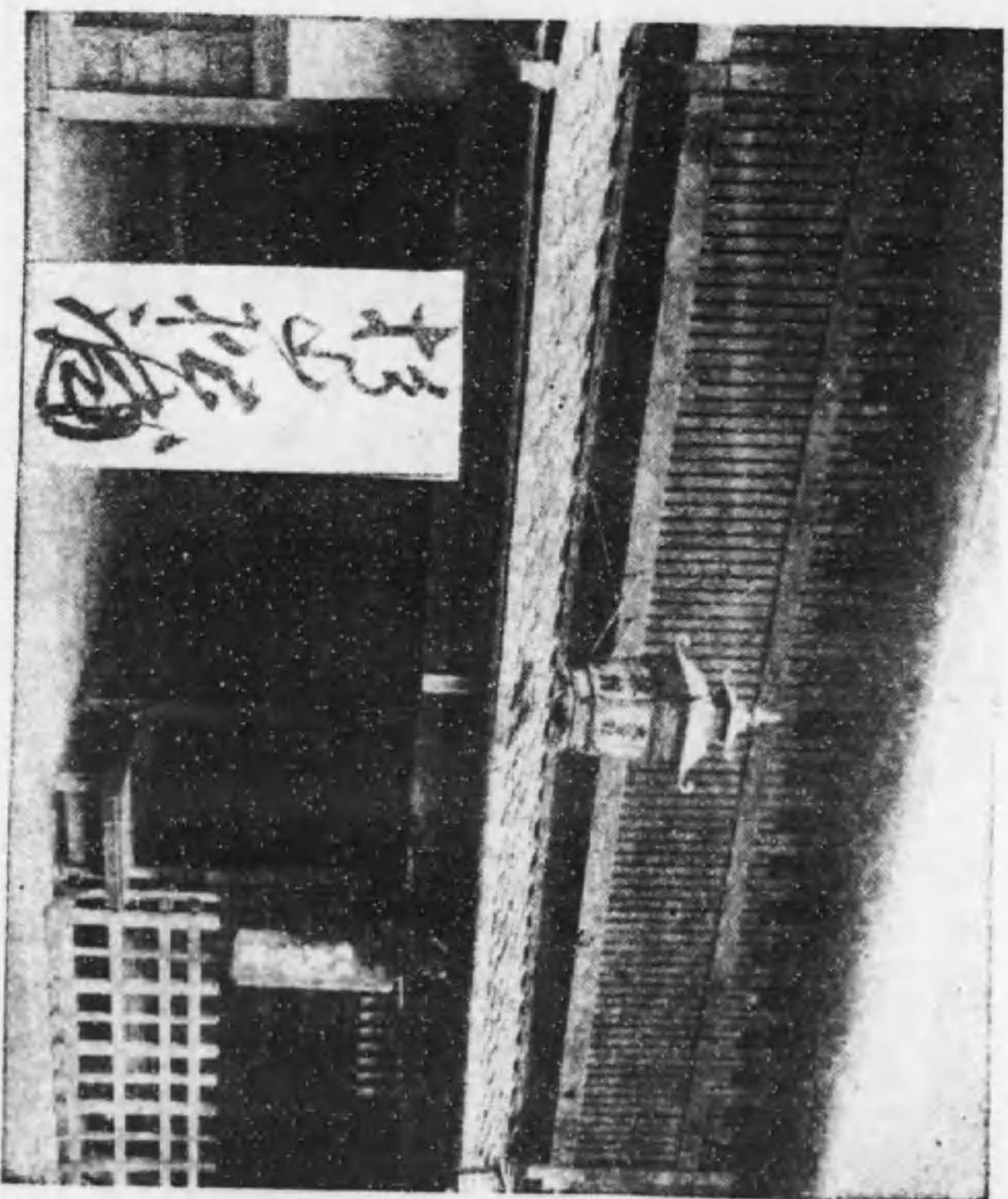
つて二階八疊に寝てゐた喜右衛門の居間に踏込み、汝は竊かに浪士を集めて、謀反を企つる由聞及んだ、上意を以て繩にかゝれど怒鳴つたが、喜右衛門は温和に「不淨の繩を受くべき理由がない、逃げも走りも致さぬ、暫らくの猶豫を願ひたいと早速紋服を着け、嗽手水を終り、鬢の毛の亂れまでも梳上げ、サア御伴致しましやうと、悠々と新選組に引かれて、壬生の屯所にと向ふたのである。此時新選組の隊士は、柵屋に秘め隠してあつた志士一味の連判帳を搜り出したから堪まらない、喜右衛門は屯所で、近藤の嚴重な取調を受け、押收の連判帳の人名を読み上げ、夫々其潜伏箇所を尋問に及んだが、喜右衛門は知らぬ存せぬの一點張り、仕方がないから喜右衛門は六角の牢獄に送られ、奉行の取調を受け、有栖川宮に再三御機嫌を奉伺したことから、連判所記載の人名に就いて又も嚴重な取調を受けたが、喜右衛門は黙して答へないから、奉行を手古摺らすこが一方でない、鬼の様な獄吏は刑杖でヒシリ／＼と喜右衛門の背を打据え皮が破れて血が飛散るといふ殘酷な眼に合はされても、喜右衛門はそれでも白しないから、今度は喜右衛門を地上に捻伏せ、百目蠟燭に火を點け、其蠟燭



柵屋の址と古高俊太郎の遺墨

柵屋の址は四條小橋西詰北へ

入る所にあり志士の俱樂部として有名であつたが元治元年の夏主人古高俊太郎は新選組のために捕はれ池田屋騒動を惹起した(宿屋の主人の項参照)



旅籠池田屋 三條小橋西へ入る北側、杉山松輔は義助の夜
新選組のために殺された志士の一人である（池田屋義助の項参
照）

の尻に釘を打つて、喜右衛門の蹠に突刺した、蠟燭は次第々々に燃えて肉を焼
き苦痛に堪へられないが、それでも喜右衛門は一言も發しない、奉行も止むな
く獄屋に喜右衛門を繋いでおいた、喜右衛門は日々の拷問に身は瘦せ衰へ、七
月二十日には獄屋から引張り出されて、獄吏は両手を枷杭に縛付け、赤錆の刀
で無慈悲にも喜右衛門の手を鋸引き、それでも喜右衛門は、何の苦痛をも訴へ
ない、遂には兩腕を斬ってしまった、喜右衛門は俯向けに地上に倒れて、其儘
息は絶えて、遺骨は他の志士の骨片と共に、二條の刑塲の棕樹の下に埋め、後
洛西竹林寺に移されたが、明治二十四年には喜右衛事古高俊太郎に正五位を追
贈された。

池田屋騒動

二二二

三條小橋西入北側

近藤隊長の武者振

文久三年八月長州藩が禁闕の警固の役を免せられた、その頃から會薩の兩藩は非常な勢力を得て、長藩及び浪士のためには一大打撃となり左の法令が出た。市内各所に於て長人及び浮浪の徒を寄せしむべからず犯す者は處罰す。旅人宿は日夜旅客の本籍地を調べて町奉行に上告すべし背く者は處罰す。諸藩は宜しく已むを得ぬ要務のある藩士は兎に角、猥りに入京せしむべからず。

邸吏に非ずして京都に逗留する者は速に本藩に歸へすべし。

京の内外を警固する諸藩は日夜各所を巡檢して長人若くは浮浪の徒と見れば捕縛すべし。

然るに長藩の士等は、四條小橋の畔にあつた旅館柳屋や、三條小橋の池田屋に秘かに討幕の協議をしてゐたが、圖らずも新選組の隊長近藤勇が探知し、近藤は守職會津侯に其旨を奉告し、會津藩の援兵を得て、元治元年六月五日の夜隊長近藤勇は十名、副隊長土方歳三は二十名の部下を率ゐて、三條小橋の池田屋へと向ふた其頃の三條小橋には多數の旅館があつた、池田屋は北側で尾張屋みす屋、柏屋、十文字屋、近江屋、編笠屋、龜屋、ふで屋、中屋、大津屋と並んでゐた、今の大勢館は即ち池田屋の跡であつて、しかも店構へは臚氣ながら當年の面影を傳へてゐる、さうな儲當夜は長州の吉田稔麿、杉山松介、佐伯稜威雄、福原乙之進、有吉熊次郎、廣岡浪秀、肥後の宮部鼎藏、松田重助、中津彦太郎、高木元右衛門、土州の藤崎八郎、野老山吾吉郎、北添信康、本山七郎石川潤次郎、望月龜藏太、京都の大高又次郎、西川耕藏、宮藤主水、作州の安藤精之助、播州の大高忠兵衛、因州の河田佐久馬、大和の大澤逸平等の血氣の志士が池田屋に集合し、今夜壬生の新選組屯所に押寄せて、古高俊太郎を奪ひ還さうと協議し、各々酒を酌みながら夜の更けるのを待つてゐたのである、近

藤勇は竊かに池田屋の門に迫ると、其日の朝から賣藥商に化けて池田屋に泊込んでゐた新選組の山崎蒸が、内より戸を開けた、藤堂平助、奥澤榮助、永倉新八は眞先に闖入し、二階を目蒐けて蕙進にと駈け登り、こゝに大争闘は開かれたのであるが、其光景は近藤が養父周齋に送つた左の書状によつて瞭然である

燈下取急ぎ亂筆啓達致候、向暑の節御清榮奉賀候、當方一同無事罷在乍憚御懸念被下間敷候、然ば此度當六月五日夜洛陽動亂の一條、關東に於て嚙々紛々風説有之、仍て御案じ御心配も御座候間、不取敢御安慮可被下候様、左に奉申上候、兼て大樹公御發駕前より紛々沸騰致居候より、御東下御延引相成候様、乍不及種々周旋仕候得共、其儀不相叶御下向に相成、京都御手薄ご心配致居候折柄、長州藩士浪士等追々入京致し、都に近々放火炮發の手筈に事定まり、其虛に乘じ朝廷を本國へ奪行候手筈、豫て治定致候處、兼而局中も右等の次第可有之哉と、人を用ひ問者三人差出置、正日早朝怪敷もの一人召捕篤と取調候處豈圖哉右徒黨一味の者故、夫より最早時日難移、速に御守護職所司代に此旨御届申上候處、速に御手配に相成、其夜五ツ時と相觸候

處、總而御人數御繰出延引に相成移り候間、局中手勢のもの計にて、右徒黨のもの三條小橋繩手に二箇屯致居候處へ、二分に別れ夜四ツ時頃打入候處、一箇所は一人も居り不申、一箇所は多勢潜伏致し居り、兼て覺悟の徒黨の族手向戦闘一時餘の間に御座候、打留七人疵爲負候者四人召捕二人、右は局中の手の働に候、漸く事濟候跡へ御守護職御所司代一橋殿彦根加州等の人數三千餘人出張に相成、夫より屯所へ被打入候處、會談の手に四人召捕、一人打取、桑侯の手に一人召捕、翌六日晝九ツ時人數引拂申候、前代未曾有の大珍事に御座候

一、拙者組には藤堂平助深手、永倉新八薄手、外に手疵諸侯者無之候、先御安心被下度候

一、會藩に二人深手負申候、所司代越中守様御手に一人即死、一人深手請申候、尤外々の様子未だ相分り不申、勿論所々に深手にて倒居候族有之候趣、未だ幾數即死有之候哉不分明に御座候、追而分り次第尙可申上候、新選組分捕致候品々左の通りに御座候

- 一、具足 十一領
- 一、槍 二十五筋
- 一、木砲十貫以上五挺
- 一、短筒 三十挺
- 一、燒藥(大筒)十本
- 一、尖矢 五百筋
- 一、重藤弓 十一挺

其外着込刀、長刀、武器類五、長持有之今日會候へ引渡申候

一、折悪局中病人多く、僅々三十人二箇所の屯所に二手に分れ、一箇所土方歳三を頭として遣はし、人数多く候處其方には居合不申、下拙僅々人数引連出で出口に固めさせ、打入候もの拙者始沖田、永倉、藤堂、伴周平(十七歳右五人に御座候、兼而徒黨の多勢を相手に、火花を散して一時餘の間戦闘に及候處、永倉新八の刀は折れ、沖田總司刀の帽子折れ、藤堂平助刀は及切出さ、らの如く伴周平は槍を斬折られ、下拙刀は虎徹故に哉無事に御座候、追々土

方歳三勢駈付夫より召捕申候、實に是迄度々戦候得共、二合と戦候者は稀に覺候得共、今度の敵多勢とは乍申、孰れも萬夫の勇士誠に危き命を助かり申候先は御安心可被下候

一、此度戦功且探索方、萬事周旋指揮宜敷に仍て、長道の御刀當節の御褒美として拜領仕候、組一統へ金五十兩拜領仕候、此段御吹聴申上候

一、關東表武人の有志御座候は、上洛致候様精々御頼申上候、兵は東國に限候と奉存候、此段宜敷御周旋可被下候

一、大樹公御下向御老中水野稻葉兩公より、下拙の身分まで彼是御内意有之、速に御目見以上召出申度候得共、先例無之候間與力上席と被仰聞尤難有心得候得共、右等に取立可申哉に御尋御座候、依之江戸表親父へも此段申上其上難有御請可仕と申上置候、如何致し可申哉此段御一同様へ御賢考御返書奉待入候

一、先日板倉周防守殿家來より、養子貰受申候、當節柄死生の事も難計奉存候より、右等の心構致候、追而委敷可申上候、名は周平と附置申候、實は御相

談の上可申筈に候得共此段行届兼候、追々御詫申上候以上

二二八

七月

近藤 勇

近藤周齋様

萩原多賀次郎様

寺尾與次郎様

蔭山新之丞様

島崎勇三郎様

小川音五郎様

計略の小便

安東の計略に成功して

危難を脱した

池田屋騒動に奮闘をした作州の志士安藤精之助は、當年二十二歳の青年であつたが、亂刃の下を巧みに免がれて池田屋から程近き下宿に歸り、グスリ寢込んでゐると、其翌朝新選組の近藤隊長は部下を連れて安藤の下宿にやつて來た。安藤は襖蹴破つて入り來る近藤の姿をチラリと見て、紙帳の内から大喝一聲「何奴ぞ、無斷で寢所に踏入るは無禮至極である」、近藤は「汝も暴徒の一人であるから捕縛にまいつた、問ふべき筋あるにより即刻屯所へ參れ」と叱付けたが、安藤は笑ひながら拙者は水口藩の者である、拙者を引立て行かんには一應藩へ掛合ふが當然であらうと抗辯をしたから、新選組の隊士は白刃を抜いて脅かしたが安藤は毫も騒がず跡で後悔するな、屯所へ參れとあらば何時にても同道しやう

しかし拙者は朝飯前であるから、暫時の猶豫を願ひたいと、早速炊事の支度をして思ふ存分湯漬を喰終り、衣服を着更へて、安藤は何氣なくサア御同道致さうと述べ、隊士に前後を衛られながら三條通を西して河原町に出た、安藤は隊士に向ひ、甚だ申兼ねるが小便を致すから暫し御待を願ひたいと言ひながら、小溝へ小便をした、隊士は茫然として待つてゐると、安藤は腰なる一刀を抜いて隊士を斬付け、脱兎の如く河原町を北へ一目散に逃出した、隊士は吃驚して其跡を逐ふたが、安藤の足は中々に早く、安藤は河原町御池の長州藩邸の小門を叩き、大音聲にて拙者は作州の志士安藤鐵馬で御座る、今敵を斬つてこゝまで落延びた、早く開門あれと叫んだ、門衛はサツト門を開いて安藤を門内に入れ其危急を救ふてやつた。

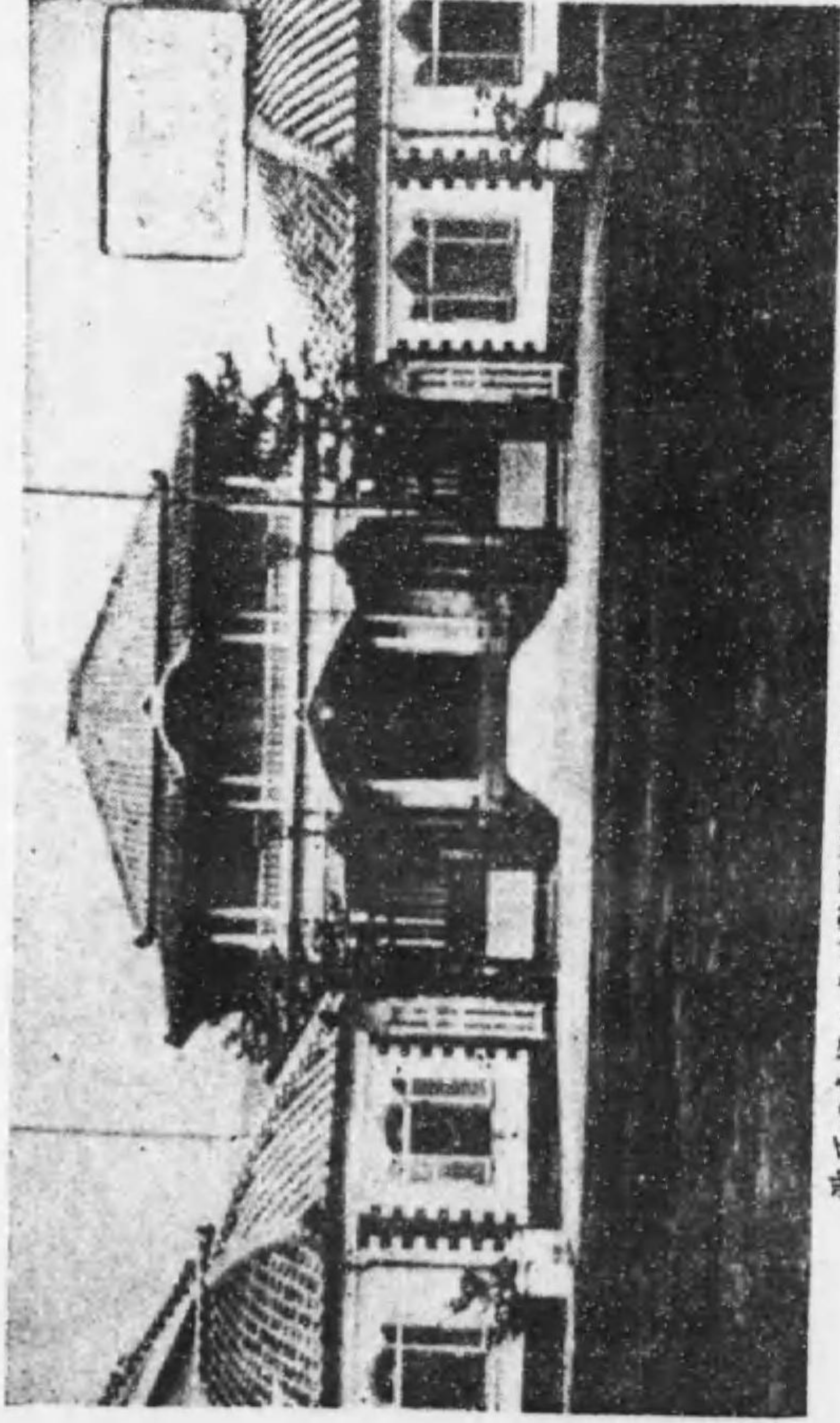
西川耕藏の宅趾

三條富小路の西北側今の橋本

新聞店の附近である上圖は西川耕藏の繪像右圖は其遺墨(勤皇の書舖の項参照)



西川耕藏の遺墨
 河原町は都中老のち
 甲子元旦被張子西銘固地之成まら自筆也正可三義



京都ホテラ河原町御池の田屋助の勤皇の
 田屋助が飛込んだのは此處。此處は眞都京
 京ホテラ河原町御池の昔にありに
 (前勤業の便小の略計) 照參

勤皇の書舗

三條富小路の北村屋

六角の獄にて斬罪

西川耕藏は京都三條富小路西入る書籍屋の主人公であつた、夙に學を好んで儒者巽太郎に就いて書を學び、山崎闇齋に私淑し、實踐躬行を旨とし、當時東洞院三條角に梅田雲濱が塾を開いてゐた、耕藏はこゝに出入し、雲濱の人となりに感激して、親密な交を結んでゐたが、當時雲濱が耕藏に贈つた書面に昨日は御來訪忝候借申兼候得共兪末燭臺一ツ御借被下度御願申上候不一

二十九日

梅田

三條富小路西に北がわ四五軒目

北村屋様

とある、元來西川は尊皇の志が厚く、文久三年八月天誅組が大和に義兵を擧げ

た際、親友の安積五郎、林豺吉郎、島浪間、乾十郎等との關係から密かに軍資を斡旋した、安政五年九月の大獄に梅田雲濱は捕へられ、雲濱は耕藏の正義の人物を識つてゐるから、事の落着するまで、妻子を養ふべき旨を命せられてゐた、然るに幕吏は西川が頻りに志士の間を奔走してゐるから、始終其舉動に注意をしてゐた、西川は意を決して江州東淺井郡中濱の西川傳左衛門方に潜匿し次で洛東聖護院熊野神社の北今の醫科大學病院前に山崎派の儒士鈴木恕平といふ人が居つたから、縁故を求めて同邸に寄寓し、西川は中沼了三の周旋によつて其留守居役となり、傍ら三條卿の邸に出入し、遂には同家定紋の提灯を賜ひ途上の往來、邸内出入の便を與へられた、池田屋騒動の當夜耕藏も來會して、謀議にあづかつてゐたが、不思議にも逃れて鈴木方に居つた、然るに十日の後幕吏は西川を捕へ、直に新選組の屯所に連行して、近藤勇は大刀を引抜いて、幾度も威嚇し、汝は町人の分際として、幕政を非議するは以ての外である、若し心を入替へ將來改心するならば、今度限り差許すと言ふた、耕藏は苦笑しながら、幕政を非議するものは余一人でない、若し自分一人を許しても天下の人

を如何にするかど豪語したから、近藤勇は大に怒り、六角の牢獄にと投じ、遂に慶應元年二月十一日斬罪に處した、時に歳四十三、その遺詠に
 天は父地は母なるその中に

たつ身にしあればつとめさらめや

間違の又傷

二二四

明保野の騒動

會士の提携成る

新選組は池田屋の浪士を討取つて、天晴殊勳を奏し、朝廷にも深く嘉賞せられたが、新選組はそれに勢を得て猶も市中を警戒し、其殘黨を物色してゐたのである、然るに六月十日夜、清水阪の明保野亭には多數の浪士が集まつて酒宴を開いて居るとの報告が奉行所から新選組にと到着した、新選組では伍長の原田左之助が部下を率ゐ、會津藩士の柴司、田原四郎等も應援のため明保野亭にと馳す付けたが、惜いかな浪士等は已に風を喰つていづれにか退散した後で一同は落膽してゐると、たゞ獨りの士が後に残つてチビリ／＼酒を飲んで太平樂を湛へてゐたが、今幕吏が押寄せたと聞いて其士は俄かに騒ぎ出し、垣を躍り越えて遁げやうとしたから、それを見た柴司は槍を執つてかの士を突いた、穂

先は僅かに其背を掠めたばかりであつたが、かの士は、「拙者は怪しい者でないぞ、土佐の藩士麻田時太郎と申す者で御座るぞと名乗を揚げたから、柴司は大に驚き、疵所の手當を施し、懇ろに介抱をして藩邸に歸らしめ、會津藩でも土佐藩士を創つけたとあつては面倒であるから、小倉金吾、手代木直右衛門を土佐藩邸に使はし、深く謝意を表したが、土佐藩邸の留守居の者は肥州侯の御厚意は有難いが、他の爲に創を蒙りて存命を期せんことは、我藩風に於て耻辱とする所である、治療の如きは平に御辞退申上ぐと意外の挨拶であつた、やがて麻田は切腹を仰付けられたとの報が會津藩に達すると、會津藩は大に驚き、若し柴司を此儘にして置いては、或は會士兩藩の交情も破れるやも計られないと案じ、柴司の兄數馬に事を明かして、司に自刃を促がさしめた、柴司も今は止むなく死装束も清らかに、親戚故舊に告別して自刃し、こゝに兩藩の葛藤は事なく落着し、容保は司の忠死を憐み、司の兄弟には御手當金及紋服を贈つた、神保雅長の日記に、宛然見るが如く當時の状況を審かに記されてあるから、其一節を左に摘録する

二二五

其後十日の日またしも召捕むと鳴る神の音羽の山近き明保野といへる茶店に
 押寄むと已に人そろひ腕かためていで立むとせしうちに新選の方にゆきたり
 し人馳せかへりて疾く逃げ失せぬといふにぞこたびはいづるともならで止み
 たりしそが折りに思はぬ事こそいで來にけれそのよしは五日の後夜晝となし
 にこゝかしこ尋ねめぐりしかば限ある新選のともがら痛く疲れにたれかさて
 御家の人々借しやられしなかに柴司といへるあり明保野の浮浪遁れたる後に
 何人かは知らず獨り残りて居たりしに斯く多くの人々抜きつれて入りしに驚
 き何人とはなしに垣越えて逃れ出づるをすはくせものぞと立寄りて捕へたる
 を柴司はつと寄りて槍つけぬ何れぞと尋ねれば土佐の國人麻田時太郎と名乗
 りしとかさて土佐人に違はねば色々にいたはりそのうち御家より小室手代木
 の二人もと事違へて誤りぬと御申譯いひやられしに未だそが事取調べねばと
 て如何にもいはねばそのあくる日こたびは御薬御くだものなごやられしに
 いと厚き御志當人に於てありがたくこそ思ひ奉れされど弊藩の定めにて人に
 傷つけられては生くべき事としも思ひ侍らねば醫養は加へずなむとや如何に

なりゆきぬらむ知り侍らずと語りしにさては腹きりしものごこゝろえ歸りて
 その事ども語りしに皆人如何にせむといへど先の人ものゝ夫の道立て、腹切
 りたらむにはこなたにても切らむより外すべなしさりとておほやけよりいひ
 渡すべきことならねばとて其頭なる加須屋左近といふ人に斯く掛合ひしに斯
 くなむと云はれしかばこゝろわて彼の司が兄の幾馬に云はれしにここの趣聞
 きもあへず司進み出で、こはもとより心得たることにし侍ればものゝ夫の道
 立てむことな氣遣ひ給へぞ大庭恭平すら君のため命をば捧げしものをしかは
 あれど中將の君に斯くまで御心惱ませ奉りぬること臣が罪いふべくもあら
 ずなむ幾重にも恐れ入り奉りぬといひて親しき限り呼び集め別れの盃酌かは
 し髪けづり衣あらためていひけるは我身今更惜むべきにも歎くべきにも侍ら
 ねどもふるさどにまします母上の齡傾き給ひぬるに聞き給ひなばいかに御心
 なやませ給ふべきやらむとそれのみこゝろに掛りぬ我なき跡にてよくいたは
 り給へよといひて皆人にいとま乞ひさて腹切らむとせしものいひ立居常に
 變らずありしとかやきぬ脱ぎすて短刀取りてすはや腹におし立ると見るうち

に兄の外三郎立ち上り涙を押へて介錯なしにけりさて左近より君の御勞になりにしこと且は土佐人に向ていひどがむにすべなく腹切り參らせぬ恐れ入ても侍るものなりと兄の幾馬いひ出でぬそのおもむき届け奉るにこそごありしに皆人いしくもなしつるものかなと涙流しさてあるべきならねばとて小室手代木の二人おほせこと蒙りて土佐の國人のひかへたるごころに至りてしかしかなりといひたりしにかなたにては驚きていしくもなし給へるものかなごこなたにてもきのふ腹切りたれば直に知らせ奉るべきをなにご事多くて漸く今なむ知らせ參らせむと馬に鞍おかせ使の人に事よしいひふくめし折柄に侍る御いたはしくは侍れどもものゝ夫の交よりこゝろなきごころにこそこの上はかたみに力を盡していよ／＼皇國の御爲住り侍らむ必らずこゝろな置かせ給ひてといとよろこびたりしとかやさて彼方よりも使の人二人小室杯諸共に來りて我厚き答へぬこなたにては御手當として黄金三十兩給はりそがあした又たかばねをもどり收ぬるに兄弟召させられ兄にはかねて教へよかればとて銀子時服給はり弟をば弟へと御情なりとて常衣給はりて外様組付に召出されしこ



相國寺の藪 今其面影の一部を傳ふるのみであるが中山忠能、大原重徳の姿と隠せしは此藪中である(貴人の出現の項参照)

清水阪明保野の址 會津藩の柴司は此明保野にて
眠まつて土州藩の麻田時太郎を刺し問題を惹起した
明保野は清水阪の南側松風嘉定邸より少しく東にあつ
た(問題の及傷の項参照)



とあり誰かれそがこどいひ渡せし雅長が父もなみ居たる人々も皆聲くもりが
ちに袂紋らぬはなかりしとかもとより君の御爲よかれと思ひてあやまり腹切
ることにさへなりぬる如くになし給へる君の御めぐみのほど誰もくゝ兎すれ
ば語り角すれば歎きあはれなる事どもになむ。

貴人の出現

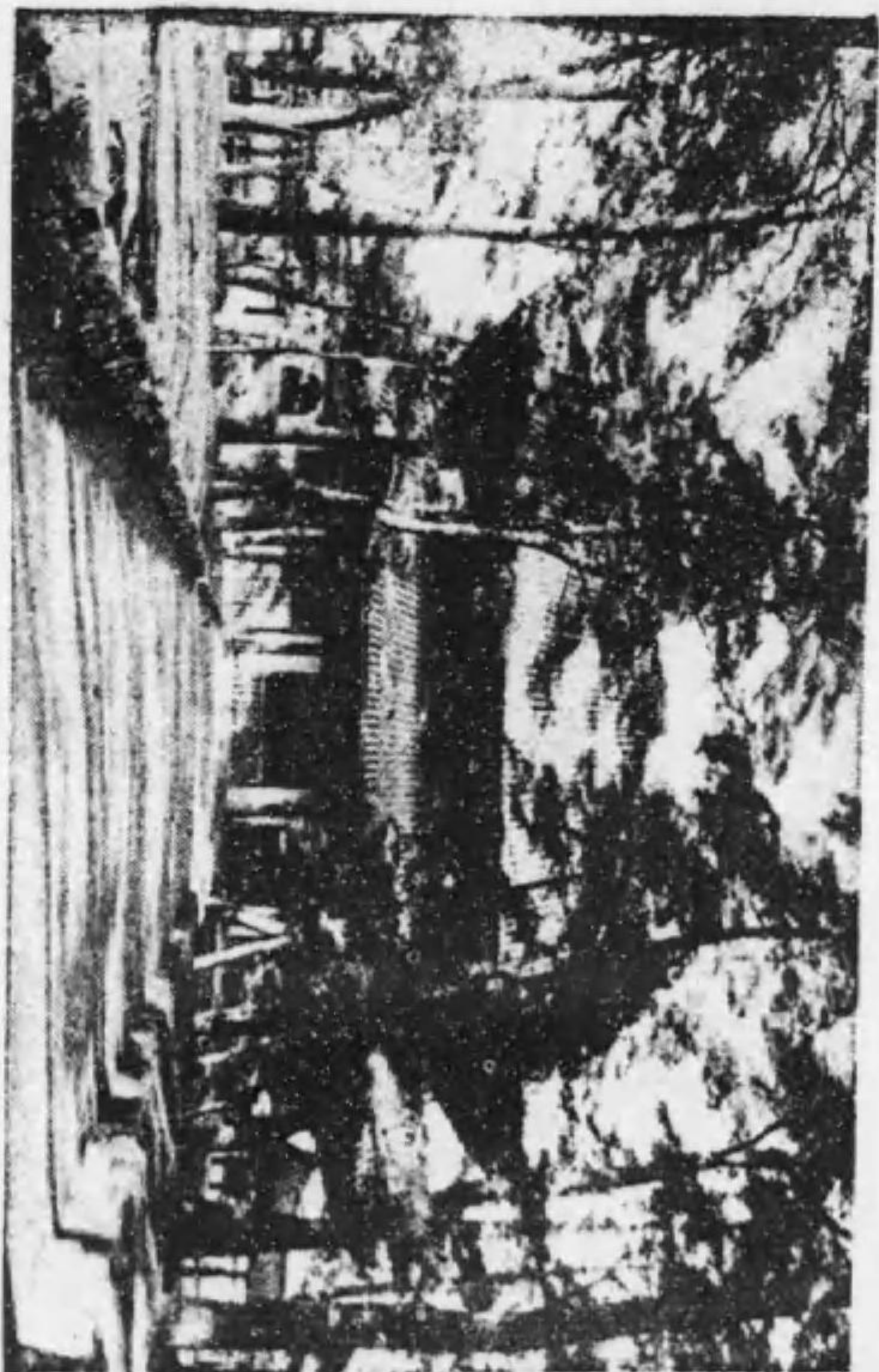
天音朗らかに

島津久光を召す

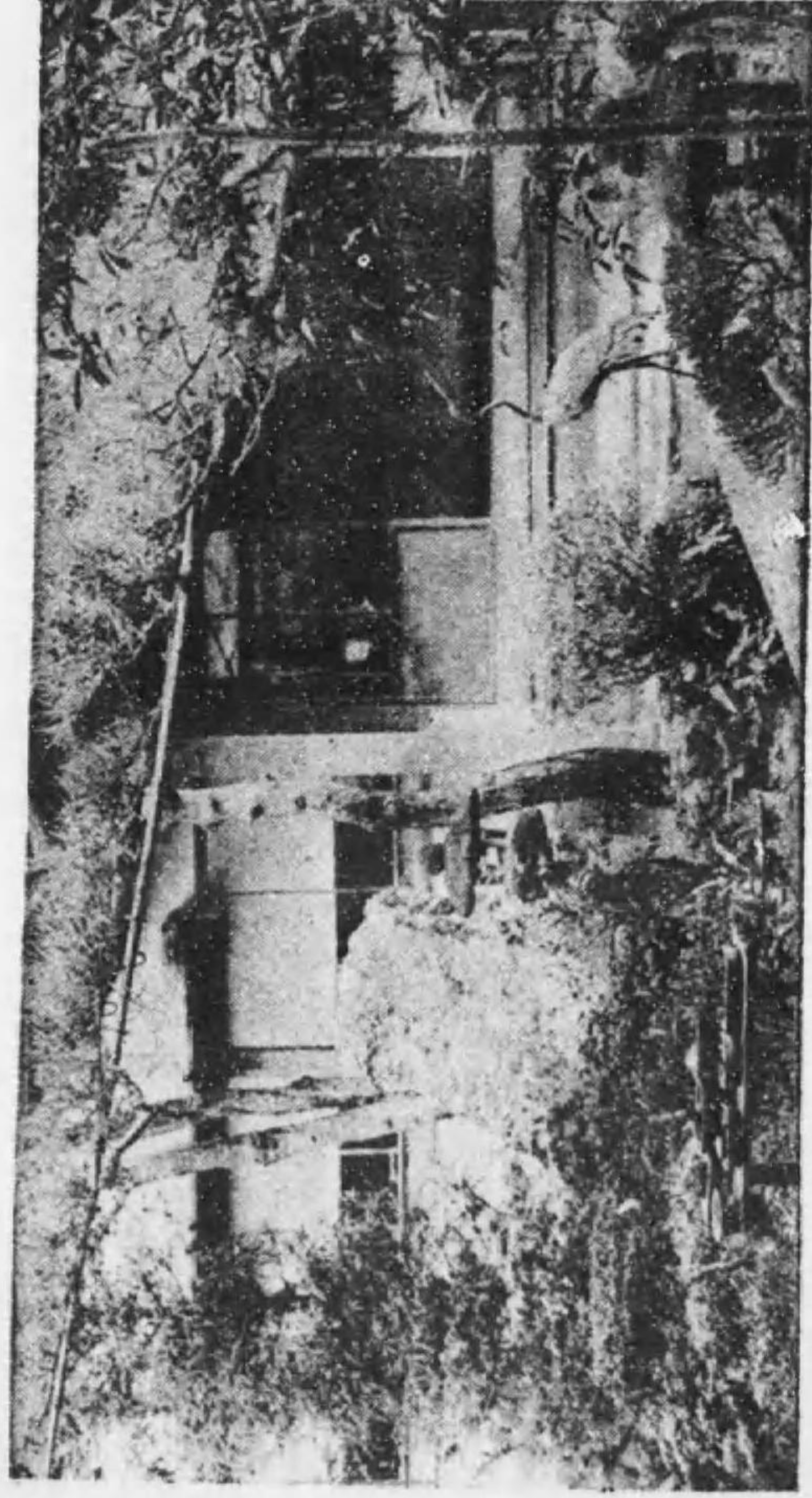
日向の大慈寺の住持柏州は、維新の義僧であつたか、常に藩主島津久光に公武合體の政策を勧め、其方法として妙心寺奉勅入寺の大儀を實行せしめんとの意見を有つてゐた、島津久光は中路權右衛門を其邸に遣はし、更に其委細を尋ねしめた、されば柏州に於ては、妙心寺奉勅入寺の儀が、常に幕府の變動毎に必らず利用されてゐる、由來皇政復古のため、倒幕法として、我が大燈、關山の勤王禪を用ひ來たのは、必らずや或種の便宜が、公武相互の間に交換されてゐた事を物語つた、時恰も妙心寺本山から柏州に向け、本山再住の勸請狀が來たから、柏州はこれを藩主に告げ、藩主は柏州の妙心寺に入寺の手續に及んだ文久二年二月柏州は上洛して妙心寺に入り、兼ねてより尊皇の志厚評判があつ

た塔中の海福院の住持物先を訪づれて、島津侯の心事を語り、侯をして上洛の上、國事に奔走せしめたひが、何か然るべき口實がなからうかと相談を持ちかけた、物先は拙僧も堂上の出であるから何かと心掛けて置かうとの話であつた、又一方柏州は島津家の菩提寺である相國寺の林光院の住持梵敬を訪づれた、梵敬は大拙和尚の高弟で若州小濱の出身であつたか、これも勤王の義僧であつたから、色々ど府幕の談が出て、柏州も大に喜び、島津侯の秘旨を細々と物語り何分にも堂上方に縁故がないから、侯を上洛せしめ、國事に奔走せしむべき詔勅を下し賜はる傳手が無いのは、何よりの遺憾と存じて居る、何んとか傳手はあるまいかと懇願に及んだ、梵敬はそれは易々たる事である、自分の猶父弓削正繼は庭田重胤卿の雜掌職を兼ねる弓削正則の嗣子にて、右馬大屬の職を勤めて居るから何とか此者に委託して、天聽に達するの機會を作らうとの話であつたから、柏州は重々の喜びで萬事を依頼して歸つた、それから數日の後柏州は海福寺に茶會を催うし、梵敬を初め中路權右衛門等を招き、靜かに會談し、總ての手筈を定めた、處が一夜柏州の許に中路から使者が來て、今宵林光院まで

来て貰ひたいこの口上であつたから、柏州は直に伏見薩州藩邸の留守居本田彌右衛門に其旨を通じ、本田、中路、弓削と四人連れ林光院にと赴いた、紙燭の薄明りを前にして、四人は梵敬と一間に控ゐて居ると、此時衣冠を着けた二人の貴人が夢の如くに上座に現はれ、天音朗らかに和尚には藩意を上聞に達せんとし心痛一方ならずと聞く、直に神秘なり、和尚の心事は畏くも已に天聽に達し、至極御満足に思召されしぞ、和泉久光に告げよ、速やかに上洛せよとの御諭である、とこれを承はつた一同は恐懼して平伏す間に、二人の貴人は背後の墓地の内にと搔消せず如く其姿を隠してしまつたが、一同は素志は貫徹したものの倍て今の貴人はと梵敬に聞く、と中山忠能卿と大原重徳の二卿で、弓削正繼から柏州の素志を庭田、大原兩卿に話をした結果が天聽に達して、朝廷の内旨を傳ふるため罷り越されたとの事である、久光が其後禁闕守護の大命を拜したのは、柏州、梵敬のかうした心盡しによるのであつた。



相國寺 今出川通相國寺門前町にある臨濟宗五山の一である柏州和尚が鳥津久光の上洛につき割策し相國寺林光院の住職梵敬が此相國寺に訪つたのは此處である(貴人の出現の項参照)



草蓐餅ケ伊藤俊介等永井水藩を刺さんとして津草に撃たし
(照參項のす端を蛇鼠) たつあて目駄

長蛇を逸す

長野の方向變換

志士は地駄々踏んで落膽した

話は少し前に戻るが、文久二年春三月十五日、伊藤俊介と野村和作とは、木屋町三條の宿屋に引籠つて、催花の雨に袂も障子も閉切つた部屋の内に春らしい心地を味はひながら、二人は幾つともなく盃を重ねてゐると、卒然久阪玄瑞が訪づれて、仲間入をした、久阪は日來の氣性に似合す、長井雅樂は今夜草津に泊るそうだ、アレも運の好い男だと言ふて、涙をホロリと落して歸つてしまつた、あとで野村と伊藤はごうも久阪の容子が變である、屹度長井を途中で要撃する積りであらう、我々も捨て、置く譯には行かぬから、跡を追はねばならぬと、二人は仕度もそこ／＼に春雨を銜いて大津へと向ふた、二人は大津の間屋場で矢橋の船を備ふてゐる久阪と福原乙之進、堀真五郎、品川彌二郎等に會

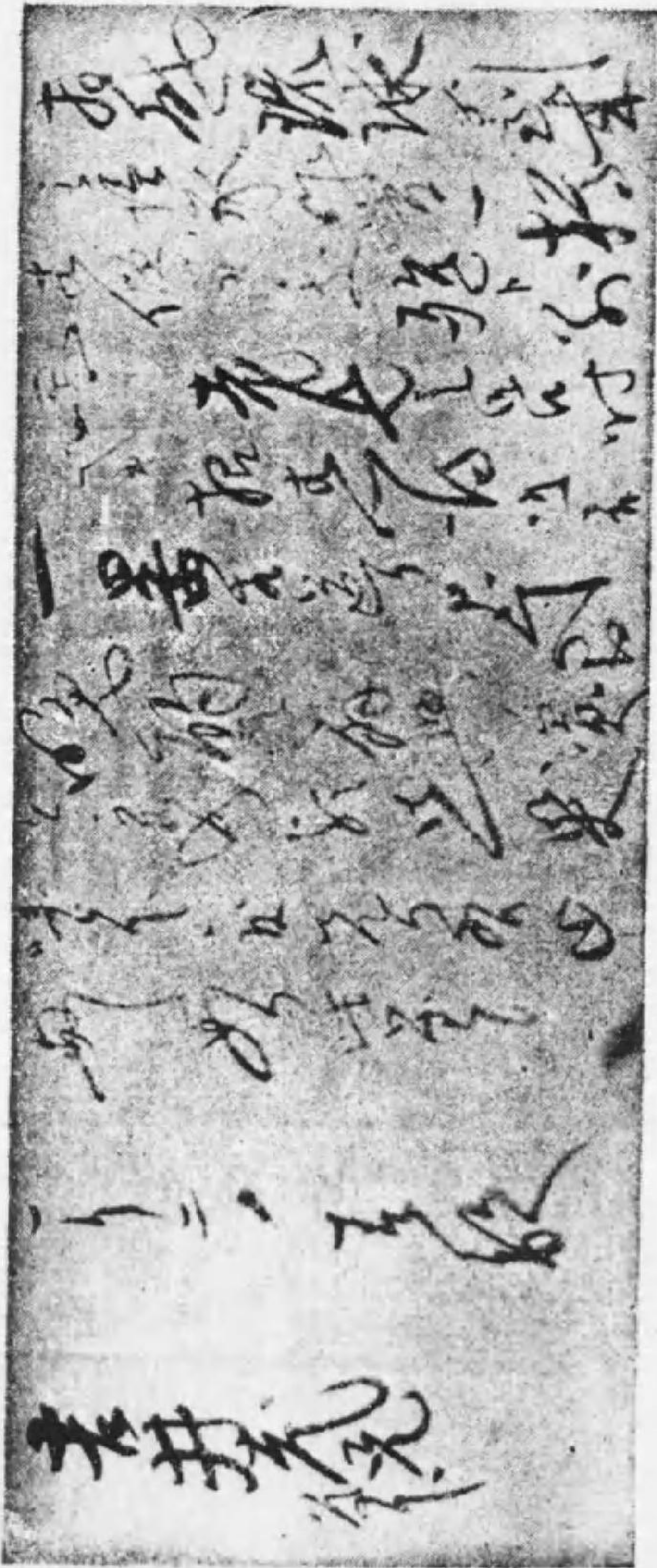
ふたから、行動を共にすることを約し、先づ草津の宿屋を小口から尋ねて、長井の所在を探つたが一向に分からない、再び問屋場で糺すと、長井は今夜森山泊と教へられ、早速森山に行くこと本陣に長井の札があつて、門に高張提灯が立て、あつたが、白晝の討入も面白くないから、彦根方面で討取る手筈にし、ごある料理屋で晝飯をしたため、各自遺書を書いて、着物の襟に入れ萬事の準備も整ふたから、守山に引返へすと、長井の旅程は變更して、翌朝出發伏見まで行くことであるから、尤早くなる上は致方がない、藤の森で討取らうと相談して、迂路をとつて宇治に出て、疲れた足を引摺りながら、伏見に出て錢屋で聞くと、長井の行列の供は伏見へ來たが、長井は丹波路から歸國したとの話であつたから、一同は大に落膽し、「流星光底長蛇を逸す」とは此事ちやと舌打しながら、京へ歸り、伊藤以外の者は藩邸に届出で、届出た者は謹慎を命ぜられて、事済みとなつたが、伊藤公はいつも此話をして、アノ時程残念なことはなかつたごさも悔やしそくに語つたそうなる。



伊藤博文とその遺墨

空山新雨後 天氣晚來秋
明月松間照 清泉石上流
竹喧歸浣女 蓮動下漁舟
隨意春芳歇 王孫自可留

博文書



暗殺の中止

鷹司卿の一言にて

志士安堵して藩邸に引揚

文久三年將軍家茂が上洛したが、攘夷に就いては何等の決定をもしないで、東歸の途に就くことになつたから、其當時將軍を暗殺しやうとの企てが長州志士の間に計畫されてゐた、其事情に就いて伊藤博文公は末松謙澄子に左の通り話された。

高杉が一日將軍を刺すと云ふ議論を出した其の前晩から話が起つて其の翌晩の事になるのだがどうも評議を一定せずして歸つて行くこと云ふのは怪しからぬから將軍を刺すと云ふ其の時分に肥後人の堤松左衛門と云ふ南八郎と云ふたが其の者が朝やつて來て何か御遣りなさると云ふことを承りましたが私も何卒其の人数に加へて下さいと云ふた高杉がそれは貴君方の手を煩はさぬと

云ふやうなことを言ふた爲めに何所かへ行て腹を切て死で仕舞たそれで今夜は愈々將軍が御暇の爲めに參内だから今から行ふと云ふことになつたそれから何でも吾々は京都の木屋町の宿屋みたやうな所に泊つて居つたが河原町の屋敷は來島が留守居みたやうなことをして居つた其所へ吾々が行て今夜將軍が御暇に參内するから今から行て公家門の所で刺殺さうと云ふことになつたさうすると來島が役人で居りながら色々心配して貴様うがやれば乃公があとから辨當を拵へて持て行てやると云ふた夫から十六七人が行つたのだ所で大樂源太が臆病を起して從がて來は來たが何時の間にか消へて仕舞つたさうして鷹司が關白であつたが中々公家門の所には幕府の兵が番をして居るから近付けぬ刀を抜て行けば行けるが様子が分らぬので鷹司へ行て聞うと云ふことになつて其の人数で鷹司へ行て随分酷い話だが、將軍が參内して公家門を出る所を刺す積りだと云ふことを言ふたのだ鷹司の家來が駭ろいてさうして直ぐに御所へ行て將軍の居る所で申し通じた鷹司公歸つて來られて吾々に向ひて決して將軍は歸しはしない貴様等安心して呉れと云ふことで、究竟其處に

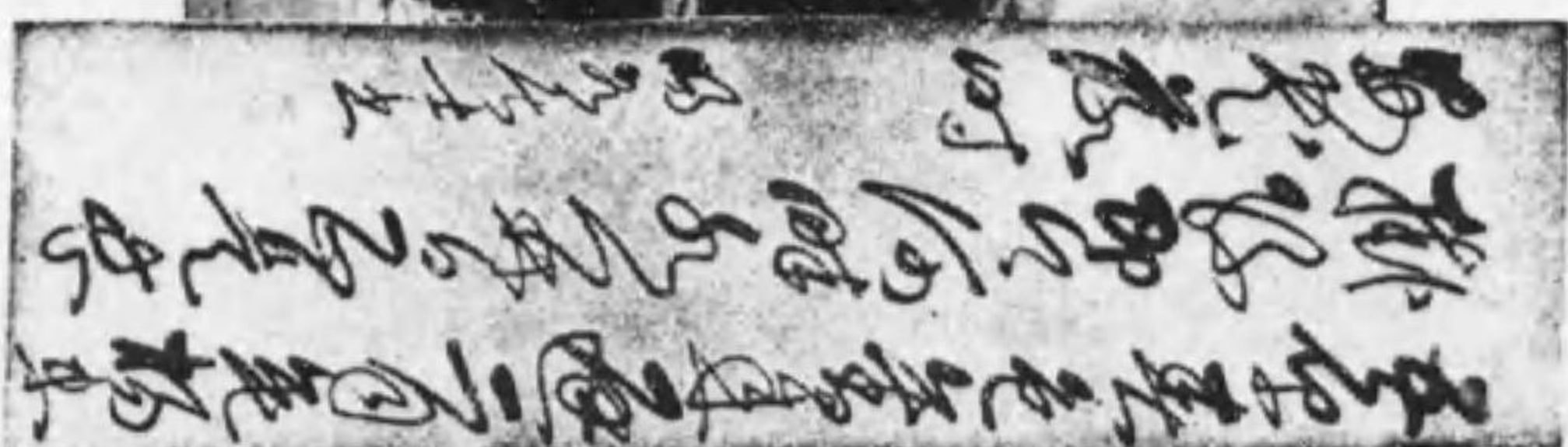
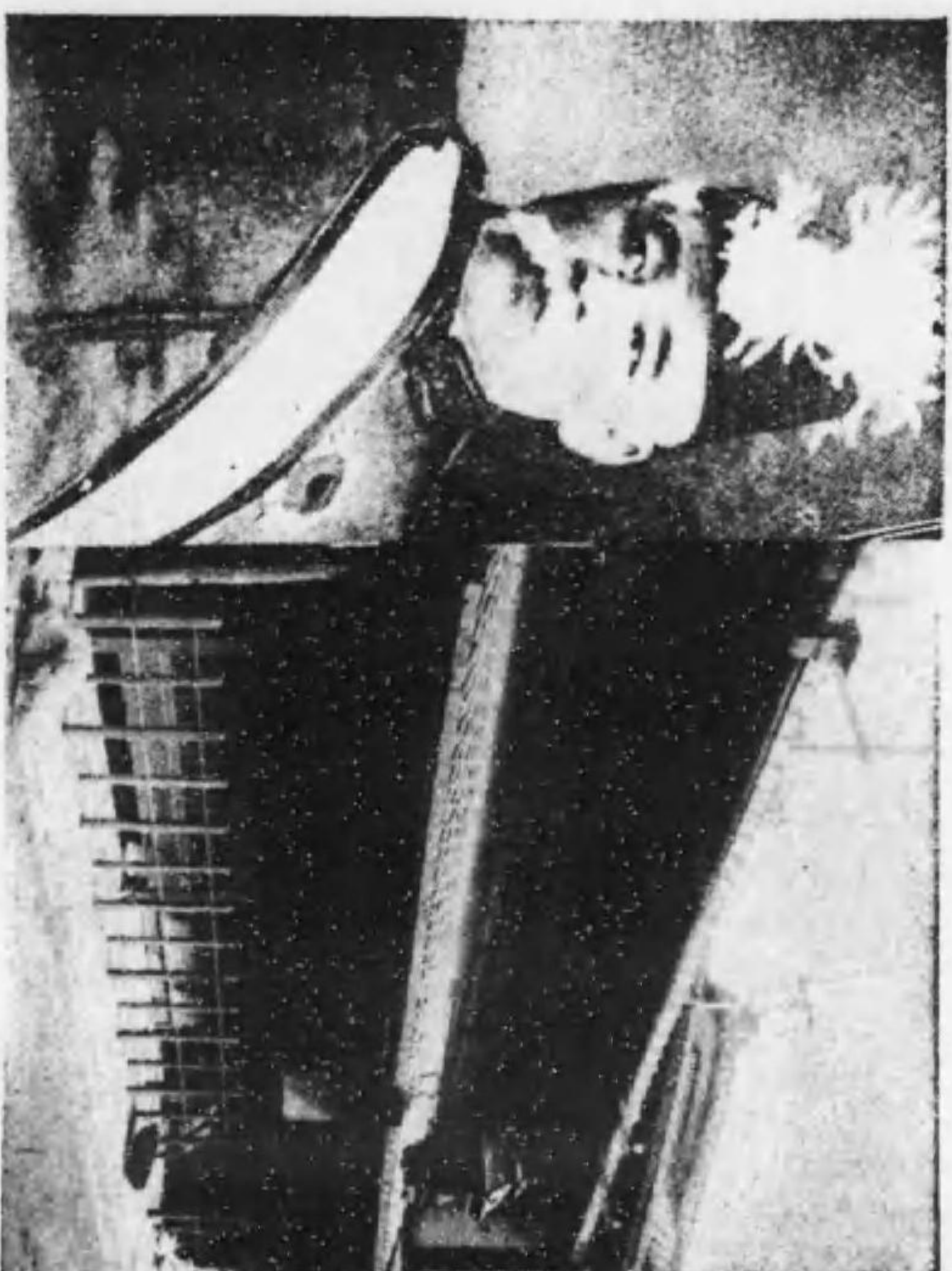
至らずして歸つて來たことがあつた。

参議令夫人

後藤象二郎の情懷

由良之助氣取で遊蕩

明治維新の大計は貸座敷や料理屋の中から産み出されたといふても差支へない、其依つて来る源は全く大石内藏之助に發して居るのである。そんな關係から志士は由良さん氣取で盛んに貸座敷や料理屋に遊で、いろ／＼の情話を作つたものだ、後藤象二郎も確かに其一人であつた、象二郎が穎悟衆に卓絶してゐるのを擢でた藩主山口容堂は、常に象二郎を機務に參せしめ、後京都の藩邸(河原町四條上る今の共樂館)に居らしめた、後藤は尊皇の志が厚く、廣く天下の志士と交はり、殊に西郷南洲も後藤の人物を推賞し、慶應三年十二月四日西郷は態々後藤を土佐藩邸に訪づれ、藩長土聯合して討幕の實を擧げやうとの相談を持掛けた事がある、後藤は早速土佐藩の智囊と呼ばれた福岡藤次(後の孝悌子)を



先斗町近喜の址 土州藩の後藤象二郎が参議の遊びをやつた
近喜今は鳥三といふ鶏肉屋になつてゐる右は後藤象二郎の遺蹟、中
央は近喜、左圖は後藤象二郎の肖像(参議令夫人の項参照)

福原越後の繪像 元治元年夏長州の大勢は一決し京都に遷襲することとなり家老神原越後六月十七日海路長州を發し伏見に來り兼盛に投じ、これより九門の戦ひに移る(蛤御門の戦の項参照)



呼んで協議の結果、藩侯に献策し、こゝに雄藩の大聯合となつたのであるが、後藤は斯くの如き大事業に手を附けていながら、頻りに程近き先斗町の遊廓に泳ぎ出し、旗亭近喜を本陣として豪遊を極め、其金放の美しかつたことが、當時の花柳界で評判となつてゐた、そして後藤は常に丸梅の小仲を愛し小仲亦勤氣はなれて後藤に仕へてゐたが、小仲は新京極の勇鮎の娘で、尋常の藝妓ではなかつたから、後藤は常に小仲に丸鬘を結ばせて座に侍らし、志士仲間の垂涎の的となつてゐたが、小仲は一向後藤が根引をして呉れぬから、俄に娥眉を剃落して土佐藩邸に駈込み、「後藤さん、サアお約束の根引をしてください」と駄々をこね、後藤も大に弱つて小仲を落籍し、遂には参議夫人に鰻上り、當時京の三條の鮎屋の娘、今ちや参議の御臺様といふ俗謠が流行したのは此小仲の事を謳つたものであつた。

福原の來伏

二四〇

幕府震駭して

防備おさ／＼怠りなし

池田屋の椿事があつて以來、長州藩の憤慨甚だしく、毛利侯父子は奉勅始末書を作つて朝廷に奉つたが、何等の命にも接せず、益々不平を高めたが、元治元年正月十九日には毛利侯父子は、三條卿以下の五卿と、相會し、協議の上、左の歎奏文を草して、川村能登守、丹羽出雲守の兩名をしてこれを齎らしめて上洛せしめた。

臣等勅勸犯罪の身を以て、國家の大政を猥りに奏言仕候は朝憲も憚らず戰慄恐惶の至に候得共、攘夷の議は、外夷蠻の叛響、内國脈の盛衰に相係り候事故、臣子の情分難忍沈黙敢犯萬死鄙夷建白仕候、抑外夷拒絶の儀去歲以叡命不拘幕府の示命可有掃攘旨御布告被爲在候處於關東鎖港談判被懸候に付應接

中輕舉暴發無之様更に列藩へ御布告被爲在候に付追々攘斥之御處置可有之儀に存候處、至今日未御實効も不被爲立如何被爲在候哉と奉窺察仕候處當節大樹にも上洛列藩宗集國是御一決膺懲の廟算被爲在候儀と恐察仕候へ共萬々一も期限御遷延に相成候ては掃攘の機會も被爲在間敷積年の叡慮御貫徹の時無之且人心の方嚮も不相立加之萬民の疾苦に至邦内瓦解に相成候は禍亂不可謂遠夷賊之術中に陥り振古所無之大恥を被爲受神州腥羶の汚俗とも可相成と泣血悲歎仕候、蒙昧愚陋之身天下の重事を奉議候は多罪之至恐入候へ共區々の情難默止冒瀆天尊言上以候。不敬不憚之罪御仁宥被爲垂寸志の程聖察不堪仰願候、死罪々々誠恐誠惶頓首謹言

別紙

臣等分外の蒙知遇を莫大之鴻恩に浴候處去年八月十八日參内他出等被止候處勅命に違背し脱走仕候次第、朝廷の御變事を不願叡慮之御深旨をも不奉窺、國家多難、被惱宸襟候折柄、於閣下微忠をも相勵可申の處、不束之進退、不憚朝憲不敬之舉止、其罪不輕、宸衷の程も如何可被爲在哉と恐縮仕候。於一

同も斧鉞の誅をも可蒙の處、僅被止官位候段、仁恩之厚、不堪感泣候。自元
 攘夷の儀は、年來の叡慮に被爲在候處、膺懲の事業難被行、宸念貫徹不致儀
 不堪慨歎悲憤之至、不顧身分外夷掃攘盡微忠、聊奉慰宸襟國恩萬分の一をも
 報度志願に有之候處、却て嫌疑に相觸れ、奉對朝廷懷異心候風説も有之候由
 鄙情貫徹不仕候段、不堪悲歎罷在候處、右條々の次第、上京哀訴仕度存慮に
 候得共、當節の身分、其恐不少候に付以書付奉申上候。仰願聖明仁憐を被垂
 候様、伏奉願候。死罪々々頓首謹言。
 別紙差出候に付、可然御取成御奏達奉願度候。愚情の委細、家來を以申上度
 候間、拜謁被仰付御聞取給はり候様伏懇願仕候也。

元治元年甲子年正月

季 知
 實 美
 通 禧
 基 修

隆 詞
 賴 德

傳奏御中

この歎奏は功を奏せず、會桑の勢力旺んにして反つ 長州征討の議が唱導せら
 れたから、川村と丹羽の兩名は長州侯及び六卿にその旨を復命すると、其憤慨
 は益々甚しく、肥後の志士宮部鼎藏、小阪小四郎等も長州藩少壯の士と相提携
 して、今や國家の形勢、日々に非にして、復坐視するに忍びず、此上は武力に訴
 へて、君側の姦を一掃せんと提言したから、毛利侯も大舉上洛して、事の次第
 を糺すに決した、六月十六日の夜には高杉晋作、大樂源太郎、佐世八十郎等、
 其翌日には真木和泉等も夫々本國を出發して上洛の途に就いた、かくして長州
 の兵は續々大阪の藩邸に入り、福原越後は大阪の徳山邸に宿し、志士の一隊は
 淀川を遡り山崎に着、總員は天王山、大念寺、觀音寺、寶寺に屯し、福原越後
 は伏見の藩邸に入り、來島又兵衛は嵯峨天龍寺に投じ、形勢甚だ不穩であつた
 が、朝廷は幕府に命じて、嚴そかに長州藩の入京を禁せしめられたから、長州

藩はこれ等のことは全く姦臣等の計であるとし、赤心を披瀝して屢々歎訴した
が一向御採用にならないのみならず、幕府は諸藩に令を下して、伏見街道、稻
荷前、竹田街道、朱雀口、四塚等を嚴重に警戒せしめたが、その部署は

- 東洞院竹田口
- 同通東九條村
- 同通同村上の端
- 烏羽街道四塚
- 朱雀村並に西七條
- 久世村
- 深草並に伏見豊後橋
- 八幡附近
- 檜木原村
- 清水阪
- 伏見三柄
- 松平肥後守
- 加藤越中守
- 松平越中守
- 藤田相摸守
- 大久保加賀守
- 酒井若狹守
- 戸田采女正
- 藤堂和泉守
- 九鬼大隅守
- 市橋壹岐守
- 井伊掃部頭

- 山中峠
- 山内村
- 橋本村
- 三條通西
- 太秦村
- 稻荷社附近
- 嵐山三軒家
- 東寺
- 江州安土山
- 老の阪
- 丹波二の手
- 沓掛ヶ村
- 向日町
- 高野村

- 松平土佐守
- 同 隱岐守
- 同 伯耆守
- 青山因幡守
- 本多主膳正
- 有馬遠江守
- 松平筑前守
- 一橋中納言
- 朽木近江守
- 松平豊前守
- 九鬼大隅守
- 織田山城守
- 松平甲斐守
- 仙石讃岐守

であつた、福原越後の伏見到着は斯くの如く、幕府を驚怖せしめたのである。

蛤御門の戦

來島又兵衛の武者振

長藩の戦死者と多数の分捕品

長州勢は伏見、嵯峨、山崎に屯して、已に京都の咽喉を刷し、元治元年七月十四日には福原越後と國司信濃の兩名連署の上、歎願書を朝廷に奉つたが、素より採用せられず、一橋中納言慶喜の如きは、長州叛逆の證據已に明白なり、彼かゝる書面を呈する上は、必ず來襲すべし、我れに於ても大に備へざるべからずと説き、朝廷に於ても十八日に至り、本日中に伏見、嵯峨、山崎の兵を撤回すべし、若し命に服さざるに於ては、征伐すべしとの嚴命を傳へられた、これと同時に九門は一層嚴重に警戒されて、宮門は堅く鎖され、何人も參内を禁せられた、かゝる間に其夜伏見の藩邸にあつた福原越後の兵は伏見を發し、先鋒として入京せんとし、途すがら藤の森に於て大垣の兵と戦ひ、大將福原越後は負

傷して、伏見に引返へすの止むなきに至り、嵯峨天龍寺にあつた國司信濃、來島又兵衛、兒玉小民部の三隊は、其翌朝間道より京都に入り、中立賣門に向ひ來島の兵は蛤門に至り、其守衛たる會津藩の番頭一瀬傳五郎、林權助の部下と戦ひ、砲聲銃聲入亂れて、兵火天を焦し、宮闕の下は修羅の巷と化し、較々ともすれば退却せんとする長兵も、來島の叱咤に勵まされて善戦し、屢々敵を死地に陥入れ、國司信濃の來援にあひ、意氣大に揚がり、一舉直に凝華洞にある松平容保を討たんとした、此時容保は病篤くして、歩行自由ならず、乃ち輿に乗じて參内せんとした、唐門前なる日野、勸修寺兩邸にあつた長兵は、不意に容保を掩撃せんと試みたが、不幸壽餅に歸し、會々敵彈飛來たつて、來島の脇腹を貫き、鞍上より墜ちて自及し、國司の別隊は桂小五郎を參謀として蛤門外に戦ひ縦横無盡に奮戦したが、衆寡敵せず、嵯峨天龍寺に引返し、益田右衛門介の一隊は、堺町御門の鷹司邸裏門により越前の兵と戦ひ、會津兵の來つて越前の兵を援くるに及んで、長兵の士氣沮喪し、久阪玄瑞、寺島忠三郎は自及し次で入江九一も戦死したが、鷹司邸は爆彈のために火を發し、九條邸に移り、

官軍又火を京の街に放ち、これより前長州藩邸も火を失し、又一方天龍寺は薩藩の村田新八のために焼かれ、堂塔伽藍を灰燼と化し去られたが、直に禁闕附近は跡片附に着手し、長藩の戦死者を調査した、其報告によるに、

□中町夷川上る町 緋羅紗陣羽織の裏に「君がためちりとかはねばちらすとも名は萬代の後も朽せし」の和歌を記してあつたが姓名不詳〔死骸〕

□富小路佛光寺上る町 長藩岩本藤四郎藤原具之〔死骸〕

□上長者町新町東入 花色滅の具足に山本又四郎具計調之と記せるを着した
胴骸

□同町 國司信濃組松田清右衛門胴骸

□新町中長者町上る町溝中 國司信濃組小荷駄附小者兵千代の胴骸

□鷹司邸門内 花色緋具足を着したる焼爛の胴骸

□醍醐邸溝中 胴骸

□堺町御門内西殿町溝中 胴骸

□新町上長者町上る町 國司信濃内藤倚鐵雄組藤重源藏

□ 鷹司邸溝中 入江九市源弘致、小林友之輔源以義外二箇の胴骸

□ 東洞院五條下る三丁目溝中 長州清末藩藤山辨藤原朝の死骸

其他六十七の遺骸は何者とも判明しなかつたが、十九日後諸藩にて召捕へられ
京都町奉行所に引渡された長州藩の者は左の通り

(若州より引渡) 國司信濃家來

(膳所より引渡)

中村傳右衛門

佐藤彦兵衛

津田彌助

吉田幾助

山本忠平

藤本與一郎

野田新太郎

福田與兵衛

山根又七

芥川五七

(會津より引渡)

有田三郎兵衛

彌助

幸助

いづれも二十七日を以て牢内にて斬罪に處せられ、又大御目附が、此騒動によつて分捕した調書によると

一、 旗四流 (鐘秀、筑後國高良山鎮座高良氷山命、下總國香取座羅津太神、

田邦育藏と記したるもの)

一、 小旗二流

一、 鉢巻 百八枚

一、 陣羽織 二

一、 小旗 多數

一、 胴巻 入江九市着用

一、 二斤野戰砲車共 二挺

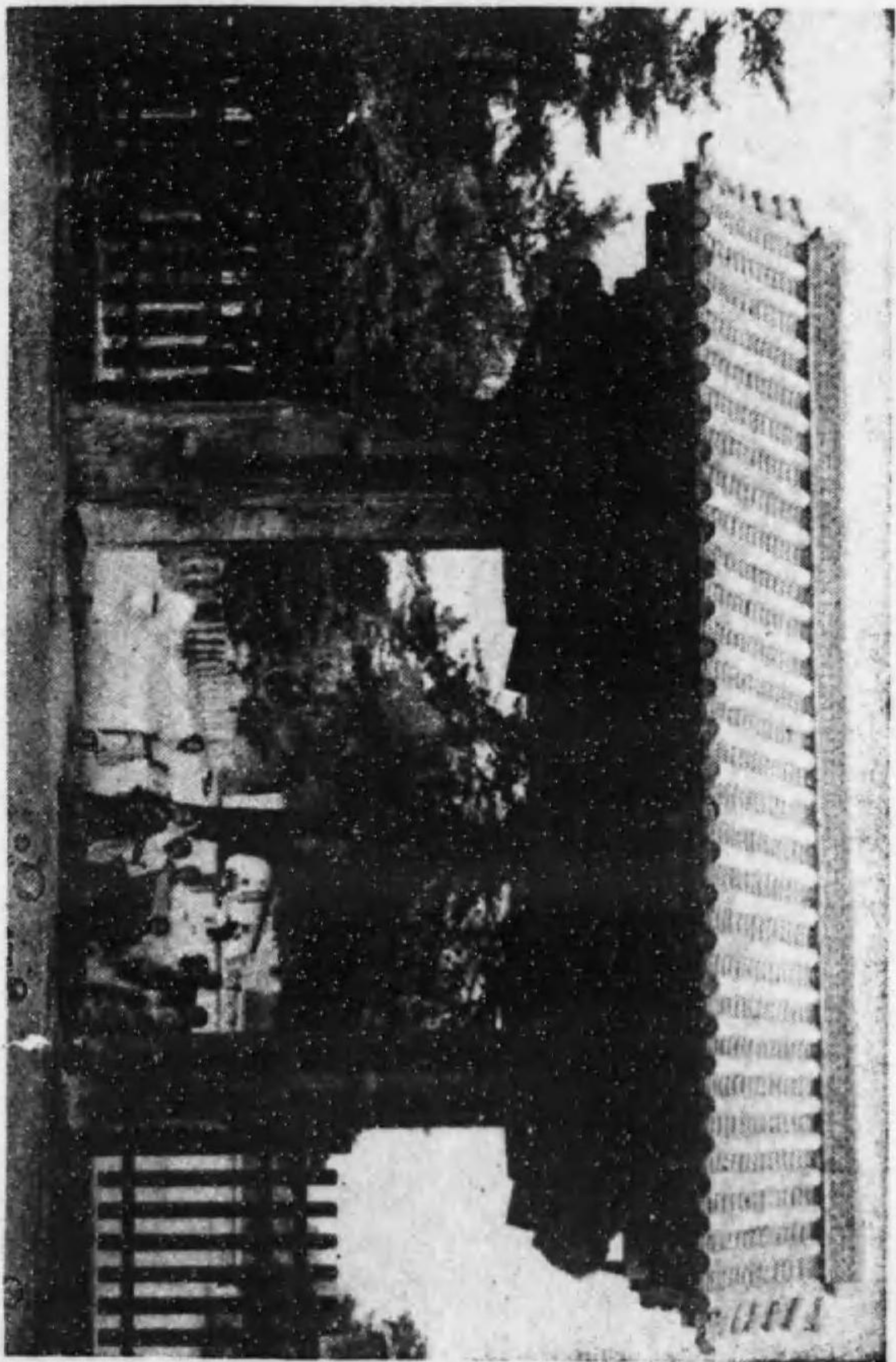
一、 午天砲車共 一挺

- 一、古製百目筒 二挺
- 二、同彈藥箱 四
- 一、大砲胴亂 二
- 一、弓矢 二張
- 一、鎗 十五筋
- 一、刀 廿八本
- 一、馬 一疋
- 一、具足(革小丸) 一領
- 一、馬具 一通
- 一、籠手 六具
- 一、兜 九刎
- 一、佩楯 一
- 一、鎧 九領
- 一、頬當 八

- 一、腰當 三足
- 一、擊發銃 四十三挺
- 七、一挺は毛利家臣吉村忠恕、三浦永之丞、石川寅吉、宮内藤七、梅村文
- 七、一挺は安藤真之助強恕、一挺は板井兼三
- 一、同燒筒 二十八挺
- 一、異風筒 二十四挺
- 一、長筒 一挺
- 一、同燒 八挺
- 一、擊發銃劔 三十五本
- 一、玉藥 二荷
- 一、合藥入 一
- 一、陣笠 二
- 一、鉦 一
- 一、鐵軍扇 一

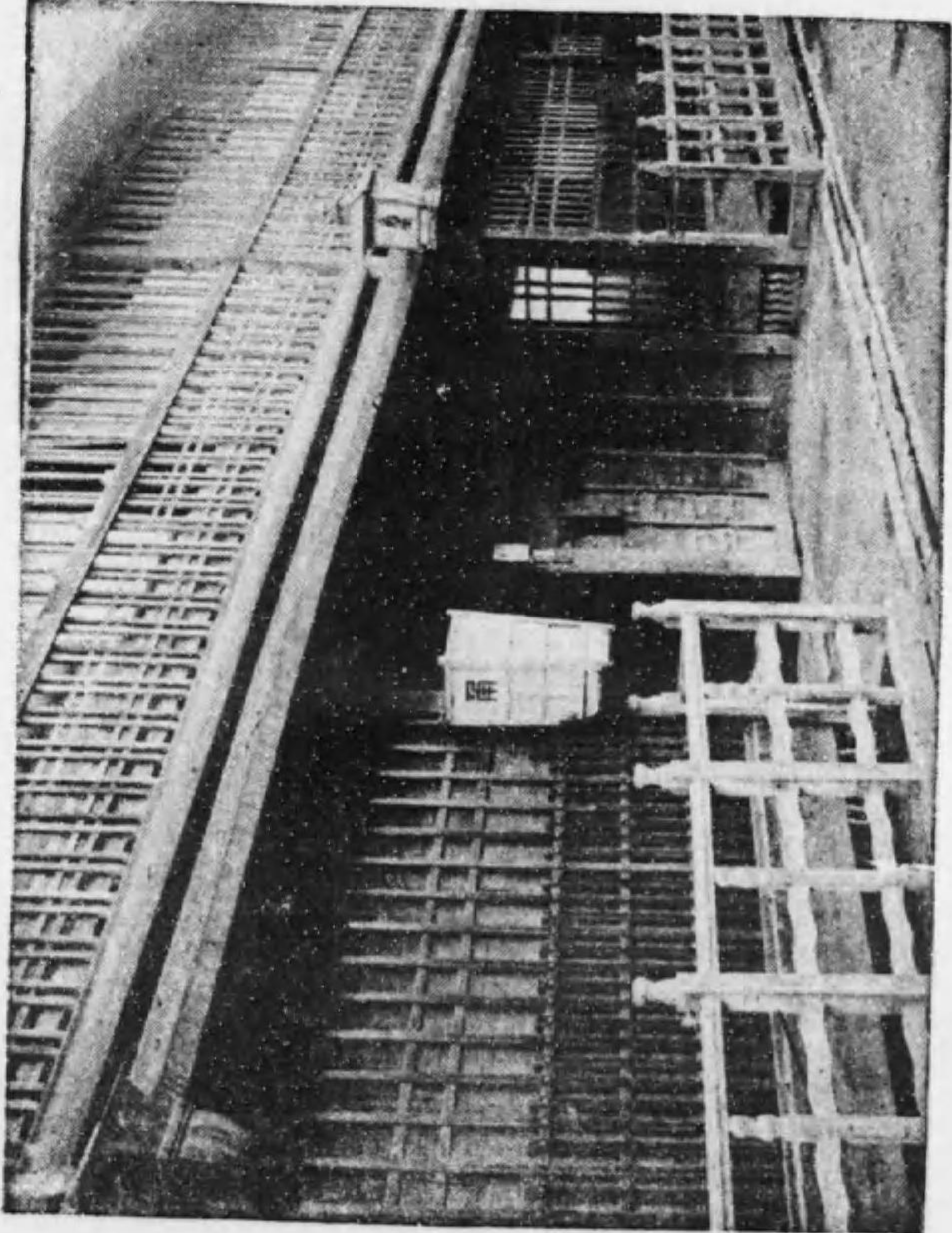
- 一、旗金 七本
- 一、鐵鞭 七本
- 一、胴服 一
- 一、笠(細袋共) 三
- 一、鎧 一口
- 一、轡 一
- 一、木綿陣羽織 一
- 一、鑽帷子 二
- 一、胴亂 十
- 一、薙刀 一

七月二十一日には、長州方に加勢した鷹司家々臣青山右京亮、有栖川宮々臣粟津駿河守、日野家々臣山中左近將監、勸修寺家々臣谷口式部大丞、烏丸家々臣大澤造酒、石山家々臣須田將監は、町奉行に呼出され、嚴重なる取調を受け、これと同時に鷹司前關白、有栖川太宰師熾仁親王、鷹司大納言、中山前大納言



空無門 京都御苑内におり(給御門の戦の項参照)

島原の角屋 角屋は各國の志士も新選組も匠人に豪遊を試みた
が久坂玄瑞は給御門の戦の前数日久方振りに角屋を訪れた(角屋
のお客の項参照)



橋本二位中納言、石山右兵衛權佐、五條少納言、中山前中將、勘修寺右少辨、
平松甲斐權頭は參内を差止められた。

禁闕擾亂の時よめる

野々口隆正

高根にはさはらさりけり大内の

山の下風たちさはくとも

どんく焼

二五六

全市は灰燼に歸し

悲惨なる物語のかすく

元治元年七月十九日朝には長州軍は、京都に向つて進撃したが、これと同時に河原町三條上る東側の長州藩邸より出火し、數日間京の街を焼燼して、大騒動を惹起したが、當時の状況は尊攘堂藏板の甲子兵燹圖の説明に詳細を盡してゐる

甲子年七月十九日朝辰刻の京都河原町三條の上東側に長州公の御屋敷あり、其内より、出火し、追々燃上り大火となる諸人屋根に上り、其火を見るのみ一向に馳行者なし

午の刻に至り丸太町邊より、又々出火する、鐵砲大筒の音しきりにきこへけれども、何故のことゝもわきまへず、又下京より登り來る八幡、山崎邊に固

めし諸侯の軍勢御所邊大事と馳登る、御所邊の町家は、何の思慮もなく、たゞ驚くのみ、何一品持出る間もなく、土藏あれども、戸をしめる間もなく、先下京さして逃來る、南へ走る軍とあり、これを見るもの譯は知らねど銘々に、これはたゞある事にあらずと藏なき者は隣家を頼み、無理に押込、除所の藏やくもやかぬも考へなし、何方へ逃ると約束もなし、家内ばらく西東危ふかりける有様なり。

中立賣御門さわ烏丸長者町邊より出る火、追々下へ燒來る、東は寺町丸太町西は新町下立賣、火口いくつと數知らず、追々烈しく燒來る、逃來る諸人の其中に兜と具足に血刀かたげ、手おひ武者かたにかゝりて逃來る、町家の病人人におはれ、産婦、はらほて、後家、娘、大家の奥方、御新造も、北は山端、鷹ヶ峰、上加茂、平野、みそろ池、御室、松の尾、嵐山、東は白川、鹿ヶ谷、吉田山より眞如堂、黒谷、南禪寺、粟田口、大津、坂本、唐崎遠どころへ逃るもあり。

同十九日九つ過三條通東へ逃るよろひ武者、町家の者は數しらず、祇園、圓

山、清水山澁谷越へ、山科村、老人、子供ある者は遠き處へ行きもならず、先づ川東に馴染ありて、皆夫々に逃こめば、一軒の家に五軒、七軒所持の衣類の風呂敷包み、櫃におめしの入た儘、梅干壺や、香のもの、帳面類に如來さま、位牌、過去帳、白砂糖、喰さしの蒸菓子やら、不都合だらけの事どもなり。

先廣場へと心さす、大佛邊や東福寺、伏見、深草、稻荷山、八條、九條、西七條、島原、東寺、淀、竹田、此あたりには、固めの軍勢大筒、小筒音たてゝ、行もゆかれぬ所もあり、火勢はいよゝゝ烈しくなり、西は堀川、東は寺町、其間は一面の火となり、十九日夜に入て、防ぐべき手だてもなく、火は燃え、次第々々寐所もなく、寐ても居られず、其夜は野中、山中にて、市中の火勢あれゝと泣ばかりなる有様なり。十九日夜は様々の難澁多し、病人を連行く道中にて、死せしもの多く、又は途中にて出産し、母親娘をせふて、赤子を前だれにつゝみ、松原通を西へ逃げ、翌日兩人共死す、五條烏丸住し人、十六歳になる倅病なりしを布團に包み、妹の手を引き、土藏なけれ

ば、僅かなものを風呂敷に包み、松原の西寺町宿坊を頼み逃込み、病人を介抱せしに、此寺俄に御大名の下宿申付られ、町人ども急に立退べき由、こゝにも居られず、又々病人を背負ひ、焼場の北へ廻り、川東二條新地しるべの方へ行て、かの病人をはつとおろせば息絶たり、五條坂に住し人七十餘の老人、病氣になりしが、十九日夜近邊皆々東山へ逃行き、彼病人、子息某、孫兩人戸板に乗せ、東へさして持行、鳥邊山通妙寺宿坊なれば、是へ持込しに爰にて息たへたり、直に葬らんと思へども、僧も男も逃行、棺箱に入るも箱がなし、漸々地を掘り、半分埋めて土をかぶせ逃行、僧を無理にとゞめ、布施と廻向と引かへに、左右へ逃るいそがしさ、その外是に似よりし有様は、かぞふるにいとまなし。

またこゝかしこに死する人多く、各頭なし、何國の人ごもしれず、ひとつに集めて東山に葬る。

二條御幸町邊に住し人の嫁出産して十日目なりしが、兩人とも長持に入て、やう／＼寺町天神境内え持行き、蓋をしめて、わがみの家へ歸り、少しの物